

# 異文化理解論

(2005年度)

文教大学人間科学部

太田 和敬

【目次】		
第1章	日本人論	1
1-1	はじめに	1
1-2	戦前の日本論	1
1-2-1	福沢諭吉 独立と脱亜	2
1-2-2	新渡戸稲造と「武士道」	3
	夏目漱石 開化との格闘	5
1-3	戦後の日本人論	6
1-3-1	ベネディクト『菊と刀』	6
1-3-2	タテ社会の人間関係	7
	『甘えの構造』	7
1-4	日本人の特性	8
1-4-1	勤勉さ	8
1-4-2	子どもを大切に	9
1-4-3	鉄砲を捨てた日本人	10
第2章	オランダ社会論	12
2-1	人工国家オランダ社会	12
2-2	オランダの風景 風車・チューリップ・運河	13
2-3	チューリップの実用性	15
2-4	オランダの「寛容」	17
2-5	開放性	19
2-6	環境問題への取り組み	21
2-7	オランダ社会と安楽死	22
2-7-1	安楽死の放送	22
2-7-2	安楽死問題を考える	24
2-7-3	アメリカの安楽死に関する日経の記事	25
2-8	オランダ社会と麻薬・売春	26
2-8-1	麻薬の合法化	26
2-8-2	売春婦の組合、学校	27
第3章	アメリカ社会論	29
3-1	少年法廷	30
3-1-1	少年法をめぐる問題	30
3-1-2	teen courtの導入	32
3-1-3	NHKの放映	33
3-1-4	teen courtの開始	33
3-1-5	制度の類型	35
3-1-6	teen courtの目的	36
3-1-7	teen courtのプロセス及び判決の意味	37
3-1-8	論争点	38
3-1-9	成果	39
3-2	メーガン法について	42
3-2-1	メーガン法の成立	42
3-2-2	メーガン法の内容	43
3-2-3	メーガン法の法律的問題	45
3-2-4	情報開示の方法	46
3-2-5	地域への影響	47
3-2-6	まとめ	48
第4章	エスベラント	50
第5章	異文化理解と葛藤	51
5-1	ちびくるサンボ問題	51
5-1-1	ちびくるサンボ問題の経緯	51
5-1-2	パナマンと出版について	52
5-1-3	ちびくるサンボの日本での受容	53
5-1-4	イギリスでの批判	53
5-1-5	芸術作品と民族差別の問題	57
5-1-6	ちびくるサンボは差別作品か	60
5-2	言語の問題	62
5-2-1	言語をもつということ	62
5-2-2	国家と言語の状況	62
5-2-3	植民地の問題と言語	64
5-2-4	先進国の言語政策	64
5-2-5	複数言語教育	66
5-2-6	言葉と平等	67
第6章	人の移動	68
6-1	外国人労働者	68
6-1-1	何故外国人労働者が増えたのか	68
6-1-2	外国人労働者受入れの問題についての論議	72
6-1-3	外国人が増えると犯罪が増えるのか	73
6-1-4	外国人労働者は、国内の労働条件を悪化させるか	74
6-1-5	教育にとっての意味	75
6-2	国際結婚	77
6-2-1	国際結婚と異文化接触	78
6-2-2	アジアからの花嫁	80
6-3	国際養子	85

6-3-1 幼兒虐待・少女強制売春 .....	85
6-3-2 国際養子 .....	88
資料 .....	91

## 第1章 日本人論

### 1-1 はじめに

「ガンホー」という映画がある。

アメリカでは大ヒットしたが、日本では上映されなかった映画である。日本とアメリカの協力で製作されたにも拘わらず、日本で上映されなかったのは、あまりに日本人を滑稽に描いていて、日本人からの反発があるのではないかと危惧されたからと言われている。

つまり、アメリカ人が日本人を嘲笑するような印象を与えるのである。しかし、表面的には確かに日本人を素材にした笑いに満ちているがただそれだけではない。この映画は日本人とアメリカ人の考え方の異質性と同質性を、共に表現しているのである。

物語はアメリカで自動車工場が閉鎖され失業した人たちが、日本のメーカーの進出を依頼し、実際に紆余曲折を経ながらも、工場が軌道にのるというものである。その過程で、日本人の管理職修養、朝のラジオ体操などがおもしろおかしく取り上げられるが、一方では、アメリカ人リーダーの調子良さや、技術力の低さなどが揶揄される。そして、日本人スタッフとアメリカ人労働者の意識の相違から対立が繰り返されるが、結局最後は工場を成功させようという双方の努力が、お互いの理解と友情を育んでいくという結末になっている。

異文化に育った人の「異質性」を描きながら、「人間誰でも共通な面がある」ということだろうか。異文化理解とは、まさしく、文化を異にする人々同士、違う面を理解しながら、その中にある共通性を認識し、コミュニケーションを成立させ「うまくやっていく」術を学ぶことだろう。

しかし、この映画には「日本特殊論」的なイメージが濃厚に現れている。

日本は島国で他国と交流した時期が短く、独自の文化を発展させた「特殊な国」であるという意識は、日本人にも、外国人にも根強い。『不思議の国ニッポン』というかなり長期的な出版物があった。オランダ人ジャーナリスト、ウォルフレンの『日本の謎』は世界的なベストセラーになった。「ここが変だよ、日本人」という人気テレビ番組もある。

こうした日本特殊論の多くは、欧米の価値観を基準に日本の異質性を際立たせる手法をとっている。

一方で、日本は特殊な国ではないとする議論もある。

梅棹忠夫は『文明の生態史観』（中公文庫）の中で、日本とヨーロッパの相似性について論じている。

ヨ-ロッパは2つある。ヨ-ロッパと日本である。ヨ-ロッパと日本は非常に似た歴史をたどってきた。ヨ-ロッパと日本の封建制度はよく似ており、中国の封建制度とはかなり違う。鎌倉から室町を経て江戸に至る封建制度は、武士や農奴の関係が独特の性格をもっている。これはヨ-ロッパと日本にのみ見られる。そして、そこに商品経済が出てきて資本主義が成長してくる。江戸時代は停滞した時代であるように見えるが、遅いけれども確実にヨーロッパと同じ発展の動きは起こっていた。ヨ-ロッパは中からそうした発展が起きたが、日本は外圧によってであった。この違いはあるけれども、基本的な特質は共有している。

これが梅棹の議論である。

Q 日本は「異質な社会」だろうか。それとも「普通の国」だろうか。

日本人の異質性のひとつとして、日本人は非常に集団主義的であると言われることが多い。しかし、ヨーロッパ人で日本人をよく知る者の中には、日本人は非常に個人主義的であるとみる人もいる。日本人は集団主義的なのだろうか、あるいは個人主義的なのだろうか。

### 1-2 戦前の日本論

異文化を理解するためには、自分の文化を理解することがまずは必要であろう。そこで、

代表的な日本・日本人論を検討しておくことにする。

ここでは2003年現在での「お札の人物」を対象にしよう。

政治家から文化人に代った3人は、いずれもこの問題に、人生をかけて取り組んだ思想家、実践家だった。戦前の日本の課題は何よりも近代化であり、「富国強兵」であった。幕末欧米の先進国に武力をもって開国を迫られ、不平等条約を押しつけられての近代化であったから、それはさまざまな歪みをもたらした。そういう中での近代化に対する問題性に取り組んだのが三人の意識であった。

### 1-2-1 福沢諭吉 独立と脱亜

他律的な開国によって成立した明治国家の中で、どのようにしたら主体的に国際社会でやっていけるのか、この点が当時の知識人の主要な課題だった。

福沢諭吉は1835年に豊前中津藩士の子として生れた。3歳の時に父が死に、非常に貧しい少年時代を送ったが、その時の体験が封建制度への批判意識となったといわれる。

19歳の時に長崎に留学し翌年大阪の緒方洪庵の塾に入り、1860年に幕府の使節の随員として渡米している。慶応義塾を創設し、啓蒙活動を通して明治国家の建設に関与した。あまり知られていないが、福沢は幕府の役人として生麦事件に関わっている。生麦事件は、薩摩の藩父の島津久光が江戸に来て、その帰り神奈川の生麦でイギリス人が行列を乱したというので、死傷させた事件である。この時、イギリスは幕府に関係者の処分と莫大な賠償を要求したが、福沢は翻訳係だったので、イギリスの要求文書を翻訳して幕府の首脳に渡していた。この経験が、国家が独立することの意味を、リアルに感じさせることになった。

明治になって、福沢は民間にあって開化論者として論陣をはり、封建的なものと闘った。「天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず」という言葉に示されるように、封建的な身分制を否定し、近代的な資本主義経済の価値観として、実学としての西欧文明の吸収を目指したわけである。儒教に対する批判、儒教的な身分制度への批判、そして、当時としては大変高い西欧民主主義の理解とによって、個人の存在を前提にした実学の進めを説いた。しかし、それは強烈な国家的独立の意識でもあった。「一身独立して、一国独立す」という有名な言葉は、このことを示している。

1881年、朝鮮から日本への使節団「紳士遊覧団」が訪れ、日本の各地を回って文明開花した日本を視察した。その中から二人が福沢の慶応で学ぶことになった。そして、日本にやってきていた金玉均が、福沢を訪れ知遇をえることになった。

明治維新当時開明派だった福沢は、朝鮮の開明派を援助して政変を起こそうとして失敗する。その後、アジアの停滞性に失望し、次第に「脱亜論」を鮮明にするようになる。

福沢は明治18年に有名な「脱亜論」を主張した。

日本は官民あげて努力し、西欧文明を吸収して、古い体制から脱却したけれども、アジアの国は未だに頑固に古い体制に執着している。そのような国と深くつきあっていると、日本も同様だと西欧に思われる。「我国は隣国の開明を待て共に亜細亜を興すの猶予ある可らず、寧ろ其伍を脱して西洋の文明国と進退を共にし、其支那朝鮮に接するの法も隣国なるが故にとて特別の会釈に及ばず、正に西洋人が之に接するの風に從て処分す可きのみ」として、朝鮮や中国に対する侵略を是認するような、主張を述べたのである。

「悪友を親しむ者は共に悪名を免かる可からず。我れは心に於いて亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり。」

悪友とはつきあわないと宣言したのである。

西欧列強がアジアを植民地にして、支配しようとしている。日本も早く西欧に追い付かなければ、植民地にされてしまう。ところが、アジアの諸国はそうしたことに気がつかないで、翫迷固弄の状況である。隣国だからといって、そうした国の状況につきあっていたら、日本も進歩することができない。だから、ここは隣国といえども無視して、はやく西欧に追い付く必要がある。

これが、福沢の言わんとすることである。

脱亜論にはもちろん強い批判もある。尹健次は次のように書いている。

福沢や小野などの知識人に共通しているのは、幕末・維新の過程で西欧の侵略下で苦しむアジアの民衆を見て、はじめは日本・朝鮮・中国の連帯によって西欧に対抗し、東洋の平和を達成しようと考えたことである。けれども彼らは、明治半ばの清仏戦争や朝鮮の甲申政変などを見て、アジアの内部からの近代化達成の可能性に疑問をもち、しだいにアジア蔑視の認識を強めていくことになった。歴史の真実としては、西欧列強のアジア侵出によってアジアの民衆は苦しみのだん底に突き落とされていったのであるが、責任はむしろ侵略される側の文明度の不足、つまり無知にあるとみなし、そのぶん西欧崇拜の衝動が高められるとともに、アジア蔑視観が強められていった。

もちろん、明治初期の知識人に対外的危機感が強かったのは当然である。知識人の多くは知識は力だと信じ、一国の独立は国民精神の独立にあり、国民精神の独立は教育と学問によってもたらされると考えた。けれども対外関係がきびしくなり、日本の独立が怪しくなって危機感を強めはじめると、教育と学問の方向性は天皇中心、つまり神頼みのそれへと傾斜していき、アジアとの連帯ではなく、アジアへの侵略によって危機を打開していこうとした。<sup>\*1)</sup>

中内敏夫氏は、『日本教育のナショナリズム』で、「薩長政権のイデオロギーとしての国権的ナショナリズムは、日本を非西欧化していくのではなく、アジアの優位者としてアジアを同化していくという、階層的秩序論として展開した。そして、脱亜意識は同化主義に吸収されることによって日本の植民地教育のイデオロギーに転進した。」という趣旨のことを書いている。福沢の脱亜論は、容易に植民地のイデオロギ-に変質するものだった。

しかし、福沢は単純に西洋を礼賛しているのではない。むしろ生麦事件で見たように、また条約改正での経験から、早くヨーロッパに追い付かないと大変なことになるという危機意識を掻き立てられたのである。<sup>\*2)</sup>

### 1-2-2 新渡戸稲造と「武士道」

次は新渡戸稲造の「武士道」である。この本はいかにも日本的な精神を説いたような題の本だが、実は非常に西欧的な教養に溢れた本であり、日本の「武士道」とキリスト教がいかに同質の精神をもっていたかを色々な引用で証明しようとしたもの、英語で書かれた。

新渡戸稲造は国際連盟の事務局次長だった。教育者としては東大の教授、東京女子大の学長であり、内村鑑三と札幌農学校の同級生だった。国際的な活躍をした一方、日本の状況を理解してもらおうとして、色々な本を英語で書いて日本を西欧に紹介した人である。

新渡戸稲造は、おそらく戦前日本で最も国際的な人物だった。若い頃に「太平洋のかけ橋」となることを決意し、アメリカ人と結婚して、国際連盟の事務局次長を勤めるという国際的な経歴をもった人物は、戦前には他にはいない。国際社会に対して、非常に誤解を持たれた日本の様々な事柄に対して、欧米人に分りやすく、また納得しやすい方法で、日本を理解させる試みをして、新渡戸ほどに成果をあげた例も他にないと思われる。

『武士道』は欧米人に向けて、日本人の精神は西欧の精神と大変似たものであって、決して妙な理解しがたいものではないことを証明しようとした本である。

新渡戸がこの本を書くきっかけになったのは、あるベルギー人が、日本には教育の核となる道徳がないのかと聞いた時に、彼の納得のいく説明ができなかったのが、日本の道徳を世界に説明する書物が必要であると痛感したことである。したがって、貧しい武士の家に生れ、育ってきた道徳を、新渡戸が多分に理想化したものである。その点の批判は昔からあるが、少なくとも新渡戸の目的から考えると、その理想化は必要なものだった。

武士として生れた経歴と、早くから「太平洋のかけ橋」となることを決意し、アメリカ人と結婚して、国際機関で要職を果すという、西欧文化に対する深い教養とを結合して、日本の古典と西欧の古典の中から、同質性をもった部分を豊富に引用し、日本の徳が西欧の徳と基本的には同じなのだ、として相互理解を深めようとしたのである。

武士道は武士階級の身分に伴う義務であるが、その基本は「フェアプレー」であり、神道、仏教、儒教からそれぞれの徳を取入れて形成された。その徳を形成する要素は、義・勇・仁・礼・誠・名誉・忠義である。

勇氣は、義の爲めに行はれるのなければ、徳の中に数へられるに殆んど値しない。孔子は『論語』に於て、その常用の論法に従ひ、消極的に勇の定義を下して、「義を見て爲さざるは勇無きなり」と

説いた。あらゆる種類の危険を冒し、1命を殆ぶくし、死の顎に飛び込む、これはシェークスピアが呼んで、「勇気の私生児」と言へるものが、不当に喝采せられた。併し乍ら武士道にありては然らず、死に値せざる事の為に死するは、「犬死」と賤しめられた。プラトーは勇気を定義して、「恐るべきものと恐るべからざるものとを識別することなり」と言ったが、プラトーの名を聞いたことさへなかつた水戸の義公も、「戦場に駆け入りて討ち死にするはいと易き業にて如何なる無下の者にてても為し得らるべし。生くべき時は生き死すべき時にのみ死するを真の勇とは云ふなり、」と言って居る。

\*3)

新渡戸の晩年は、日本が次第に侵略戦争にのめり込んでいく、最も不幸な時代だった。日本とアメリカの緊張が高まっているとき、新渡戸はみずからアメリカに赴いて、日本の立場を説いて周った。これは、日本の不当なやり方を弁護するという批判を受けても仕方のない行為かも知れない。新渡戸の学問と信仰の高弟であった矢内原忠雄が、満州事変に際して、公然と侵略を批判をして、東大を追われたことに比べるとその感を深くする。新渡戸は満州事変に対して、必ずしも批判的ではなかつたともいわれる。

しかし、新渡戸は基本的には徹底した理想主義であり、平和主義者だった。そうした立場から、国際平和のために努力した。彼の理想主義が、現実の国家の対立に直面して、多くの場合裏切られていったとしても、理想を高く掲げることの重要性を身をもって示していると言える。

雲よりも上なる空に出でゆれば  
雨の降る夜も月をこそ見れ  
誰かこの雲上の高きに昇るものぞ。

横なる東西の関係を理解するものは、縦なる上下乾坤のそれを会得して而して後に初めてなし能ふものであるまいか。分け登る麓の途こそ東西南北の差あれ、達する末は高嶺なる如く、種々に分る人種、互に敵視する数多の国家の使命も終局の点に於て一に帰するであろう。\*4)

国家主義が広まっている時期に、国家主義の時代的及び理念的限界を見抜き、国民の豊かな生活こそが、平和な国際社会を保障することを、早くも見抜いていたのである。

新渡戸の偉大なところは、当時知識人も含めて、国民の大部分がとらわれていたイデオロギ-から、驚くほど自由であったことである。

その第1は、国家そのものの価値である。

国家よりも寧ろ社会団体に重を置く傾向が強まりつつあるを見れば、今後或は大国民たるを誇って他国に対して権力を振り、内国に於ては軍備、外交の為に国民が重税に苦しんでゐることを愚かなりとする時期も或は到来しはせむかと思はれる。\*5)

第2は、民族や人種というような概念には終始批判的であったことである。（「民族優勢説の危険」）そして、愛国心すら批判の対象だった。

とかく愛国心に富むものは自国以外に及び同情が少い虞がある。畜に自国の権利とか利益とか発展等とかに没頭して、とかく他国人に対してはその国を愛するものにも、好意を懐くことは稀である。

\*6)

もちろんこのように、主張しているからといって、軍国主義的教育にまっこうから対決したり、親友の内村鑑三のように、教育勅語に対して自己の信念を貫いて拒否したりしたのではなく、貴族院議員になっていることでもわかるように、終始支配層に身を置いていた。しかし、だからこそ、国際人というのが、単に憧れの対象になる「カッコいい」ものではなく、苦汁に満ちた存在だ、という重い事実を、新渡戸は私たちに教えてくれるのではないだろうか。

新渡戸の『武士道』はいまでも世界中で読まれているし、台湾の李元総統が『武士道』に関する著作を近年発表して話題になったりしている。それは武士道そのものが、日本人が感じているよりは、外国人にとってはいまだ過去概念になっていないからであろう。企業のために滅私奉公的に働く日本人のビジネスマンの姿は、君主に滅私奉公した武士に

重なってみえるのである。実際、歴史的にみて、武士道が国民的な道徳となっていたのは、武士階級が社会から消滅した明治時代以降であり、武士道の中核をなしていた道徳的な徳目が修身という教科科目を通して国民に教えられていったのであり、そういう影響が実際に現在でも残っているとも考えられる。その意味で、新渡戸の『武士道』は現代的な問題としても考えなければならない。

### 2-2-3 夏目漱石 開化との格闘

漱石は1867年に生れた。

大学を出た後、高等師範、松山中学、熊本第5高等学校の教師を経て、小泉八雲の後任として東大教授となり、文部省の留学生としてイギリスに留学した。そこで神経疾患にかかったことは有名である。この神経疾患は漱石の文明観に大きな影響を与えた。後年「日本の開花」という講演で、日本の開花の特殊性を考えると、本当に努力して開花に取り組んでいれば、どうしても精神的におかしくなるという趣旨のことを述べているのは、この時の経験にもよっている。

漱石は日本の近代化、文明開花の問題を、福沢とは違った意識と方法で問題にした。

福沢が「追い付き、超越せ」のイデオログだったとすれば、漱石は、そうした近代化の負の作用、あるいはもっと根底的に、そうした近代化が果たして真の近代化なのか、あるいは、そういう近代化は価値があるのかという問題を問い続けたのである。

その一つは、開化に伴う「知の制度化」である。

世襲的な身分がなくなっても、教育が発達したとき、教育を受けた人とそうでない人の差別が生れると批判したのはルソーだった。教育や教養は人々の解放に大きな役割を果たすと同時に、ある社会的な関連の中では、差別の道具にもなる。教養が堅い制度を形成する要素になったりすると、漱石の批判する「知の制度化」が支配するようになる。

漱石は文部省が博士号を授与しようとしたときに、それを辞退して大きな話題を呼びた。望んでも中々得られない博士号を、向うからくれるのに断るという行為に、世間は驚き、漱石を支持する者、批判する者、大いに議論がされたようである。

では何故漱石は、辞退したのだろうか。

然し博士でなければ学者でない様に、世間を思はせる程博士に価値を付与したならば、学問は少数の博士の専有物となって、僅かな学者的貴族が、学権を掌握し尽すに至ると共に、選に洩れたる他は全く一般から閑却されるの結果として、厭ふべき弊害の続出せん事を余は切に憂ふるものである。余は此意味に於て佛蘭西にアカデミーのある事すらも快く思つて居らぬ。（「博士問題の成行」）

このような「知の制度化」への批判は、漱石は一貫していて、「文芸委員は何をするか」という講演でも、官選の文芸委員をきめることは、文芸委員がまるで国家を代表するかのようには振舞うことだと批判し、文芸を本当に興隆しようとするなら、学校教育において、長い視野をもって手数を厭わずに取り組むことが必要であると主張している。

第2の点は、日本の開化が外発的であったことである。

漱石は、「道楽と職業」という講演で、道楽は自分のためにやり、職業は他人のためにするのだという主張をしているが、開化という現象は一般的にこの道楽と職業が絡まっていると考えるのである。

開化とは「人間活力の発現の経路」であるが、そこには積極的なものと消極的なものがある。義務として言うべき、開化の営み＝修業（消極的）と、道楽に通じる積極的な開化の営みがある。これらは錯綜した経緯をとって、全体として開化が進んでいくと考えられるが、そこに競争という要素が出てこざるをえない。

ところで開化は内発的でなければならないが、日本の場合は外発的で、余儀なくされたものである。そのために、ゆっくりと時間をかけて開化するわけにいかない。そして新しい波が押し寄せる度に、それに対応しなければならないという開化である。だから、開花に進むにつれて、競争が激しくなり、かえって人間は苦しくなっている。（「現代日本の開化」）



漱石の主張は文化の多様性をしっかり認識することに基礎をおかなければ、内発的な開化は不可能だということだろう。

### 1 - 3 戦後の日本人論

#### 1-3-1 ベネディクト『菊と刀』

戦後の日本人論は、ルース・ベネディクトの『菊と刀』から始まると言ってよいだろう。高名な人類学者であったベネディクトに、アメリカ軍当局は、戦後の日本占領政策を有効ならしめるための研究を依頼した。日本は徹底抗戦してくるのか、占領はどんな困難にぶつかるのかを明らかにするために、ベネディクトは、日系のアメリカ人や日本人捕虜にインタビューし、日本人の心的特性を探ったのである。

日本人はアメリカがこれまで国をあげて戦った敵の中で、最も気心の知れない相手であった。」と述べ、それは日本人が両極端の性質を持つからだと考える。つまり、礼儀 - 不遜、かたくな - 順応、従順 - 不従順、寛容 - 意地悪というような正反対を性質を併せ持っているというのである。<sup>\*7)</sup>

ベネディクトは日本人の捕虜を面接して分析した。ベネディクトは日本には全く来たことがない。

また戦前の日本の軍隊教育では、捕虜は大変恥かしいことであり、捕虜になるくらいなら自決せよと教えていたので、面接された捕虜は特殊な精神状態にあったとも考えられる。

欧米では捕虜は正々堂々戦ったので名誉あることと考えられ、捕虜は自国兵と同様の待遇をしなければならぬとされていた。日本の捕虜虐待が非難されたのは、こうした背景がある。ベネディクトの研究の目的は、日本の占領政策をどのようにすれば混乱せずに遂行できるかを明らかにすることであったから、日本人の行動原理を明らかにしようとする。

欧米人にとって、「平等」な権利が重要であるが、日本人には、「階層制度への信頼」があり、それが、「人間相互の関係、人間と国家との関係についての日本人の観念全体の基礎」となっている。つまり、「各々其ノ所ヲ得」ということが重要なのである。<sup>\*8)</sup>

¥footnote{同上 p55}逆に言えば、日本人は国際関係の中で然るべき位置を占めるべきと考えていたにも拘わらず、それが裏切られたので戦争になった。これは「日本人には善行の試金石となるような普遍的な徳がない」ことを示しており、「したがって各人の行動は世評に気を配ることになる」、つまり、「日本人特有の問題は、彼らは、一定のおきてを守って行動しさえすれば、必ず他人が自分の行動の微妙なニュアンスを認めてくれるにちがいない、という安心感をたよりにして生活するように育てられてきたということである。」

ベネディクトには、有名な「罪と恥」という行動原理の分析軸がある。普遍的徳を行動原理とし、それに反することを罪と考える西欧人と、集団への顧慮を行動原理とし、それに反することを恥とする日本人というわけである。

そして、更に「過去への負い目 = 恩」という行動原理があり、これは、「無限の恩」である「教師・親・天皇・主人への恩」と有限の恩とがあり、前者に報いることは「義務」（忠・孝・任務）であり、永久的なものとなる。そして、後者に対しては、「義理」が生じる。興味深いことは、「義理」は西欧人の「借金」と似ており、返済が遅れると大きくなると考えられているということだろう。

こうした行動原理を日本人は家庭や学校の教育を通して学ぶのである。そしてここでも日本と欧米は逆転している。

	日本人	アメリカ人
幼児	自由	厳格
大人	厳格	自由
老人	自由	厳格 <sup>*9)</sup>

このように日本人は、絶対的主義はないので、間違えたと思えば、固執しない。「日本の行動の動機は機会主義的である。日本はもし事情が許せば、平和な世界の中にその位置

を占めるであろう。」として、ベネディクトは占領政策がうまくいくであろうことを推測するのである。

### 1-3-2 中根千枝『タテ社会の人間関係 単一社会の理論』

中根は主にインドを対象として研究していた文化人類学者である。インドと日本の相違を軸にして、日本社会の特質を「単一社会」と「タテ社会」というふたつの概念で分析している。社会集団の構成要因として「資格と場」という異なったふたつの要素があるが、インドは資格であり、日本は場ということになる。<sup>\*10)</sup>

日本の「場」である「集団」は「イエ」によって代表される。兄弟より嫁・婿養子が重視されるのはその典型であり、そこでは「同質性」が重視される。¥footnote{同上 p36}日本人のよく口にする「ウチ」というのは、この同質性を前提として集団に属していることを意味している。「ウチの会社」などという言い方は、欧米ではほとんどないとされる。

このため、日本人は集団に帰属しているかどうか、そしてどの位の期間所属していたかが重要な要素となる。リーダーの資格としてその人の能力ではなく、年齢や所属の長さが重視されるわけである。自民党の総裁（ほとんどが総理大臣となる）が「当選回数」が重視されることが、わかりやすい事例である。

集団帰属意識が基本軸になることでふたつの特質が現れる。「ウチの者とヨソの者」という区別が強いことは、2つ以上の場に身をおくことを不可能にし、単一社会を形成すること<sup>\*11)</sup>、「リーダーは全ての成員を直属幹部を通して把握する。」<sup>\*12)</sup>、つまり、集団の横の関係は存在せず、タテの関係で処理されていくということである。これが、「リーダーシップ」を発揮することを困難にし、エモーショナルな要素で集団が支えられるような状況を生むため、日本には「契約精神」が欠如することになるのだというのが中根の分析である。

中根の問題意識は、日本にも合理的な契約精神、決定の明確さ等を求めることにあったと考えられる。

ところで、中根は帰属意識や集団こそが行動原理であるという前提で論議しており、そのために、日本人は契約で動くという意識が弱いという指摘をしていたが、それが日米貿易摩擦などの場で、日本にとって否定的な証拠として引用されたりした。つまり、日本人は契約を遵守するという精神が欠けているから、貿易などで不正な慣行を残しているのだ、というわけである。貿易の場で契約を守らないというのは、日本人への批判として合理性を欠いているように思われるが、日本社会がルールを守るという慣行がしっかりしているかどうかは、検討する必要がある。

### 1-3-3 土居健郎『甘えの構造』

土居健郎の『甘えの構造』もベストセラーとなり、欧米でも重要な日本人論として評価されている。土居は「甘え」という感覚が欧米人にはあまり見られないことから、日本人の精神構造を理解する鍵概念であると考え、中根千枝の「タテ関係」も「甘えの重視」と把握する。<sup>\*13)</sup>

確かに日本語には「甘え」と関係する語彙が多い。

甘える 甘い 甘んずる すねる ひがむ ひねくれる うらむ（甘えられない心理）  
たのむ 取入る こだわる 気がね わだかまり 照れる<sup>\*14)</sup>

そして土居は、日本人の「価値観」を甘えとの関係で理解する。

人情	甘えと関係
義理	人為的に人情が持込まれた関係
恩	人情を受取ること
人情の世界	甘えが自然に発生する（親子）

義理の世界	甘えを持ち込むことが許される関係
他人	人情も義理も及ばない世界
内	遠慮のない世界
外	遠慮の必要な世界

土居はベネディクトの「罪と恥」に関する価値判断に対して疑問を投げかけ、ベネディクトは罪と恥を矛盾するものとして理解しているが、実際には相互に関係しているものであるし、また、「恥」が低いものではなく、むしろ根元的なのだと批判する。<sup>\*15)</sup>

しかし、こうした日本人の「甘え」の感情が「パブリック」な意識を育てず、プライバシーや西洋的な自由の概念が育たない理由となっており、それが社会の問題として露呈したのが「天皇制」であると分析するのである。

## 1 - 4 日本人の特性

### 1-4-1 勤勉さ

次に日本人の特性を考えてみよう。これは各自考える問題でもある。

まず日本人の「勤勉さ」である。「日本人は働き者」というのは広く認められている。近年は批判の対象でもあるが、完全に否定的に言われることはないだろう。

ベンジャミン・デュークは、もしマックス・ウェーバーが生きていて、日本を訪れたら、資本主義の精神は日本にこそあると感激しただろうと書いている。

勤勉であることは、人間にとって基本的に必要なことであり、それは誇りに思っよういことだろう。

おそらく「勤勉さ」は、日本人の古くからの特性だったのではないかと思われる。それは日本の生活の必要から生れたと考えられるからである。しかし、生活形態が次第に変化している現在、この「勤勉さ」という特質は、生活形態の変化と共に減少していくのか、ますます増大していくのか、もし減少していく傾向があるなら、学校教育の中で、努力して維持していいかなければならないものなのか、というようなことが、今後ますます問題になっていくだろう。

なぜ日本人は、勤勉な国民になったのか。

それには、様々な理由があるだろう。

ここでは、かつて日本の勤勉さを生んだ状況が変化しつつあることを、わかりやすく考えるために、農耕の特殊性を例にしたい。

日本の米づくりは、灌漑施設の工事や維持、そして、気候条件の関係で、雑草とのたたかいだった。前者はムラの共同性を生み、後者は勤勉さを生んだ。

日本に比べて、タイの米づくりは、実に簡単である。沼地に種を蒔く。そして、刈り取り時になると、舟を出して刈っていく。ずっと沼地での作業で、面倒な作業はあまりない。

しかし、日本では水がはってあるのは一時期で、その後水を抜いてしまう。すると、雑草が絶え間なく生えてくる。雑草を抜かなければ、稲が育たないから、ずっと雑草との格闘である。ごく最近までの日本人の大部分はこうした作業に、骨身を削ってきたのである。

今は違う。国民の大部分は農業をしないし、また多くの農業も農薬の使用で、めんどろな草取などしなくなっている。しかし、草取りの労働としての象徴性は残っているように思われる。私は1年間、PTAの役員をやったが、学校の管理者からひんばんに、学校の草取りをしてくれないか、と言われた。協力をすべきだという親もけっこういた。学校への親の協力が「草取り」というのは、象徴的なことだと思ったものである。

ところで、現在の日本は次第に豊かになった。そして、便利になった。豊かで便利になれば、苛酷な労働を厭うようになるのは避けられない。

こうして日本人の勤勉さは、これからだんだんなくなっていくのだろうか。

高度成長以降、農村社会的特質から、日本は次第に、工業・商業的な特質に変化しているが、それほど「勤勉さ」が失われつつあるとも見えない。大学はレジャーランドと考え、バイトと遊びに精だした大学生も、企業に務めると、ほとんどはモーレッツ社員に変貌していく。

日本人の勤勉さを育てているのは、おそらく子ども時代から大学まで続く絶え間ない「受験勉強」と、その後の企業の競争社会だろう。「学校」が、「水田」代って、日本人の勤勉さの形成の土台になっている。

このことは、教科書を見ると更にわかる。

前学習指導要領では、小学校の2年生の社会に「働く人」という単元があった。私が大学の「教育方法論」という講義で、学生に模擬授業をさせていた頃、この単元はとても人気があって、毎年選択するグループがあった。今はビデオ機器がそろっているので、自分で教材を作るのに適しているのである。駅員、クリーニング屋さん、郵便局というのが内容で、実際に中に入れてもらって、仕事を紹介するビデオ教材を作成していた。そして、作成されたビデオには、大学生も知らない仕事の内容が出てきて、模擬授業に生徒として参加した学生も、大いに勉強したようである。

さてここで考えたいのは、この単元で取上げられる労働の分野についてである。

日本書籍の『小学社会』1年は、「がっこうではたらくひとたち」という題で、イラストが出ている。

給食のおばさん、コピーをする人（先生か？）、養護の保健婦さん（養護教諭？）、計算をする人（事務の人か？）償却炉で働くおじさん、トイレの掃除をする人、交通整理をするおばさん（緑のおばさんか？）

『ジャパニ-ズ・スク-ル』で、デュークは、この教材が日本人の労働者の最も多くの部分を占めるホワイト・カラーではなく、肉体労働者であることに、日本教育の特質を見出している。確かに、この単元に出てくる労働は、多くの人が憧れている「カッコいい」仕事ではなく、むしろなり手が少ない労働、じみで「縁の下」の分野なのである。

これは学校が子どもに、「はたらく」ということの意味を、どのように教えるのか、あるいはどのような意味を、選択して教えるのか、という問題になる。

教材として選ばれている分野は、あまり多くの人々が就きたがらないものだが、学校で教えた結果、やはり就きたいという希望が出ないとしたら、教育そのものの意味も問われなければならない。

結論的に言えば、こうした教材選択は、「縁の下の力持ち」となる仕事の大切さを教え、そうした仕事を一部の者がするのではなく、可能な限り全員が「分かち合う」ような人間関係を作ることが目的だろう。

快適な生活を営むために、資源を多く消費すれば、廃棄物も多くなるように、カッコいい仕事の背景には、地味でカッコわるい仕事必ずある。

こうした労働を、誰がどのように分担するのは、社会全体の問題であり、自由な選択に任せてはおけないことだろう。「職業選択の自由」は大切な基本的人権だが、廃棄物を勝手に捨ててよい自由がないように、「3K労働をやらない自由」というようなことは、認められないのではないだろうか。（この点は後述）

もっともこのことは、もっと議論が必要なことと思われる。そして、3K労働を分かち合う人間組織を形成していくために、「はたらくひと」という単元を設定するなら、もっと多くの学年、とくに高学年でも扱うようにする必要がある。

#### 1-4-2 子どもを大切にす 密な人間関係の潤滑油

戦国時代に来日した宣教師が、日本では子どもがとても大切にされていて、子ども自身とても幸福そうで、笑顔に満ちていることに驚いたと記していることは有名である。

銀（しろがね）も金（くがね）も玉も何せむに  
まされる宝子にしかめやも

誰知らぬ者のない山上憶良の歌である。これは奈良時代の歌ですから、昔から子どもを大切にする気持ちが強かったのだろう。スパルタ教育で有名なスパルタでは、弱い子どもは深い穴に突落として、間引きしたと言う。

今日では子どもに対する教育熱心という形で、この感情は表出している。受験競争には歪んだ面がある。しかし、なんとか子どもに良い地位を獲得させたい、子どもにできるだ

けのことはしてあげたい、という親の願いがあるからこそである。江戸時代には既に世界有数の教育国だったことは、そういう点でも古い歴史をもっている。

「子はかすがい」と日本ではいわれてきた。子どもは夫婦を結びつける絆と考えられてきた。しかし、それは家族だけのことではない。

加藤秀俊氏は、鎖国は日本の発展を阻害した面もあるが、現在の国際社会の問題を考えると、重要な実験だったと書いている。つまり、鎖国は経済発展を追及しないで、生活を成立させることであったし、また密集して住んでいる人々が、密集したままで何とか生活していく必要があった。江戸時代の250年は、それをともかくも可能にしたのだ、というのである。（『比較文明の視座』中央公論社）

アメリカ人は故郷を避けて来た人や、そういう人の子孫である。自分の生活を切開く積極性とともに、嫌なことは回避するという面をも感じざるをえない。

かつては、国を変えて未開の地を自分で切開くことも可能だった。今でも移住は可能である。しかし、いくら住みにくくなっても、核戦争の危機、環境の悪化があっても、地球から逃げ出して生活することはできない。そして、世界はますます人口爆発で人が密集して生活しなければならない社会になっている。

「子どもはかすがい」という言葉に代表される日本人の知恵は、密集していきっていく人間関係を、どう円滑にしていくか、という経験をたくさん含んでいるのではないかと思われる。

子どもを大切にすることは、人々が狭い所にたくさん住んでいれば、どうしてもおこる人と人との衝突を回避する、とても有効な手段だったのではないだろうか。

子ども中心という習慣は、当然マイナスの面もある。バスや電車に載った時、席を譲らない児童への不満は、よく投書で外国人によって指摘される。

また青年の国際比較調査で、日本人の青年はいじめをみても、助ける人の割合が著しく低い結果が出たことがある。いじめを深刻にしている要因の1つが、誰も助けてくれない風潮にあることは事実である。これも自己中心的に育てられた弊害だろう。外国人が決まって批判する、子どもが老人に席をゆずらないことについて、少し考えてみる。日本では大人と幼児が載った時、まず幼児を優先的に座らせる。席がないときでも、小さな子どもに対しては、多くの大人の人が立って譲ってくれることが多い。これは幼児を依存的な存在として、社会が扱っていることを示している。もちろん幼児は依存的なのだが、外国の学校と、日本の学校との子どもに対する扱いを比較すると、日本の方が小学校の段階になっても、また中学生になっても、子どもを主体的な存在として扱わず、大人に素直に従うべき存在として扱っている。そのために、自分で座らずに老人に譲るべき年齢に達した時、その切換えができないのだろう。それは子ども自身の問題であると同時に、社会的にも「何歳から立つべきなのか」、あるいは「何歳から自立的であるべきなのか」という合意が不明確なのである。

### 1-4-3 鉄砲を捨てた日本人

戦国時代の日本は世界的にみても、最高の軍事技術をもっていたと言われている。鉄砲が種子島にやってきて、当時戦国時代だったから、たちまち全国に広がって、しかも大変効果的な改良がなされた。徳川家康が大坂城を攻撃したとき、大砲を打ち込むが、そうした大砲は当時ヨ - ロッパにはなかった。また織田信長が海軍を作って、鉄の船を作るのだが、鉄の船は世界最初だった。それから大分たってから、ペリ - がやってきて鉄の船を見て驚いのである。

スペインなどに日本が征服されるという可能性は殆どなかったとすることができる。歴史家が考えるのは、むしろインドとかのアジアで、日本とヨ - ロッパの国が戦争をするという可能性を考えているようだ。そういう可能性は充分あったといえる。鎖国以前は日本人は東南アジアに多数植民していたから、鎖国によってそうした動向を止めなければ、アジアの支配をめぐるヨ - ロッパと日本が争ったことは充分考えられる。

その前に撤収してしまったわけである。非常に不思議なことは、進歩していた銃を自分で捨ててしまう。他の国がやらなかったという意味では特異なものである。幕府自ら捨てるだけではなく、大名にも捨てることを強要した。刀狩りをやる。あまり他の国では見ら

れない。鉄砲も制限してしまう。大名に制限することはわかるが、幕府自身鉄砲を進歩させようとしなかった。大砲も捨ててしまう。戦自体もなくなっていく。武士は刀を差しているが、刀を抜いたことほとんどなどない。象徴としての刀にすぎない。

鎖国肯定論は、日本だけではなく、今日の世界にとって参考になるおおいなる実験であった。それは経済的な成長というものがなくても、やっていける。当時の日本は人口密集地帯である。既に江戸は世界で最も人口の多い都市である。そうした人口が密集し、経済の成長もないのに、多くの人々が平和に暮らしていったという事実。これこそある意味では、今の世界が実行しなければならない、しかし、極めて困難な課題である。日本は鎖国によってそれをかつてやったのだ、という考えがある。

成長を止めるということは、大変むずかしい。成長は地球の環境をよごす。したがって成長は制限しなければならない。しかし、成長を制限したら生きていけない、という不安がある。鎖国の経験はまさにそれが可能だ、ということを経史的に示している、というのである。確かに非常に平和であった。

日本人の感覚として、「飛び道具は卑怯だ」というのがある。これは江戸時代に作られたモラルである。武器をモラルの対象として設定したということである。こうした生活の知恵は世界に誇ることができるのではないか。

憲法9条をどう考えるかというのは、大問題であるが、9条をあのよう、たいした抵抗もなく受け入れたというのは、当時国民が虚脱状態にあったとか、いろいろ言う余地はあるにせよ、江戸時代以来の武器を捨てた習慣を前提に考えることが、重要で、もともと日本人は武器を持つということを、感覚的に拒否する感覚をみにつけたのだと言うこともできる。江戸時代以来民衆も武器をもっていて、明治時代も一貫して国民皆兵できたのだから、いくら占領軍が強制してもあのよう、国民が受け入れることは在りえないだろう。

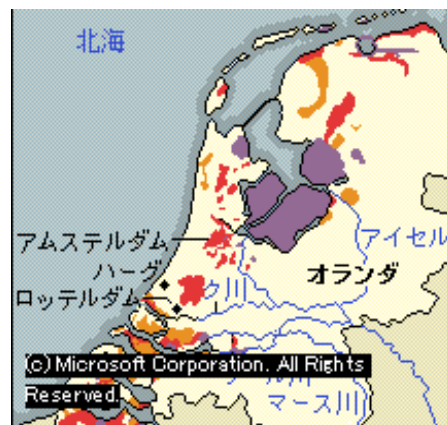
Q 日本人の長所・短所と思うところを整理してみよう。

## 第2章 オランダ社会論

### 2 - 1 人工国家オランダ社会

自分たちの国を語るときの、オランダ人の一番好きな言葉は、「神が地球を造ったが、オランダを造ったのは、オランダ人だ」というものである。これは、ほとんどすべてのオランダ人から聞くことができる。オランダ社会を語る上で、この言葉の意味を忘れることはできない。オランダ以外の国家は、すべて、自然に存在した土壌の上に建設されているが、オランダは、国土の40%、しかも、多くの人々が住むという地域に関しては、ほとんどが、埋め立てによって造成された土地から成っている。文字通り「オランダ人が造った国家」なのである。

オランダのオランダ語名称は、Nederland であるが、これは「低い土地」という意味であり、文字通り海面より低い土地が半分近くを占めるオランダの基本的性質を国名が表している。長い期間をかけて、海に堤防をかけ、その中を埋め立てるというやり方で、国土を広げてきた。しかし、全体として海面より低い土地が多いこと、ドイツからライン川など大きな川が流れ込んでいることのため、絶えず水を管理する必要がある。



主な干拓地

こうして、自然そのものを管理する必要がある、オランダ人の「合理精神」を生んでいると思われるのである。日本人は、自然を所与のものとして受けとめ、自然に適合して生きようとする姿勢が強いと言われている。しかも、自然の中には、台風、火山、地震など大きな被害をもたらす災害も含まれている。そうした中で、日本人は合理的に環境を設計していくのではなく、存在する状況に、たとえそれが、不合理なものであっても耐えていく姿勢が顕著に現れる。

1953年にオランダでは歴史的な大洪水が起こり、南西部に海水が流れ込み、1800人の死者が出た。その後全国で水の管理体制が強化され、学校でもこのときの体験が教えられている。

そして干拓事業は今でも継続しており、上の地図の北部の内海に端に見える黒い線は、実際には大堤防と呼ばれ、その上を道路が走っている。大きな内海を堤防で囲い、そして中を干拓して国土を広げているのである。この計画は極めて大規模なものだが、小規模なものはいくつか進行中である。

オランダ人の合理性は、例えば住宅に現れる。

オランダの家は大部分が集合住宅である。しかも、他のヨーロッパ諸国と多少異なるのは、一つの長屋を一家族が縦長（一部屋分の広さを、そのまま一階から三階まで使用する。つまり、すべての部屋が隣と接していることになる。）に使用する。したがって、近代的なマンションは別だが一階に住んでいる人とか、三階に住んでいる人というような家族は



存在しない。



1992年 - 1993年に私が住んでいた通り

そうなった理由は、おそらく洪水に備えて、すべての家が三階をもつためであろう。しかし、自然にそうなったというよりは、国家的な指導があったように思われる。というのは、オランダは建築基準が厳しく、改築等も自由にはできない。すべて、設計書面を届けて許可がありた建物は、外側に関しては、まず変えることができない。また、家も百年、二百年もつことを前提に建てられる。そもそも、土地を買って、好きなように設計し、家を建てるという、日本では通常の建て方は、ほとんどなく、都市計画にそった形での「建て売り」が大部分である。そのために、相当の金持ちでも同じ様な家に住んでいる。

このように、オランダでは土地は、非常に強く国家によって管理されており、そのために、土地利用が外からでも分かりやすく制御されている。その結果、都市機能なども意図的に分散され、都市はその都市特有の個性的機能をもっており、東京のようになんでもありの都市は存在しない。

アムステルダム	商業都市
ロッテルダム	貿易都市
ライデン	大学都市
ハーグ	政治都市

まずは、土地を売買の重要な対象として、経済を興隆させる日本の手法とは、オランダはまったく異なる。

## 2 - 2 オランダの風景 風車・チューリップ・運河

オランダといえば、大部分の人は「風車・チューリップ・運河」の3つを思い浮かべるだろう。これらは、いかにもオランダの「風景」を思わせるが、実際には、「人工国家」の象徴的存在なのである。もちろん、他にチーズや、最近はサッカー選手の小野と結びついてオランダのイメージをもっている人も少なくないかも知れない。スポーツはさておき、チーズなどはこの風車や運河と密接な関係をもっている。

オランダの風景はとても美しい。オランダと日本は、人口密度が極めて高い国である。しかし、日本とは違って密集して住んでいるという感覚はなくゆったりとしている。市街地からすぐに田園風景が続いていくが、どこでも牧草地が広がり、牛、馬、羊がのんびりと草を食んでいる。小さな運河で仕切られているから柵などもなく、ところどころにはきれいにそろった森がみえる。次の写真は私が住んでいた場所の近くにあるポルダーを利用した公園である。運河の向こうは牧草地域になっていて羊や馬が放牧されている。そして



この牧草地域を取り囲むように遊歩道が通っていて、人々は散歩したり運動したりしている。



ライデン南西部のポルダー

オランダは日本と異なって、人が住むことができない山地がまったくない。すべての土地が利用可能なので、人口密度が同じでも、7割は山地で住むことができない日本よりもずっと広々としている。そして、美しい田園風景が広がっているのである。

しかし、やがて飽きてしまう。というのは、どこに行ってもこうした風景が広がっており変化がない。人工的に造った土地であり、狭いオランダのことだから結局同じような造り方になるのであろう。

しかし、鑑賞用には不向きかも知れないが、住む場所としては快適に作られている。国中、砂地などはほとんどない。北海に面した海辺くらいのもではなからうか。緑は豊富、運河を荷物運搬に利用するので騒音が少ない。土地は平地で自転車が多く、従って車の洪水は一部の都市にしかない。もちろん自動車はほとんどの人が持っているが、政府はできるだけ自動車に乗らずに生活できるように配慮し、自動車に乗ることが不経済であるような状況を意図的に作り出している。つまり、車やガソリンが隣国ドイツに比較すると格段に高い。もちろん、それを不満に思っている人々は多いが、そうした政策が環境を守っていることは認識されている。

こうした風景は、無政府的な開発に任せたのではなく、人間が住みやすいように、人工的に作り上げた結果なのである。

ここ数年、世界的に大雨 洪水という被害が出ているが、海面よりも7メートル低いオランダではほとんど洪水の被害は出ていない。これは、人工国家オランダが全国的に治水事業を行ってきたためである。

海面よりも低いことと、ライン川が流れているために、水を国中に分散させ集中しないようにして管理している。ライン川はオランダ国内に入ってくると、無数の運河に分散していく。

オランダを車で移動していると、頻繁に道路の左右に運河が並行して走っているのを見ることができる。多くの場合左右の運河の水面の高さが異なっている。もちろん、オランダ中の運河は水門で繋がっている。そして、水門の開閉で水の移動を管理している。こうした水面の相違は、湖などでもあり、数個の湖が隣接しているのに水面の高さが違ったりする。

風車は低い水面の運河から、高い水面の運河に、水を押し上げるための器具なのである。そうして、海面より低い運河から水を押し上げ、最終的には北海にまでもっていくのであり、

水量が著しく上昇したときには、全国の運河に水を分散させることによって洪水を防ぐ。

\*16)



Peter van der Voort "Holland fascinating flowerfields" REBO Production

こうして、土地と水を全国的に管理してきたことが、いかにも「人工国家」に相応しい。

### 2 - 3 チューリップの実用性

では、チューリップはどうか。

チューリップが咲く季節のオランダは本当に美しい。チューリップが咲く畑が絨毯のようにならずと広がっている風景が汽車や車から見える。



Peter van der Voort "Holland fascinating flowerfields" REBO Production

多くのヨーロッパ諸国では、日曜は店がほとんど閉ってしまう。開いているのは、ガソリンスタンドとか、駅のキオスク程度になる。(もっとも、近年、次第にこの状況は変わりつつあるようだが。)ところが、オランダでは駅に近い花屋だけはいつでも開いている。オランダの花は、観賞用であると同時に実用的な必需品なのである。というのは、寒いヨーロッパ北部では秋に暖房を入れはじめると、春に消すまで一度も暖房を切らない。たとえ空家であっても、暖房を入れておき、1ヵ月程度旅行に行っても不在であっても同様である。その暖房は家全体を暖めるもので、玄関などにも通っている。そのために、家中が乾燥してしまう。湿度を低下させないようにしないと、風邪をひいたりして健康を害するために、常に花を飾って乾燥を防いでいる。従って、常に新鮮な花に入れ替えておく必要もある。



Peter van der Voort "Holland fascinating flowerfields" REBO Production

このように、花が実用品であるから、花産業はオランダ最大の産業のひとつであって、園芸農家はオランダでトップクラスの金持ちである。

さて、本来農業は、「人工」的イメージよりは、「自然」のイメージに近く、天候や地形等の自然環境に影響されやすいと考えられている。しかし、オランダの農業は人工国家らしく、極めて「工業」イメージに近いものである。

庭植えチューリップは16世紀にコンスタンティノープル(現イスタンブール)からヨーロッパにつたわり、たちまち高い人気をえた。花への関心が高まり、とくにオランダでは1634~37年にかけてチューリップマニアとよばれる大流行があった。チューリップへの投機がつづき、たった1つの球根に巨額の金が投じられた。大勢の人々が破産したのち、政府が取り引きを規制したため危機はおさまった。チューリップの栽培はオランダの重要な産業で、球根は今でもオランダの主要輸出品目である。<sup>\*17)</sup>ちなみに、日本へは文久年間(1861~64)にはいったが、本格的な量産がはじまったのは大正末期、新潟県中蒲原郡小合村(新津市)でオランダから球根を輸入し、栽培をはじめてからである。やがて新潟県下にひろまり、ついで富山県の砺波平野にもひろまって、日本のチューリップ産業の中心となった。

農業を商業的に行うオランダ人のやり方は、既にこの時期から現れていた。

オランダは非常に畑が少ない。温室がかなり広がっている地域が散見できる。こうした温室で野菜はほとんど栽培されている。(花は畑が多い。)

テレビでトマト農園が放映されたことがあるので、それを紹介しておこう。

温室の中に水路が3筋ずつ並行に走っている。そして、その間にはレールが敷かれている。ひとつの水路は水耕のためのもので、そこにトマトの木が並んでいるのである。温室はコンピュータ管理されていて、温度、湿度、光が調節され、理想的な状況が常に保たれている。曇であれば証明が光を補うという具合である。

そのトマト温室では土はなく、水に栄養素を溶かしてトマトに与える。

こうして、一定の質と大きさを保ったトマトが、季節や天候にまったく左右されることなく、一年中収穫可能になっている。そして、土を使わないために害虫がつくこともほとんどなく、農薬をほとんど使用する必要がない。

収穫時期になると、レール上にトロッコを走らせ、そこに、乗った人がもいで、左右の水路にトマトを落としていく。するとトマトは水路を通過して下の選り分け作業場に流れていき、ベルトコンベアを移動する内に等しい大きさに分類され、そのまま箱詰めされていく。人間がやるのはもいで落とすことと、箱詰めされたものを密閉してトラックに詰込むだけである。

オランダの農業は、だいたい、こうして温室の中でのコンピュータ制御で行われている。人間科学部の教育・福祉研修で、オランダの職業高校を訪れたことがあるが、そこでもコンピュータ制御による花栽培を見た。ただし、そこでは土が使用されていた。そして、その高校ではプロも参加する品評会に出品すると言っていた。コンピュータプログラムが正確に作動していれば生徒でもプロと張合えるわけである。

## 2 - 4 オランダの「寛容」

また、オランダを考える場合、国の成立も忘れることはできない。

16世紀に、オランダ(ネーデルラント)の人々は、当時世界帝国であったスペインの王フェリペ2世に対して、信仰の自由を求めて反乱をおこした。北部諸州はユトレヒト同盟をむすんで独立運動をつづけ、1581年、スペインからの独立を宣言した。1648年にウェストファリア条約で正式に成立した。その後、フランスによって滅亡させられたりしたが、ナポレオンの敗北により、1815年にウィレム1世が即位して現在のオランダ王国が生まれた。ベルギーはもともとこの新王国の一部だったが、1830年に分離して独立国家となった。

このようにオランダは、宗教的自由を求めて、スペインから独立戦争を経て独立した。シラーの名作とそのベルディによるオペラ化で有名な「ドン・カルロ」には、フランドル地方の貴族たちが宗教的自由を求めた場面が出てくる。

独立戦争は激しく闘われ、そこから幾多の文学が生まれたわけだが、世界でももっとも古い大学のひとつであるライデン大学は、ライデン市の人々が勇敢に闘ったために、国王オレンジ公ウィリアムが返礼として贈ったものである。

国王が、市民に何を望むかと聞いた回答が大学だったという。

このように、オランダは国の成立が自由を求めてのものだった。しかし、アメリカと違って、ピューリタンが逃れて作った国ではなく、そこに住む人々が支配の形態を変えさせた点が異なる。しかも、プロテスタントの人々が立ち上がったが、カトリックの人々が追い出されたわけではなく、その後も共存・共生することになった。そこから、オランダ独特の「寛容」の価値が形成されてきた。

信教の自由を求めて、独立戦争を戦い、その結果独立したという「自由」の価値の大きさは、今でもオランダ社会で生きている。

その一例がアンネ・フランクである。

アンネ・フランクは、決して過去の問題ではない。現在でも、アンネ・フランク問題は完全には消えていない。ユダヤ人問題、ナチス問題だけではなく、広く人権問題として、継続しているのである。今もアンネハウスは、アムステルダム有力な観光コースになっているが、財団はアンネの問題だけではなく、現代の人権問題を常に取り上げて世界に訴えている。その反動か、アンネの日記は偽物だという攻撃が常に繰り返され今日に至っている。そうした攻撃に反論するために、資料考証を完全に行った「アンネの日記」クリティカル・エディションが出されたのは1990年のことであった。

アンネ事件の示すところは命がけでナチから守った人たちが、たくさんいたという事実

である。もっとも、密告も少なくなかったらしいが、それでもアンネのような隠れ家生活から、最後まで生き延びた人が1万数千人いたとされている。

ドイツでは、ほとんどいなかったことを考えれば、外国とはいえオランダ人の寛容と勇氣は賞賛されてしかるべきであろう。

ただ、何故隠れ家が可能であったのか、そこに現れたオランダ人の感性はどういうものかという点こそが大切である。

さてオランダ人の誇る寛容であるが、近年それに陰りが見えてきていると言われている。その「寛容」はオランダにおける「政治的暗殺」がないこと、そしてそのためにオランダの政治家はSPをつけず、一般人が議員のいる建物にはいって来て、政治家に自由に話しかけることができるという習慣が続いてきた。しかし、それを揺るがすような大事件が2002年に起きたのである。それは世界に報道され、日本でも大きな衝撃を与えた事件であった。

私が1992年から1年間オランダに滞在していたときに、ドイツで激しいトルコ系移民に対する暴力事件が起きていた。そして、オランダではネオナチの行為に対する厳しい批判が渦巻いていた。しかし、一般の人たちの中には、オランダでは暴力行為はないが、感情としては移民に対する反感があると何度か言われた。つまり、オランダは小さい国であるのに、移民をたくさん受け入れている。そして、移民は最初教育を受けなければならず、教育費はその間の生活費は税金で支出しなければならない。それを負担しているのはオランダ人だ、もうその負担は大きすぎるという声であった。

これは決してオランダだけの声ではなく、西ヨーロッパに広く見られた現象であり、事実その後の10年間に各国の選挙で移民制限を主張する保守派がどんどん進出したのである。オランダでは2001年に突然ロッテルダム大学の社会学の教授であったフォルタインが翌年の総選挙に出馬することを表明し、労働党の政権は終わると予言した。彼は次々に政策を発表し、移民に対する厳しい内容を提示し、テレビにもどんどん登場して、既成の政党に論戦を挑んで行った。国民の多くはフォルタインの主張に共鳴していったようである。彼は移民してきた人たちを追い出すのではなく、これ以上の移民受け入れは当面停止し、既に入っている移民にオランダ語やオランダの習慣についての教育をしっかりと行うべきであると主張したのである。彼は当初労働党系の政治家であったが、2002年のロッテルダムの地方選挙で新しい党を結成し、そこで大勝をおさめた。そして、6月の選挙にそなえて、「フォルタインの党」という名称の新しい政党を結成、総選挙に臨んだのである。おりから、突然のように、ユーゴ紛争におけるオランダ軍が、イスラム教徒が迫害されているのを放置したという責任が浮上し、オランダ社会全体が揺れ、首相のcockは責任をとって次期選挙で出馬しないことを表明し、一挙に内閣の入れ替えが行われることが確実になり、選挙が加熱したのである。ところが、その過程でフォルタインは暗殺され、その写真がメディアに掲載された。





オランダでは400年間政治的暗殺がなかったので、ありえない事態が起きたと衝撃を与えたのである。同情票もあり、フォルタイン党は第二党に躍進した。

オランダの選挙は完全比例代表制で、その選挙は日本のように候補者個人が主に行うのではなく、政党間の主張をぶつけあうので、党首の討論が主体となる。フォルタインは極めて論争能力の高い政治家だったので、テレビ等での討論会をリードし躍進していったのだが、他の党員は当選したとはいえ、まったく突然結成された新政党であったので（しかも既成の政党から分離したわけでもない。）政治経験がなく、また選挙中に政策をたたかわせて鍛えられた人たちでもなかった。しかも党首は暗殺されてしまったので、そこから例のない政治的混乱が起きた。私が2002年9月にオランダに行ったときには、毎日テレビでフォルタイン党の議員を中心とした政治的ごたごたがニュースで放映されていた。党首に頻繁にかわり、また分裂を繰り返した。そして、最大政党のキリスト教同盟から出ていたバルカネンデ首相はフォルタイン党と一緒に政治を行うことはできないとして、10月に早くも議会を解散し、再び2003年1月に総選挙を行うことになったのである。

この事件と直接の関連はないが、2001年の911事件のあと、オランダではイスラム教徒を警戒する論調が政府からも出され、イスラム原理主義が学校教育に介入しているという前提の調査が行われ、イスラム学校への攻撃が繰り返された。

そして、フェンローというドイツとの国境の町で、移民の子ども一人を含む2人が青年を白昼スーパーマーケットの駐車場で殴り殺してしまうという事件が起きた。犯人の親が移民第一世代であり、かつ父親はオランダに30年間住みながら、オランダ語をまったく解せず、従って職に就いたこともないことが、オランダ人の憤激をかってしまった。30年間生活保護を受けて生活していたわけである。

イスラム移民への複雑な感情と、白昼暴行殺人を誰も止められなかったという反省が入り交じって、オランダ人の寛容の精神に対する反省が語られていた。（国際教育論のテキスト参照）

## 2 - 5 開放性

オランダはスペインから独立したあと、イギリスの前、時期的には短かったが世界帝国として君臨した。日本で、スペイン・ポルトガル、そして、イギリス人の勢力が追い出され、鎖国をしたにも拘らず、オランダとだけは国交を結んだのは、ちょうどオランダが世界帝国であったからである。日本の鎖国というのは、実際には幕府とオランダの間の「貿易独占」であった。

そうした世界的国家の立場から、帝国主義的な理論ではなく、自由で開放的な理論が生

まれた。エラスムスは自由な学問の提唱者であったし、グロチウスは自由な航海等から国際法の理論化を行った天才であった。

オランダは、国土が極めて痩せた土地であったので、世界に出て行かざるをえなかったが、逆にそうしたギャップを利用して、若者がどんどん世界に活動の場を求めて出て行った。今でも大学で外国研究の卒業論文を書く学生は、多くがその現地に数カ月滞在して研究をする機会を得る。ただ、いかにもオランダ人らしいのは、あらゆる機会を利用して奨学金等、自己負担の少ない方法で出かけることである。

アメリカはもちろんのこと、ヨーロッパ各国は、外国人、多民族問題に悩んでいる。戦後の経済拡大期に導入した外国人労働者や、植民地の人々が定住し底辺層を多く形成している。そして、多くの国の主要な社会問題になっているのである。特に、ドイツではトルコ人の殺傷事件などが頻発した。

ところが、オランダではそうした外国人排斥の風潮は弱い。オランダでも1993年に初めてネオナチグループが、地方選挙で議席を得たが、それでも全国で3議席であり、国会レベルではまだいない。ドイツは、国会は5%条項で進出を阻んでいるが、地方レベルでは、2割程度はネオナチ政党によって、議席を占められているのである。

ヨーロッパの差別の大きな問題である「ユダヤ人」問題も、オランダではほとんど存在しない。オランダが商業国家であることも原因して、昔から、ユダヤ人には寛容であり、そのため、ヒトラー台頭の折り、多くのユダヤ人がドイツから、オランダに逃れた。アンネフランク一家もそうした例だった。

オランダ社会の特質として、かつて「柱社会」というのがあった。今は相当消滅していると言われているが、その思想の骨格は残っているような気がする。

「柱社会」とは、基本的に宗派的に社会が組織され、極端に言えば生まれてから、死ぬまで、関係する人間組織がすべて宗派的な中で可能になっている状況といえよう。

カトリックであれば、カトリックの産婦人科医の手で生まれ、カトリックの幼稚園から学校に通い、カトリック系の放送や新聞に接しながら、カトリック系の企業で働く。そして、カトリック系のサークルで親交を結び、死んでカトリック教会に埋葬される。

こんな人生が実際にあったかどうかは疑問であるが、そういう組織原理を「柱社会」という。これは、徹底した棲み分け社会といえよう。かつては、人口移動も少なく、地域的な宗教、宗派が大体一定していたので可能なことだった。しかし、都市化が進み、人口移動が激しくなれば到底維持できない原理である。

しかし、現在でも放送分野で原理的に残っているとされる。オランダの放送システムは、極めてユニークなものである。

オランダテレビは国営放送が3チャンネル、民放が2チャンネルある。民放は多少違うので、ここでは国営放送にシステムを説明する。

国営放送と言っても、NHKやBBCとは全く異なる。国営放送でありながらスタッフも何も存在しない、ただ一種の事務局が存在するだけであり、実際の放送制作業務は行わない。国営放送は電波の割り当てを行うだけなのである。

では番組を制作するのは誰なのか。それは放送をしたい人たちが自発的に組織した「放送協会」である。放送協会は、千差万別、実にさまざまな団体がある。政党、宗教団体、ボランティア団体、営利団体等。そうした団体が、自らの欲する番組を制作し放送するのである。もちろんそのための費用は自己資金である。

たくさんの団体（放送協会）が、番組を作れば、電波を割り当てなければならない。その割り当ては、放送協会が自分の番組を宣伝する「機関誌」を発行し、その定期購読者の数によって行う。あらゆる放送協会の機関誌の定期購読者の5%を占めれば、5%の時間帯を確保することができる。

時間帯の確保に必要なのは、基本的にはこの定期購読者の数である。従って、番組の内容とか質は考慮されない。どんなに愚劣な番組でも構わないのである。

もちろん政治的中立とか宗教的偏りなどは、まったく問題にされない。その証拠に日曜の午前中などは、多くの番組がキリスト教の教会で行われている説教の生中継番組だった。

この方法は、国家が番組を管理しないもので、質は実に千差万別で、いろいろなものがある。日本なら抗議電話が集中して止めざるをえないようなものもある一方、日本では決してできない番組もある。宗教や政治的主張を前面に押出した番組などはその代表だろう。

それから、視聴率などもあまり気にすることなく、一定の支持者がいれば定期購読をしてもらうことで、時間の割り当てを受けることが可能である。

## 2 - 6 環境問題への取り組み

オランダは周知のように国土の四分の一が海面下にある。そしてそこに国民の多くが居住している。治水管理がうまくいかないと、多くの国民の生命が危機に晒されるのである。だからオランダは環境問題への取り組みが、他国と比較して真剣である。特に地球温暖化に対して意識が高い。地球温暖化によって海面が上昇すれば、オランダの国土が水没する危険があるからである。

風車以来の環境整備については前述したが、農地や運河を自然環境に作り替えていく政策について紹介しておこう。世界中どこでも荒れ地を農地に変えるのが普通である。整備されていない河川を整備するのも普通である。

しかし、オランダではここ数年、農地を荒れ地に、運河を自然河川に変更する試みが行われている。人工的な環境が、生活をする上で快適であっても、何か満ち足りないことに気付いたわけである。

次の文章はオランダの環境関係の省庁が観光向けに書いている文章である。

### オランダの環境政策

今や環境問題は世界的な関心事であるが、その中でも特にオランダ人は環境に対して意識の高い国民である。国土の4分の1が海拔0メートル以下にあるオランダ人にとって、地球温暖化による海面水位の上昇は国の死活問題なのだ。また、ヨーロッパ各国から流れてくるライン川、マース川は、最終的にオランダを通過して北海に注ぐため、川の汚染問題もオランダではより深刻になってくる。さらに、日本よりも人口密度の高いオランダでは、ゴミ処理問題や、急速に発展した工業にともなう環境の悪化などに対しても、人々の関心が高まっている。

環境政策の中核となる国の機関は、住宅・自然・環境省である。同省は、1971年に国民健康・環境保護局として設立され、1982年に環境省となり、環境政策の立案、調整を行なうようになった。その他の関連行政機関としては、運輸・水質管理省が水質汚染や道路管理、農業・漁業省が農業政策や動植物の保護、経済省が鉱業および原子力発電に関する環境問題に取り組んでいる。

オランダのように人口が密集した国では、特に自然地帯の保全が大切となってくる。このため、政府は貴重な自然地区を自ら買い上げたり、こうした自然地区の買い上げや管理を行なっている民間団体に財政援助をしたりしている。最近では、農家が政府と契約を結び自分の土地や自然保護団体の所有地を管理するケースが増えている。

大気汚染については、1980年代末、国連の報告書をきっかけにオランダは排気ガスを70%～90%削減するという目標を掲げ、順調にその目標に近づいている。1998年の「全国環境政策プラン第3号」では経済成長の中での環境の持続可能な改善を強調しており、CO<sub>2</sub>排気のさらなる削減と農業ならびに交通による環境への負担軽減が課題となっている。

オランダでは社会や国民1人1人に「自分も環境問題に関与している」という意識がある。政府は工業、交通・運輸、小売り、ゴミ処理などのターゲットとするグループと誓約書を交わし、設定期間内に環境への負担を軽減するプランが提出されない場合、政府はこれに対して法的措置を執ることができるようになった。これはかなりの成果をあげており、オランダの住民1人当たりCO<sub>2</sub>排気量はヨーロッパで最低のレベルとなっている。

さらに、政府は環境投資への税優遇制度、財政援助、指導などを環境保全対策の一環として取り組んでいる。また、住民はゴミ分別などに対しても高い環境意識を持っており、ガラス、古紙、電池等の化学廃棄物、一般の有機ごみなどと細分化して収集されている。

### 住宅・都市計画・環境省

Ministry of Housing, Spatial Planning the Environment<sup>\*18)</sup>



以上のような政策以外にも、環境を考えたことが思い浮かべられる。たとえば自転車の優遇である。オランダの道路は路地以外にはほとんどすべての道路で自転車道が設置されている。スペースとして車道の脇におかれているのではなく、車道とは別にはっきりと区別されており、信号なども別になっている。自転車は運転するために人以外のエネルギーを使用しないから、エネルギーの節約となり、また騒音や交通事故等も少なくなる。オランダではかなりの高齢者も自転車にのって外出することが普通である。

## 2 - 8 オランダ社会と安楽死

### 2-7-1 安楽死の放送

テレビで放映された、3つの安楽死に関するビデオがある。

第一に、1994年の10月に世界で初めて、オランダでの実際の安楽死の場面がテレビで放映され、11月16日に、日本でも取り上げられたものである。オランダは、世界で初めて「安楽死」を合法化したが、その実際のプロセスが克明に公表されたのも、また初めてのことであった。内容がショッキングであったため反響も大きかったが、問題の性格をできるだけ正確に理解すべきであろう。

第二に、有名なオランダの写真家のエルンスケが、自分が癌と診断されて以来自分を被写体として取りつづけたビデオである。写真家として他人を取りつづけた彼が、人生の最後に自分を1年以上に渡って撮りつづけて、最後に近く、安楽死を医者に頼む場面がある。実際には安楽死をしたのではないが、医者がいざというときにはなんとかしようと答え、それに対して、エルンスケは、これで安心だと安堵の表情を浮かべるのである。

第三に、1996年に放映されたイギリスのビデオである。出産直後に子どもが心臓疾患にかかっていることがわかって手術をするが、その際脳障害になる危険があると事前に通告を受け、危惧したとおり重い脳障害になる子どもの話である。子どもはひっきりなしに、酷い苦痛に見舞われる。子どもの世話は福祉の国イギリスといっても24時間ではなく、重い負担が両親にのしかかる。決して治らない病気、仕事を休んでの看病、不断に襲う苦痛。両親は子どもの安楽死を求めて、オランダ、オーストラリアと移り住む。しかし、安楽死を合法化しているオランダでも、外国人に対しては決して安楽死を実行しないことがわかり、看病に疲れていく様子を写しだすビデオである。

さて、第一の放映を中心にして、安楽死問題を考えてみよう。

当日の報道では、オランダでも大反響をよんだと紹介されていたが、オランダ人に確認したところ、反響は大きなものではなかった、もちろん、実際のプロセスが公表されたのは初めてなのでその驚きはあったが、安楽死自体は長い年月をかけて合意に達したことであり、新しい問題ではなく既に国民に定着していることなので、大反響というものではなかったと語っていた。つまり、それだけオランダでは安楽死が普通のことになっているのである。

テレビの内容を簡単に紹介しておこう。

映像は、患者が急病になって不治の病であることがわかり、安楽死を希望して、医者が悩んでいるあたりから始まる。往診のために車を運転しながら、安楽死は正しいことであるが、やはり非常に重いことであり、憂鬱なことだと淡々と語る。

患者は62歳の商店経営者で、突然筋肉が萎縮し動かなくなる難病にかかる。現代の医療では治療法がなく、しかも、非常な苦痛を伴う病気である。病気は通常よりも急速に進行し、車椅子生活、そして、発音も不明瞭になり、コンピュータのキーボードを打つのも困難になって、アルファベットを書いた手紙を指差しながらの筆談でコミュニケーションをはかるだけになる。

患者自身が安楽死を希望し、ホームドクターとずっと意見を交換しながら実行に至る。ホームドクターは別の専門家の意見を聞く。

そうして、本人の誕生日に、まず睡眠薬を注射し、完全に眠りについてから、筋肉弛緩

剤を注射して静かに死んで行くのである。その後医者は検視官を呼び、まず書類を提出する。検視官は「この書類を検察に送り審査します。手続き上の瑕疵がなければ、起訴されることはありません」と述べる。彼は、死の前日5時間かけて最後の力をふりしぼって、妻に感謝の手紙を書く。番組ではその手紙が淡々と朗読された。

この放送を見た人は、日本で問題になった東海大事件における安楽死のイメージとは、まったく違うことを感じたに違いない。安楽死と言え、非常に陰湿で陰でひっそりと処理してしまうという印象をもっているかも知れないが、オランダの安楽死はかなり異なる。患者、家族、医者すべてが、「共通の情報・認識」をもち、あらゆる可能性を検討した結果、患者本人の意思を尊重して、支え合うプロセスが中心になっている。3人が話している雰囲気は、とても親密で暗い感じはない。時には冗談も言合い、笑顔で接しているのである。平安時代の仏像の微笑のような雰囲気を感じた人も多いのではないだろうか。

毎年オランダでは2000人程度の安楽死があると説明して、合法化される以前の統計ではたいてい4000人程度とされていた。オランダで安楽死が普及したのは1960年代のことである。それ以降、さまざまな論議を重ねながら、またさまざまな試行錯誤を通じて、1994年1月から「合法化」が発効したことになる。

しかし、この「合法化」は、実はやりやすくするためのものではなく、安楽死という行為を厳密に管理、制限するための法制化である。統計上の数字が減少したのは、そのためではないかと思われる。

非合法のときにも起訴されることはとどなかったわけであり、社会的合意はできていたが、非合法であれば安易に実行される事例があったらうし、問題になるような事件もあった。そうした安易さを防ぐために、合法的であるための厳格な要件を定めたのが安楽死法なのである。1993年2月に下院を通過したときには、28項目の条件があるとされていたが、放映では50項目となっていたので、途中で更に厳格になったものと思われる。

確かに、以前は条件が緩すぎるという論調があった。そうした主張によって、オランダでは、2000年11月28日に、刑法改正案が下院を通過し、安楽死が刑法的犯罪から除外された。上院の議決を経て、2001年に発効する。これは実質的な変化ではないが、犯罪構成上大きな意味がある。

基本的な条件は以下のものである。

第一に、本人が明確にかつ繰り返して安楽死を要求していること。

これは、本人の意思であることを、間違いなく示す証拠がなければならない。番組では自筆の文書が示されていた。そして、医者が時期を変えて、何度も意思に変化はないか、本当に安楽死を望むのかと確認していた。

第二に、病気が現代の医学では治療不可能な病気であること。そして、甚だしい苦痛を伴うものであること。

第三に、その病気の診断を、別の医者が行ない、同じ結論であること。

第四に、安楽死の方法が苦痛を伴わないこと。

もちろん、本人の意思が形成されるためには、正確な情報が与えられていなければならない。したがって、完全にインフォームド・コンセントが実施される必要がある。

ヨーロッパでは、多くの国で、ホームドクター制度をとっている。皆保険の中で、家族はホームドクターを選択する。医者も大学生の段階から、ホームドクターになる者と、専門医になる者が明確に別れ、別々の教育を受けるのである。ホームドクターはあらゆる病気の基本的なことがらと、患者とのコミュニケーションをとる技術などを学ぶ。それに対して専門医はある特定の分野を集中して学んでいくことになる。

ホームドクターを選択した者は、ホームドクターとして地域に登録され、家族はそのなかから自由に選んで登録するのである。オランダの場合登録は自由であり、複数登録しても構わない。

体の調子が悪いと思ったら、必ず登録しているホームドクターに診察を受け、より専門的な検査や治療が必要であるとホームドクターが判断すると、紹介状を書いて貰って専門医に行くのである。オランダでは専門医は大学の医学部の病院に勤務する形になっている。

ホームドクターは従って、よろず相談のような機能を兼ねており、患者の健康に関してはすべて承知した上で相談にのることができる。安楽死のような行為を実行できるのも、

こうした長い信頼関係を基礎にしているからである。深刻な病気になったときには、ホームドクターから専門的な診察を受けるように言われるわけだから、医者としてはインフォームド・コンセントを行ない易いということもあるだろう。

そうして、納得づくで安楽死が実行されるのであるが、TBSの記者が安楽死した男性の妻を訪ね、安楽死をさせて後悔していないかを質問していたが、彼女は、「あれで良かったのだ」と何度も繰り返し述べていた。

### 2-7-2 安楽死問題を考える

さて、オランダが世界で最初に安楽死を合法化しただけではなく、かなり公然と30年間安楽死が実行されてきたわけだが、日本では安楽死はないのだろうか。東海大事件は、実際には密室である程度安楽死が実行されている可能性を示唆している。しかし、そのような表にでない事例ではなく、表にでていいる事例でも、実質的には安楽死が実行されているとも考えられる。

例えば、末期癌で苦痛を取り除くために、モルヒネを大量投与するようになると10日程度で死に至るとされる。もちろん、末期癌患者だからモルヒネで死ぬとはいきれないかも知れない。しかし、冷静にみれば、この対処は苦痛除去という名の安楽死と言えないこともない。

そのように考えてみると、日本とオランダの違いはかなり鮮明に見えてくる。

日本の告知されない癌患者は、自分の病気が本当はなんだろうかと悩みつつ、まわりが真実を話してくれない不信感に陥る。病名がわからないから、治療も検査の内容もよくわからない。そうする内に、だんだん悪くなって体の自由がきかなくなり、モルヒネを投与されるようになれば意識が不明確になって死んでいくことになる。もちろん、こうした例ばかりではないだろうが、典型的な例のひとつであることは間違いない。

それに対して、オランダで安楽死を選択する場合を考えてみよう。

検査して癌であることがわかった段階で、医者は患者に対して、正確な情報を求めるかどうかの確認を行うだろう。知りたいと意思表示する患者もいるし、知りたくないという者もいる。知らないまま過ごす選択も許される。知らない者は医者の指示する治療をそのまま受け入れることになる。

知りたいと意思表示した者は、どのような病気で、どのような治療を行うか、助かる可能性はどうか、可能性がないとすればあとどのくらい生きられるかを率直に告げられる。

私の娘がオランダでもっとも親しくなった友人の母親が、癌であることがわかり、あと半年の命だと宣告されたのである。それから、母親は友人にそれを告げて、残れた月日できるだけ充実した生活を送り、可能な限り子どもたちとの思い出をつくっておきたいので協力してほしい、感傷的になるのではなく、普段通りにつきあうことで、いい最後の日々をおくるようにさせてほしいと申し入れた。

オランダの学校は1学年1学級だから、7年間ずっと一緒に過ごした親であり、子どもたちである。そのショックは相当なものだったはずだ。しかし、ショックから立ち直った以後は、誕生日や旅行などに普段よりずっと力を入れて取り組んでいた。

半年と言われた命だったが、宣告よりも1年長く生きた。

テレビの男性も通常の進行よりもずっと早く病状が悪化したので、死は早く訪れると考えられたが、安楽死の同意ができたことも原因らしく最初の宣告よりも長く生きている。

彼は「安楽死ができるので、いざというときには楽に死ぬと思うと気がやすまる。だからこそ、逆に残された時期を最大限充実した生き方をしようと、前向きに考えることができる」と語っていた。死を宣告されたときにいろいろなショックを受けるだろうし、また、いろいろな不安がよぎるだろうが、そのひとつに「苦しみながら死ぬ」という恐怖があると思われる。安楽死はその恐怖については確実に救うことができるのである。したがって、苦しみながら死ぬ恐怖から解放され、「生きる」ことに前向きになりやすい。

情報をすべて共有している人たちが治療や生活に協力するから、余計な不信感からも解放されるだろう。このような点でみる限り、オランダの安楽死は日本の末期医療の欠点を浮き彫りにしているように思われる。

さて、どのような場合に安楽死を認めるのかについて、微妙な事例も存在するし、すべ

での事例について社会的合意に達しているわけではない。

問題になった事例を紹介しよう。

まず、「本人の意思」確認が難しい事例である。老人性痴呆症、幼児、精神性疾患などの場合である。ヨーロッパはアルツハイマー病が比較的多いとされ、配偶者が看病に疲れて安楽死させることを希望する場合がある。まだ意識が明確だったときに、（つまり、発病しないときに）「痴呆症になったら安楽死させてほしい」と頼まれていたという理由で安楽死を依頼し、実行して起訴された事例がある。

植物人間や小さな子どもの場合も、判断が困難な事例である。

それから「苦痛の内容」の中に、精神的な苦痛を認めるかという問題である。

ある女性が、ふたりの子どもを次々と失い、生きる希望を失って、安楽死を依頼した事例がある。彼女によれば、「自分の生き甲斐は子どもであり、子どもが死んでしまったのだから、自分の苦痛は耐えがたく、しかも回復不可能である。」ということで、いろいろな医者に頼んだのだった。

大部分の医者は断ったが、ある精神科の医者が実行を引き受けた。

こうした事例は合法化された条件でも認められないであろう。しかし、密室で行われるものであるし、信頼関係の中で実行されれば密告もないだろうから、分からないままの死もあることは否定できない。

1973 Voluntary Euthanasia societies formed in the Netherlands

1981 A Rotterdam court states conditions under which aiding suicide and administering Voluntary Euthanasia will not lead to prosecution in the Netherlands.

1984 The Supreme Court of the Netherlands declares that V.E. is acceptable subject to ten clearly defined conditions

1990 Notification procedure agreed between the Royal Dutch Medical Association and the Ministry of Justice 1994 Amendments under the Burial Act incorporate the notification procedure, giving the latter formal legal status.\*19)

### 2-7-3 アメリカの安楽死に関する日経の記事

1998年10月4日の日本経済新聞朝刊に、「安楽死 是か否か 揺れる米国」と題する記事が掲載された。ミシガン州の11月の住民投票をきっかけに、アメリカが安楽死をめぐる揺れているという記事である。

現在アメリカでは、オレゴン州だけが安楽死を合法化している。これも紆余曲折があり、94年に住民投票で賛成51%で可決したが、反対派が違憲を理由に提訴したために、裁判となり、97年10月、連邦最高裁がオレゴン州安楽死法案の差し止めを却下、同年11月に、再び住民投票が行われ、今度は60%の賛成で再び可決、現在は合法となっており、以後10名が安楽死を希望、その内2人の自然死を除いて、8人が合法的に安楽死したとされている。

しかし、これに対して、共和党が安楽死につながる医療行為を禁止する法案を提出して、98年の9月に下院司法委員会でも可決されている。そして、ミシガン州での住民投票を控えているわけである。

ミシガン州には、安楽死を自ら積極的に実施している（ただし、一切報酬は受けていないようだ。）キボルキアンという医者があり、キボルキアンを支持するためのメーリングリストもある。そこでは、世界中の安楽死情報が集約されている。

さて、アメリカでの安楽死合法化の主張は、日経によれば、「末期医療で苦痛を緩和する方法が未熟であること」（下院議員のガンスキー）とされているが、それだけではなく、末期医療費の問題もあると言われている。高齢者が無料で医療を受けられるのは、最初の20日だけで、以後は1日95ドル、101日メールからは全額負担となるために、絶望する高齢者が絶えないとされている。

アメリカで脳損傷状態での治療行為の打ち切り、脳死状態での臓器提供が多数行われている理由のひとつは、高額な高度医療費によると言われている。

ここらが、世界で国単位で唯一安楽死を合法化しているオランダと異なるところである。オランダは、高度な福祉国家であり、医療費は保険に加入している限り（国民は皆保険）医療費の自己負担はない。従って、治療行為について患者側が費用の点を考慮対象とすることはない。つまり、安楽死を希望する場合に、費用のことは念頭にはなく、あくまでも苦痛という観点から考えられているのである。国民も、安楽死希望者が、費用の点ではなく、苦痛の点から希望していることを前提に考えている。

アメリカで、本当に安楽死が受け入れられるためには、安楽死の希望が医療費とは全く無関係であるという条件が整う必要があるだろう。

このことは、広く、「自己決定権」の行使について言えることではないかと思われる。自己決定が、実質的に意味をもつためには、その決定を行う際に、その決定領域と無関係のことに、左右されるものであってはならないだろう。

#### 参考 安楽死をめぐる米国内の動き（日経より）

- 9 1 年           ワシントン州で安楽死法案住民投票（賛成 4 6 % で否決）
- 9 2 年           カリフォルニア州で同様の住民投票（賛成 4 6 % で否決）
- 9 4 年           オレゴン州で安楽死法案住民投票（賛成 5 1 % で可決）
- 9 7 年 1 0 月    連邦最高裁がオレゴン州安楽死法案の差し止めを却下
- 9 7 年 1 1 月    オレゴン州で再度の住民投票（賛成 6 0 % で可決）
- 9 8 年 9 月     下院司法委員会で安楽死につながる医療行為を禁止する法案可決
- 9 8 年 1 1 月    ミシガン州で安楽死法案住民投票へ

## 2 - 9 オランダ社会と麻薬・売春

### 2-8-1 麻薬の合法化

日本の麻薬汚染が進むにつれて、オランダの麻薬政策も注目を浴びる度合いが強まっている。オランダは先進国で、唯一、一部の麻薬を合法化している国家である。テレビでも、よく取り上げられる。

また、ヨーロッパ連合議会では、頻繁にオランダの麻薬政策についての議論が闘わされているのである。

オランダの麻薬政策は、簡単に要約すれば、ソフトドラッグとハードドラッグを分け、毒性と中毒性の小さな大麻などを合法としてコントロールの対象とし、毒性と中毒性の大きなコカイン、覚醒剤などを禁止している。ハードドラッグについては、かなり厳しい取り締まりがある。

また、一部の自治体では、ソフトドラッグについては、自治体が麻薬バスを巡回させて、希望者に無料で注射する政策も実施している。

では、何故このような異例のやり方を取っているのだろうか。

それは、麻薬の弊害に関する解釈に基づいている。

麻薬の弊害とは、健康への害悪、犯罪と結びつくことの二つが主なものであった。このために多くの国は麻薬を禁止しているが、禁止していることが、逆に合法的に扱うことが不可能にさせることで、麻薬を売買する非合法組織、つまり暴力団、マフィアなどに経済機会を提供することになる。

また、高価で売買されるために、中毒者たちは強盗などの犯罪を犯しがちになる。このように、二重の意味で犯罪と結びつくわけである。

オランダもこうした弊害を認識しているだけのときには麻薬を禁止していた。しかし、1980年代になって、エイズが流行するに及んで、全く異なる発想をするようになった。つまり、エイズは、麻薬の注射針から感染することが多いため、エイズの弊害と麻薬の健康破壊とを考慮し、ソフトドラッグを合法化、管理することによって、エイズの弊害を除くことを志向したのである。

エイズの蔓延を防ぎ、また、ソフトドラッグを合法化することによって、強盗などの凶悪犯罪を減少させる点で、効果があったとされている。そのために、オランダの麻薬政策を取り入れる外国の都市が一部出てきた。

現在では、オランダ中にある「コーヒーショップ」という店で、大麻などが広範に売ら

れている。オランダでは、ソフトドラッグの合法化は、大体支持されているが、安楽死などと比較すると、支持の割合はそれでも低く、麻薬を全面的に禁止すべきであるという考えも根強い。

1992年、私がオランダに研修に行った直後、ロッテルダムで麻薬に関する事件があった。ロッテルダムは麻薬の中心のひとつで、特にロッテルダム駅構内には、中毒患者がたむろして、異様な雰囲気であったという。

そうした事態に憤慨した海兵隊の一部が、麻薬中毒患者一掃を叫んで、ロッテルダムに向かおうとして国中の注目を浴びてしまった。結局、政府が介入して暴力沙汰にはならなかったが、軍の人たちがそういう行動を起こしかけたことで分かるように、麻薬の合法政策への反対もある。

また、1994年には、マーストリヒトで、麻薬政策が多少変換された。

マーストリヒトは、有名なEU条約が結ばれた都市だが、オランダの南端、ベルギーとの国境の都市で、ルクセンブルクやドイツにも近い。そこで麻薬バスで無料の麻薬をもらおうと、外国からの越境者が多数あった。そして、犯罪なども増加したと言われた。

そこで、市が、外国人には麻薬を無料で討たないことを決めたのである。理由は、外国人の常習者は犯罪を犯す割合が高いということであった。

日本のような国境のはっきりした国家なら、当然国外退去処分になるところだが、ヨーロッパ連合は国境がなくなっているの、外国人は無料麻薬から排除という措置をとった。

この点について、テレビのインタビューに答えていたマーストリヒト市民は、多くが麻薬の合法化について批判的な見解を述べていた。ソフトドラッグの合法化との関連は、厳密には分からないにせよ、オランダでは、凶悪犯罪が少ないこと、暴力団組織が比較的弱体であること、エイズの蔓延はそれほど深刻ではないことは、事実である。

しかし、麻薬代を稼ぐためとされる「自転車泥棒」などの蔓延、イスラム系少年が学校からドロップアウトして、麻薬販売人になるケースが多いことなど、当然弊害も指摘されている。

数年前、シンガポールでオランダ人が麻薬を所持して捕まり死刑になった。その前に、オーストラリア人がマレーシアで同じことが起き、国際的な問題になった。しかし、処刑は実行された。このとき、インターネットのネットニュースで活発な議論がなされたが、オランダ人は、麻薬の非合法化の無意味さを主張し、アメリカ人の多くがそれに反論していた。

## 2-8-2 売春婦の組合、学校

1995年のSPA! に以下のような記事が掲載された。

SPA! 1995.6.14 ニュースコンピニエンスより

オランダ・アムステルダムに「売春奉仕短期大学」なる学校が開校した。

“立派な売春婦”を育て、弁護士などと同様に売春をまっとうなビジネスとして位置づけることが同校の目的。科目は、簿記、税金対策、株式投資入門などに加え、売春の歴史、誘惑術という実践(?)授業まで必須科目になっている。

卒業後、年間10万ドルを合法的に稼げるようになると謳い、ヨーロッパ全体から女性が集まっているという。

これは、インターネット上の記事に対応している。

From: [bbrelin@netcom.com](mailto:bbrelin@netcom.com) (Braun Brelin)

Subject: Cool new Dutch school

Message-ID: <[bbrelinD71KwL.B2x@netcom.com](mailto:bbrelinD71KwL.B2x@netcom.com)>

Keywords: school

Organization: NETCOM On-line Communication Services (408 261-4700 guest)

Date: Fri, 14 Apr 1995 20:29:09 GMT

Lines: 67

Sender: [bbrelin@netcom23.netcom.com](mailto:bbrelin@netcom23.netcom.com)

From the San Jose Mercury News 4/14/95

By Christoph Driessen

Deutsche Presse Agentur

AMSTERDAM, the Netherlands

It's regarded as the oldest profession in the world, yet there has never been a proper job-training program -- until now.

Would-be Dutch prostitutes now can take a course designed to make them adept at dealing with a tax-return form as they ought to be at handling a condom.

"Learning by doing" has always been the watchword in the red-light district of Amsterdam. Now the Prostitution Info Center(PIC), a cooperative formed by the city's hookers, offers a training program.

The scheme offers a training on the intricacies of the law and bookkeeping as well as lessons on condom expertise and tips on how to build up a regular clientele.

The PIC, located in the middle of the De Walletjes sex district of Amsterdam, was founded last year by former call girl Mariska Majoor, 26. Out of idealism, she says, "I wanted to do something for my old colleagues".

The first course for prospective prostitutes started in February, costing ¥\$160 for six afternoons of lessons.

We start off with a definition of what is meant by the term "prostitute", said Majoor. "I explain what prostitution is and outline the different forms it appears, such as sex clubs, erotic taxis or self-employed work from home". Paintings and photographs illustrate the history of whoredom from the 13th century.

After theory comes the practice, starting with an excursion into a sex bar.

"When you have seen with your own eyes what really happens, you have a far better idea of whether it is the right job or not", says Majoor.

At the next lesson, an actor plays the role of sex-club visitor. The trainees have a chance to try out their own skills at seduction.

One difficulty for beginners is getting the price right. What services cost what? Experienced hookers are on hand to give some insider advice.

Also to be learned is the financial side of the business, such as dealing with taxes. Condoms, creams, leather wear, whips false fingernails and the like can all be claimed as business deductions, says Majoor.

Investment guidance is also available.

"One of the subjects we deal with at great length is health", says Majoor.

The students are shown slides of the most common sexually transmitted diseases. Then they're told how often they should visit a doctor and what examinations are particularly necessary.

It all ends with a round of drinks.

### 第3章 アメリカ社会論

アメリカについてのイメージはどのようなものだろうか。

2003年にデンマークの民衆学校に在籍したときに履修した「北米研究」という授業で、アメリカのイメージを形容詞で述べよ講師が求めたところ、たちまち20以上の形容詞が受講生たちからでてきた。それだけ多様でかつ相反するような性格をアメリカはもっている。

Q アメリカのイメージをできるだけたくさんあげてみよう。

とりあえず代表的なものとして誰でも考えるイメージをあげてみよう。

強大な軍事力。グローバリゼーションを進める巨大多国籍企業。自由と競争。犯罪。大規模農業。大衆文化。等々。

いくらでもあげられるだろう。

先住民族のことを考えず、現在のアメリカを形成している人たちに対象を限定するならば、アメリカはまずはヨーロッパから宗教的な自由を求めてやってきた移民が作り上げた国家であり、移民を受け入れるという点では、かなり制限的になってはいるが、現在でも維持されている原則的な政策である。「自由の女神」は移民を受け入れる象徴である。そして、イギリスから独立戦争を経て独立し、自由と民主主義をもっとも典型的に示してきた国家といえる。

しかし、先進国で最も差別の激しい歴史をもつ国家でもある。黒人奴隷がアフリカから導入され、黒人が政治的な権利を獲得したのは実に1960年代になってからのことである。それもあくまで政治的な権利であって、実質的な平等が達成されたとは思われていない。今でも黒人犯罪者の扱いをめぐる深刻な社会的な騒乱が起きたりする。

世界で最も科学的な研究の発展している国であく一方、「進化論は間違いである」という前提でのカリキュラムが学校に部分的に導入されている州があるなど、科学と宗教の「緊張関係」が強い点も特徴的である。ブッシュ大統領は非常に強い宗教的な姿勢の強い政治家で、その基盤はキリスト教右派であると言われている。大統領になったばかりのとき、「結婚奨励政策」をとって世間を驚かせた。

アメリカの国際的な関わり方も多面的である。

世界大戦までアメリカは国際社会との関わりを避け、孤立主義政策をとってきた。モンロー主義と言われる。そして、その傾向は今でも引き継がれている。他方で、ウィルソン以来、理想主義的な政策を掲げて、国際問題の解決に積極的に関与しようという政策も続いてきた。アメリカの国際政策はこのふたつのまったく異なる原則を揺れ動いてきたのが20世紀の実態であった。

クリントンは途上国などの問題に積極的に関与し、問題解決を図ろうとした。クリントンとソマリアでの失敗など、必ずしもそれは成功したわけではないが。しかし、ブッシュになって、中東問題への関与も極めて消極的になり、「孤立主義的」な外交政策を強めた。それが911テロの遠因になっているという説もある。しかし、ブッシュ積極的に「世界の警察」としてリーダーシップをとることも珍しくない。ブッシュは、「悪の帝国」を名指しし、実際にイラクに対して、世界の反対を押し切って戦争をしかけた。テロとの戦争の先頭にたつと称しながら、アメリカこそ世界で最も危険なテロ国家であると認識する人たちも、特にヨーロッパでは多い。

アメリカはイギリスとともに最も早く「民主主義」的な政治体制を導入した国家である。憲法は人権に対する様々な規定を含み、民主主義の模範となってきたといえる。しかし、ベトナム戦争において、大統領にほとんど無制限の権限を与えたり、911テロ以降、人権を無視して逮捕拘留したりできる法律を成立させたり、(いわゆる「愛国法」)現在のアメリカをかなりファシズム化した国家であると見る人もいる。

確かなことは、極めてダイナミックな国家であり、国際的な動向に対しても、また国内問題に対しても、徹底的な対応をとることが多い。そして、斬新な解決法がそこから生み



出されてきたことも少なくない。

本章は、人間の自己決定能力、自己選択能力の形成の問題を考察する研究の一環として「teen court」および「メーガン法」の分析を行うものである。

teen courtとメーガン法では、あまりに対象としての性格が異なるという疑問が当然生じると思われる。

teen courtは少年の初犯の軽犯罪を対象とするものであるのに、メーガン法は大人の常習的な重い性犯罪を対象とするものである。teen courtは、州よりも小さい自治体を範囲とするのに対して、メーガン法は連邦法によって方向性を規定され、州単位、あるいは州を超えた法システムである。

このような大きな相違があるのに、何故二つのシステムを比較対照する意味があるのか。それは大きな相違がある一方で、ふたつのシステムにはいくつかの重要な共通点があり、かつ原則の肯定的使用と否定的使用という意味での、原則の適用問題に重要な問題提起をする部分があるからである。

共通点とは次のようなものがある。

第一に、双方とも、司法などの単一の組織に関わる単純な対犯罪システムではなく、地域全体に関わるものとして、その制度が構成されていることである。teen courtは周知のように、裁判所、学校、警察、住民の協力がなければ成立しないシステムである。また、地域の協力によって、犯罪を減少させていくことを意図している。メーガン法は、常習的な性犯罪者の存在を地域住民に公知することによって、否応なく地域住民が性犯罪者と関わらざるをえなくする。そしてしばしば地域住民の性犯罪者に対する、まとまった取り組みが組織される。

第二に、双方とも刑事司法のいくつかの原則を変更する側面をもっている。代表的には適切手続の厳格な適用を回避している点ことである。

第三に、通常「非公開」とされる部分を「公開」することが、重要な意味をもっていることである。少年犯罪では、原則的に非公開の審理がなされる。しかし、teen courtは、公開裁判を行い、自由な傍聴を認めることが、いくつかの例外はあるが、通常の状態となっている。メーガン法は、もともとプライバシーとされる個人の犯罪歴を、住民に情報開示するものであり、「公開」そのものがメーガン法の根幹をなしている。

次に、相違点についていくつか検討しておく。

teen courtは、通常の青少年裁判所の審理を受けるか、teen courtの審理を受けるかを本人が選択して受けるものである。つまり、自己決定の原則が貫かれている。(後述するように例外もある。)しかし、メーガン法は、本人の意思に関わらず、常習的な性犯罪者は、住民登録の際に、その旨登録する義務を負い、登録をしなければそれ自体が重罪となる。事実上メーガン法の措置は、事前「罰則」に等しいものであるが、他の選択肢はない。これまでの通説では、teen courtは少年の犯罪の再犯防止に著しい効果をあげているが、メーガン法の成果は必ずしも明確ではない。もしそれが事実であるとすれば、この自己決定要素が、効果にいかなる意味をもたらすかは、慎重に検討される必要がある。

また、少年の犯罪と成人の犯罪を、異なる原則で処理する部分が必要であることは自明であるが、しかし、現在の「相違点」が妥当であるかどうかは、検討の余地がある。例えば、少年にも何らかの「公開」裁判が効果的であるのなら、その点でも大人との相違はなくなるわけである。また、teen courtで示された独自の罰則内容が、少年の再犯を防止するのに効果があったとすれば、それが大人にも効果的であるという可能性は十分にあるわけである。<sup>\*20)</sup>

そうした再検討がいくつかの面で必要であろう。teen courtだけを、あるいはメーガン法だけの検討ではなく、ふたつを比較検討することが、その点で有効であると思われる。

### 3 - 1 少年法廷 (teen court)

#### 3-1-1 少年法をめぐる問題

先進国では、どこでも、少年問題、特に少年犯罪に悩んでいる。日本は、犯罪が少なく先進国では例外的な「安全な国」と言われていた。しかし「安全神話」は過去のも

のとなったと言わざるをえない。中学生や高校生レベルの少年による殺人事件は増加し、家庭でも地域でも、また学校でも凶悪犯罪が起きている。

少年犯罪での先進国は、いうまでもなく、アメリカである。アメリカでは、一年に殺人を犯す少年が、3000人を超えていると言われていた。日本は、まだこの点では、比較にならない程、殺人少年は少ないが、危険な状況という点では、神話の上に安住できないのである。

1997年神戸の中学生による小学生刺殺事件の後、少年法改正が論議され、実際に少年法と刑法における少年犯罪の責任年齢が異なるのを刑法に揃え、また殺人事件などの凶悪犯罪の場合の原則刑事訴訟として扱うような「厳罰主義」的傾向をもつ改正が行われた。そして、2004年現在更に厳罰化の改正準備が進んでいると報じられている。

#### 14歳未満少年院 厳罰化進む少年法改正案（解説）

根強い慎重論、幅広く議論を

十四歳未満の「触法少年」の犯罪を抑制しようと、法務省は少年法を改正する方針だ。（政治部 十郎浩史）

少年犯罪の凶悪化、低年齢化傾向が顕著だ。二〇〇三年の刑法犯少年の検挙件数は前年比1・9%増の十四万四千四百四人で、三年連続で増加、歯止めが利いていない。今年六月には、長崎県佐世保市で小六女兒が同級生をナイフで切り付け、死亡させる事件が起きた。法務省は、厳罰化を進めることで対応しようとしている。

現行の少年法は、刑事責任を問える年齢を十四歳以上としている。罪を犯した十四歳未満の少年は、補導されて児童相談所、家庭裁判所に送られ、家庭での保護観察か、児童自立支援施設などへの送致かの処分が行われる。事件の解明より、少年の更生が重視されている。

そこで法務省が考えたのは、十四歳未満の少年犯罪について 1 警察に新たに「調査権」を与え、家宅捜索や押収ができるようにする 2 少年院収容可能年齢の下限（十四歳）を撤廃し、家裁で保護観察処分になった少年でも更生が進まない場合は少年院送致できるようにする を柱とする改正案だ。

これにより、事件の解明が今よりは進むし、少年が自分の罪をより強く自覚し、更生にもつながると、見ている。<sup>\*21)</sup>

少年法については様々な立場があるにせよ、現行少年法が多くの問題点をもっていることは事実であろう。teen courtとの関連で少年法の問題を指摘した論考は少ないが、その中で有本の問題指摘を整理しておこう。

有本によれば、現行少年司法の問題は、何よりも「適正手続」が保障されていないことである。それは身柄拘束、問責の告知の不備、黙秘権、弁護人、反対尋問権の保障が不十分であることに現れている。<sup>¥footnote{有本 p206-209}</sup>これらの不十分性がteen courtでどのように克服されているかは、後で検討するとして、有本はこれらの不十分性を補うものとしても、日本でのteen court導入を提起しているのである。

社会システムの観点から、犯罪への対応に必要な論点は以下の点であると考えられる。

第一に、被害者に対する様々な補償（損害、医療等）、精神的なケア。

第二に、少年が犯した罪を自覚し、立ち直ること。

第三に、社会の安全がより促進されること。

第一の点については、刑事法と民事法の総合的な再検討が必要であると考えられるが、被害者学の進展とともに、被害者への対応がより強く意識されつつあり、少年法改正論議においても、重要な要素となっている。しかし、実際に提起されている改正案を見る限りでは、被害者への補償やケアが十分に考慮されているとはいえず、単に、情報開示のレベルにとどまっていると言わざるをえない。後で見るように、teen courtの試みは、この点で大きな意味をもっているといえる。<sup>¥footnote{1999年に提出された少年法改正案は、以下の点を骨子としていた。</sup>

- 1 観察保護期間の延長を可能とすること。
- 2 検察官と弁護士・付添人が関与した審理を導入すること。
- 3 保護処分終了後における救済手続きの整備、及び法的決定
- 4 被害者等に対する少年審判の結果等の通知
- 5 検察官に対する自刃認定及び法令の適用に関する抗告権の付与

また、メディアによる犯罪者への独自の関わりについても、見落とすべきではないだろう。新潮社は写真週刊誌『フォーカス』や『新潮45』を通して、犯罪少年の写真や実名をあえて公表してきた。この点については、司法判断も、堺通り魔事件の犯人の実名報道に関するプライバシー侵害訴訟で、一審と二審が正反対の判決を出すなど、混乱した状況となっている。

この件については、新潮社側の主張は、19歳6カ月というのは、少年とは言いがたく、少年は既に非行歴があり保護観察中であった、というものであるが、その背景として、公開することによって責任を自覚させるという意識があると解釈できる。これはメーガン法の問題と密接に関わる内容であるが、こうした「公開」が犯罪を防止するにせよ、公的機関と私的機関、そして手続的保障の問題を考慮する必要がある。}

そして、最も重要な点は、第二の点に関わる。そして、これは決して少年の犯罪だけではなく、すべての犯罪者に対して妥当する原則である。システムが犯罪者に対して、本研究で扱うteen courtとメーガン法は全く異なる手法で対応している。しかも、いずれも従来の手法に対して、ともに大きな相違点をもっているのである。

このような総合的な内容が含まれていなければ、少年犯罪や非行への司法システムとしては十分でない。

### 3-2-2 teen courtの導入

ここで紹介するteen court ¥footnote{peer court あるいは、student court などとも呼ばれている。}は、こうした少年犯罪に対する、画期的な試みとして、いまやアメリカの41の州で実施されている司法システムであり、イギリスやカナダでも検討されている。

アメリカは、1970年代から、著しく少年犯罪が増えた。そして、凶悪化した。

その対策は、当初厳罰主義を導入することだった。少年でも死刑の可能性すらある。この厳罰主義は、現在でも捨てられたわけではない。

しかし、それによって、凶悪犯罪を防ぐことができず、再犯率も高かった。

もちろん、最初から殺人を犯すような少年は、ごく稀であり、初めは、軽い犯罪を犯し、再犯を重ねることが多いわけである。そして、再犯を重ねてしまった少年は、もはや、矯正することは極めて難しいと言われている。

厳罰主義は、当然重い犯罪を犯した少年を対象とするのであるが、本当に必要なことは、軽い犯罪を犯した時点で、きちんと対応し、矯正することであり、少年が悪くなるのも良くなるのも、少年仲間の影響が強いという事実を踏まえ、仲間の力を良い方向に組織して活用することが有効であると認識されるようになってきた。そのためには、厳罰主義とは、異なる原則が必要だったのである。それがteen courtである。

一般的に最初のteen courtは、1983年テキサスのオデッサだと思われているが、記録では、その前にある。1976年 テキサスの Grand Prairie Teen Court Program、そして、1968年 New York Horseheads である。

しかし、よく知られるようになったのは、オデッサ以後であることは間違いない。

Natalie Rothstein という女性が「青年の責任を重視すべきなのに、それが欠けている」として広めた。(94年死亡)そして、95年段階で、30州、250のteen courtがあるとされるまでになった。

¥footnote{Tracy M. Godwin, David J. Steinhart, Betsy A. Fulton "Peer Justice and Youth Empowerment" この本は、酒気帯び運転で事故を起こした少年を矯正する団体によって編纂されたものであり、インターネットにそのまま掲載されている。teen courtに関する最も包括的な調査報告書である。以下PJYEと略}

1991年には、14州に50のteen courtがあったが、1998年には、45州500となった。

フロリダは47、ニューヨーク59、テキサス81となっており、90年代には、連邦政府もいろいろと援助をするようになった。さまざまな組織が、できた。例えば、以下のようなものである。

National Highway Traffic Safety Administration

The Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention

### 3-1-3 NHKの放映

1998年に、NHKでteen courtが放映され、日本でも知られるようになった。その番組の内容を簡単に紹介しておこう。

ラスベガスのteen courtが紹介されているが、取り上げられている訴訟は、ふたつあり、ひとつは、家出した少女が保護されている施設から脱走し、その際、建物を多少破損させたという事件であり、もうひとつは、母と娘の家での喧嘩のさい、娘がドアを閉めたときに、怪我をした母親が、娘を訴えたものである。

そして、このふたつの訴訟に、陪審員として参加する少年が重要な位置を占めている。

teen courtは、判事以外は、すべて12才から18才までの少年が勤め、初犯の軽い犯罪で希望した者ものが受けられる。犯罪を犯し、捕まった時点で、簡易裁判か少年裁判かを選択する。簡易裁判を選択すると、10分程度ですべて済み、判決もボランティアを一定期間行う軽い処分が下されるという。しかし、有罪の記録が裁判所に残ることになる。

一方、teen courtを選択すると、公開の法廷が開かれ、罰も重くなる。しかし、罰として課されたことをすべてやり遂げると、記録が抹消される。しかし、一番大きな相違は、罰の中に、teen courtにおいて「陪審員」を勤めるという内容が、必ず含まれることである。つまり、有罪少年が、他人を裁く立場になるわけである。このことが、もっとも困難な点であり、かつ、大きな意味をもっている点でもある。

先の陪審員の少年も、喧嘩で有罪となって、罰として陪審員を勤めているのである。

検事と弁護士を勤める少年は、50時間の研修を受け、試験に合格する必要がある。ラスベガスでは、40人ほどの資格者がいるというし、また、そうした経験から、実際の法律家になっていく者もいるそうだ。

主な扱いを受ける母と娘の喧嘩の裁判では、検事は母親に、弁護士は娘に実際に会いに行き、事件の概要とどんなことを考えているのか、証拠の点検、裁判での証言のやり方などを、話し合う。他人を信用していない娘が、心を開いて弁護士の少女に話す場面とか、子どものような弁護士の少年の指示を、しっかりと守ろうとする母親の姿などが、ほほえましく思われる。

法廷場面では、母と娘が喧嘩をして、二階の自分の部屋に入ってしまった後、母親が、鎖とパイプをもって追いかけて、部屋に入れる、入れないという揉み合いで、娘が閉めようとしたドアで、母親が怪我するのであるが、鎖とパイプをもっているのが怖かったからドアを閉めた、怪我させるつもりはなかったという娘、それを使うつもりはなかったし、母親なのだから、部屋に入る権利がある、という母親が、それぞれ証言し、陪審員たちは、怪我させる意図はなかったということで、全員一致の無罪を評決するが、あわせて、親子関係の修復のために、親子でカウンセリングを受けることをアドバイスする。(この法廷では、有罪・無罪を判定しているが、これは、例外的で、一般的なteen courtは、teen courtを選択する条件として、自分が有罪であることを認める必要がある。)

最後に、有罪になって陪審員を罰として勤めていた少年が、こうした過程に参加することによって、自分を深く見つめることになったことを語ってくれる。

少年は、同じ年代の人たちのいうことなので、よく聞くし、また、同じ年代の問題を、裁く立場で深く考えることで、自分のやったことを、見つめなおし、立ち直るきっかけになっていると検事役の少年が語っていた。

### 3-1-4 teen courtの開始

teen courtは、軽い犯罪に対する司法前処理であるディバージョン・プログラムのひとつである。

では、どのようにして、teen courtは開始されるのだろうか。

teen courtが存在している地域では、通常の司法システムに属する青少年裁判所とteen courtが並立する形になる。重い犯罪であれば、大人と同様の刑事裁判にかけられるが、軽い犯罪の場合には、teen courtの条件にあう場合には、本人が青少年裁判所での審理を受

けるか、teen courtの審理を受けるかを選択するのが普通である。もちろん、条件に適合しなければ、teen courtでの審理を受けることはできない。

条件は、犯罪の種類・程度、初犯であるかどうか、罪を認めteen courtの様々な条件を認めるかどうか、などがある。

Florida Bay county の事例は以下のようになっている。

- ・ 11歳から16歳
- ・ 軽犯罪であること
- ・ 初犯であること
- ・ 返還していない盗品を補償すること
- ・ 罪を認めること<sup>\*23)</sup>

テキサス州フォート・ワースのteen courtでは、学校に通っていることが条件となっている。<sup>\*24)</sup>

犯罪の種類については、厳格な場合と柔軟な場合があるが、いずれにせよ、比較的軽い犯罪に限られている。殺人やレイプなどは対象外である。どのような事例が実際に扱われたのか、ノースカロライナ州のカンバーランド郡でみておく。

タイプ	数	割合
万引き、窃盗	94	32.9
小さな暴行、けんか	50	17.5
武器による障害（特に学校で）	28	9.8
器物破損	20	7.0
無免許運転	16	5.6
軽い薬物使用	13	4.5
学校での飲酒、酩酊	10	3.5
言葉による脅迫	10	3.5
爆竹	10	3.5
騒ぎ	7	2.4
侵入	6	2.1
911への電話	2	0.7
抵抗、遅滞、妨害	2	0.7
逃走、学校のさぼり	2	0.7
宿屋の詐欺	1	0.3
計	286	100 <sup>*25)</sup>

いかなる犯罪が、teen courtで扱われるのか、という点も、teen courtによって異なっている。そして、それを明確にしておくべきことをPJYEは勧めている。

ターゲットについて明確にすべきこととして、

- ・ 初犯のみか、そうでないか
- ・ 非行だけを扱うのか、あるいは重罪も扱うのか
- ・ どういうタイプを扱うのか 盗み・酒運転
- ・ 暴力を扱うのか
- ・ 年齢は等である。<sup>\*26)</sup>

PJYEの調査によれば、実際には1994年のteen courtでの扱われたタイプは、盗み 97%、アルコール・ドラッグ 95%、暴力 92%、逸脱行為90%、暴行 83%、交通違反 59%、ずる休み 48%、暴力的 20%、他 27%となっており、かなり広く扱われている。<sup>\*27)</sup>

さて、teen courtに事件を委託する機関は、様々である。ノースカロライナ州のカンバーランドの場合は、少年インテイク、少年裁判所、警察、シェリフ、学校、地区裁判所から委託される。10歳以上の少年で、大人が犯せば「軽犯罪」となる罪であって、初犯でかつ罪を認めた者のみが対象となる。teen courtでの審理となると、teen courtのスタッフが本人及び保護者を呼び出し、面接を行う。そこでより多くの情報提供を行い、本人保護者は、契約にサインをする。<sup>\*28)</sup>

本人及び保護者は、事前に弁護士と議論を行い、当日は、事実説明と、弁護士・検事による尋問が行われ、双方の最終弁論の後、陪審員の協議が行われる。有罪であることを予め認めているので、判決は、どのような罰や義務を負わせるかを示すのみである。判決は90日以内に完遂しなければならず、完遂できなければ、委託した機関にその旨連絡する。<sup>\*29)</sup>

同じ州でも、バンコム郡ではかなりの相違がある。

teen courtへの委託は、検察少年課 (Juvenile Division of the District Attorney's office) からのみ行われ、伝統的な青少年裁判所がteen courtでの審理を選択することができ、口頭による説明とビデオによる情報提供がなされる。<sup>\*30)</sup>

被告は予め文書による説明書を提出し、弁護士と検事は事前に打ち合わせをする。

### 3-1-5 制度の類型

teen courtは、連邦法や州法によって決まっている裁判制度ではなく、市町村単位でおかれているものであり、したがって、その形態、運営も様々である。もちろん、州の法律で定まっているわけではないとしても、正式な司法制度の一環、あるいはその代替制度であり、その判決は、正規の判決として扱われる。

設置されている場所は、以下の通りである。

・少年裁判所	29%
・刑罰執行機関	17%
・非営利団体	29%
・学校	10%
・少年観察機関	17%
・他	22% <sup>*31)</sup>

ここで見るように、最も多いのは、正規の裁判所を使用して行われるものであり、法廷も通常の裁判で使用されるものを使う。teen courtはほとんどが夕方行われるものであるから、法廷も使用可能なのである。学校で行われる場合には、法律の教育の位置づけをされる場合も少なくなく、その場合には固有の問題をはらんでいる。(後述)

また構成員で分けると、類型として、以下のようなものがある。

裁判類型 (ボランティアの弁護士と検事が存在)

- a 弁護士、検事、陪審員を少年が行い、判事のみ大人が勤める。  
この場合、廷吏や書記なども、少年のボランティアが行うことが多い。
- b 少年が判事も行う。  
この場合、認定資格がある。
- c 弁護士、検事が少年が行い、陪審員をおかない。

陪審類型

弁護士と検事がおらず、陪審員が直接尋問する。

しかし、多くの場合は、aであって、ただし、判事は大人が行う。

teen courtでの審理を受ける場合に、有罪であることを本人が認めることが条件になっている場合が多いが、この場合には、先述したように、陪審員の役割は、罰の内容を決めるだけであるが、少数例として、有罪か無罪を審理する場合もあり、この場合には、teen courtでの審理を受ける条件としての有罪承認はない。また、一定の期間が過ぎれば再犯でも、再度teen courtでの審理を受けることができることも少数ながら存在する。

弁護士と検事、あるいは判事を勤める少年は、ボランティアであるが、講習を受けなければならない。

判決の種類については、大人の刑事訴訟の判決よりはずっと多様な内容をもっているが、teen court間の相違はそれほどない。

全体的な概括として、ほぼ必ず含まれるのは、社会奉仕で、1時間から200時間の幅がある。ただし、20時間程度までの判決が多いようだ。それから陪審員を勤める義務。多くは2回程度であるが、最高は12回というのがある。そして被害者に謝罪し、損害を与えた場合は補償をする。

こうしたほぼ必ず含まれる内容に付加されるものとして、カウンセリング、ドラッグ・

交通安全の講習会への出席、作文、犠牲自覚教室、外出禁止、ドラッグテスト、学校の出席、ディスカッションなどが適宜義務として与えられる。<sup>\*32)</sup>

Florida, Bay county の事例では以下のようになっている。

必ず含まれる事項は、

- ・ 4 回以内の陪審員
- ・ 10 - 50 時間の社会奉仕
- ・ 犠牲者への補償

付加的に含まれる事項は、

- ・ 謝罪文
- ・ 罪に関する作文
- ・ 30 日以内の夜の外出禁止
- ・ 30 日以内の自宅謹慎
- ・ 刑務所見学
- ・ ドラッグ・アルコールのカウンセリング
- ・ 運転免許証講習

である。<sup>\*33)</sup>

成人への罰である「罰金」とか交通違反事例での免許取り消し処分などはない。(交通法による取り消しは別として。)これらの処罰は、強制力に依存するような内容ではなく、合意、自発性によるものになっていることが重要な側面である。

teen courtは、実際の裁判が、少年のボランティアによって支えられていることで分かる様に、多くのボランティアによって支えられている。そして、このボランティアもまた、犯罪を犯した少年の矯正の一環として構成されている。

P J Y E は、「Stakeholder」として、以下の例をあげている。

- ・ 判事 不可欠
- ・ 少年裁判所の代表 財政・専門知識等
- ・ 役所 fund の設定
- ・ 学校 ボランティアの訓練
- ・ Civic Social Service ボランティアの獲得<sup>\*34)</sup>

teen courtの目的が、社会の安全を図るものである以上、こうした地域の成人がteen courtの維持のためにボランティアとして活動することは、teen courtの目的そのものを増進させるのに有効である。言い換えれば、teen courtの有効性は、犯罪を犯した少年の矯正・教育だけではなく、地域社会の協同性を高めることにも現れると考えられる。

### 3-1-6 teen courtの目的

teen courtの目的は、いうまでもなく、犯罪を犯した少年を、単に罰するだけではなく、少年を立ち直らせ、少年にとっても、社会にとっても、被害を最小限にとどめることであろう。共同体の保護、安全を確保することが中心的課題である。teen courtは犯罪少年に、責任をもたせ、教育し、ボランティアをして、長い目でみて、行動を変えていく、それが社会の安全を高めるという考えに基づいている。

P J Y E は、青年による酒酔い運転を主たる対象とする団体によって書かれている。従って、酒酔い運転での犯罪から、teen courtに入る事例を多く扱っている。本書によれば、若者にとっての酒の意味は、

- ・ 親や伝統社会からの独立
- ・ 個人的問題への対抗機能 (coping mechanism)
- ・ 仲間の獲得
- ・ 個人スタイルの表現
- ・ 大人のシンボルである。<sup>\*35)</sup>

これをよく見ると、「独立」「仲間の獲得」など、通常は、大人になるプラスの契機を求めていることが分かる。しかし、酒は、発達を阻害し、メインストリームから逸脱させる。事故も多発させる。

1994年に6226人(15 - 20歳)の交通事故死があり、37.6%が酒飲み運

転であった。特に、週末事故の50%が酒からみで、平日の29%が酒からみとなっている。

US Bureau of the Census for US Department of Justiceによると、全犯罪コストは、74 billion dollarsにも昇るのである。<sup>\*36)</sup>

それまでの厳罰主義は、この犯罪の背景にある「独立」への志向を無視し、単に逸脱としてのみ扱ってきたのだといえる。teen courtは、むしろ、この「独立」志向を「責任」と結びつけ、逸脱ではなく、社会での「位置」を見つける方向で組織したものである。

しかし、こうした目的をより細かく、P J Y Eは設定している。

長期的には、

- ・責任をもつ。
- ・生産的な市民として形成。
- ・共同体の安全

短期的には、

- ・hand-on experienceで教育
- ・共同体での青少年の批判力を高める。
- ・共同体での青少年の技術を高める。
- ・少年に責任をもたせる。<sup>\*37)</sup>

ということになる。

teen courtは、犯罪少年に対して、自分の行動に対する責任をとる機会を与え、自分の価値の感覚を与えることを目的としている。<sup>\*38)</sup>

### 3-1-7 teen courtのプロセス及び判決の意味

teen courtは犯罪を犯した少年に対して「責任」をとらせることが、一つの目的であるとした。これは、しかし大きな論点となるものであろう。というのは、重大な犯罪以外はアメリカでも、また、日本では16歳未満は重大な犯罪、例えば殺人でも、本人が社会的な責任をとることは、ほとんどない。また、社会的な制裁を受けることもない。制裁、例えばマスコミによる報道などの、公式な制裁ではない制裁が必要だとは思われないが、「責任」に関しては実質的に問わないことが、本人の成長にとって好ましいがどうかについて、疑問を投げかけたのがteen courtであろう。

有本は、アメリカの保護主義的な少年裁判所の場合、例えば罰金刑になったとしても、実際に払うのは大人であり、極めて軽微な罰を与えられるだけで、実際に本人が責任を自覚する機会はほとんどないことを指摘している。<sup>\*39)</sup>

また日本においても、家裁での審理やその後の処遇にしても、「教育」的機能を考慮しており、本人に責任をとらせることは、制度面としては考慮されていない。

teen courtという場そのものと、判決はこうした「責任」をとることを明確に意図して構成されているのである。「責任」には、accountabilityとresponsibilityがある。

teen courtは公開の裁判であるから、もちろん傍聴が可能である。したがって、teen courtの被告として出廷することは、犯罪を犯したことが、地域社会に知られることになる。また、裁判での尋問に答える義務がある。これが第一のaccountabilityである。現在の保護主義的なteen courtや日本の家裁審理では、この点での公開裁判で説明するというaccountabilityはまったく求められていない。また、判決では被害者への謝罪を求められ、手紙を書いたり、時としては被害者の苦しさを直接聞かねばならない。こうした説明責任を通して、加害者少年が自分の犯した行為の問題性をきちんと認識させるのである。

responsibilityは通常の大人の刑罰（懲役）に相当する「社会奉仕」によって与えられる。しかし、社会奉仕を罰として課すことは、単なる刑務所での懲役とは異なる意味をもっているように思われる。まず、奉仕の内容を選択し、いつ行うか、等は自分の責任で決定できる。NHKのテレビで出ていた少年は、ホームレスの老人と話してみたかったので、老人ホームなどのペンキ塗りの仕事を選択したと語っていた。こうした社会奉仕活動は、当然自己の社会における「役割」を実感することが可能になる機会を提供する。犯罪少年の多くは、社会で自分が有用な人材であるという実感をもてないでいる。その意味で、大人の刑罰でも社会奉仕活動は有効ではないかと考えられる。



「責任」と合わせてteen courtの判決は、少年犯罪に対する対応として、非常に重要な位置としての教育の場を適宜設定する。前述したように、様々な講習会、カウンセリングや刑務所見学まで用意されることがある。このような教育の場と責任の機能を合わせもったのが、陪審員義務であろう。そして、この点こそ、teen courtの本質的部分であり、おそらく、日本ではもっとも実現しにくい部分であろう。しかし、この効果は、かなり顕著であり、万引き常習だった女子が、teen courtに行き、つかまるとどうなるか知って、万引きを止めたと語った。<sup>\*40)</sup>

また、他人の犯罪を裁くことによって、犯罪を大きな視点から考察する機会となる。

PJYEによれば、陪審員義務は、自己評価の再生、責任の再自覚、犯罪者の現状を理解、犯罪者を心理的、法的に正しい側に引き戻す、teen courtの資源の補充という目的で導入されている。そして、ボランティアで判事をやっている法律家の意見によれば、「特に犯罪を犯した者が、陪審員をやることについては、とても効果がある。仲間に対して、ネガティブではなく、ポジティブに働きかけようという姿勢、公正さについて考えるからだ。」と言える。<sup>\*41)</sup>

### 3-1-8 論争点

不可避の弊害や、絶対的な反対意見は、ほとんど見られない。しかし、運用によっては弊害が生じるし、そうした点に関する反対意見は存在する。また日本で先駆的にteen courtを研究している有本と山口は、かなり批判的視点を示している。

有本の批判点は、teen courtが軽い犯罪しか扱っていないという点に向けられている。重大な犯罪は大人と同様な刑事裁判にかかるが、その場合でも「若者の積極的な圧力」の要素はあるのではないかとする。つまり、初犯の重大犯罪を行った者に対する適切な処遇制度が存在しないことを、有本は批判している。<sup>\*42)</sup>

更に、teen courtの判決が通常の少年裁判所の判決よりもずっと重い傾向がある。これは多くのteen courtに言えるようだ。

これが過度の干渉にならない保障はないと有本はいう。

山口の批判は、teen courtが次第に、犯罪を犯した少年の立ち直りを意図するよりも、将来の法曹界を担う人材の訓練の場になっているというものである。つまり、エリート化しているという。重大な疑問として、山口は、第一に、「少年固有の権利を放棄させることの意味を」十分に保護者及び本人が理解した上で放棄しているかどうかについて疑問があるとする。非行歴が残られないという利益に目を奪われて、非公開で心理されるという権利を安易に放棄させ、これが「非行少年である」というレッテル貼りという結果をもたらしている、というのである。

第二に、被告少年を法的に援護する者がおらず、陪審員は詰問するような調子であったと述べている。これは、山口が傍聴したteen court、カリフォルニア州カラバスのものが、検事・弁護士役がおらず、陪審員が尋問をする形式になっていたために、そのような雰囲気があったのだと考えられる。検事・弁護士役のいる通常のteen courtでは、弁護士役が被告少年の援助をする。

そして第三の疑問として、もしteen courtが再犯という点からの効果をあげているとしたら、住民が「リンチ」に近い眼差しと脅しと恥辱を与えることによってではないか、としている。つまり、犯罪を犯した少年やその保護者に対する「教育的効果」はなく、むしろ、陪審員のいきいきとした様子に、山口は不快感を示している。つまり、陪審員を法律家へのステップとして考え、「生き生きと」活動、事前勉強をしているというのである。これは、teen court本来の目的にそぐわないという危惧を山口は示している。<sup>\*43)</sup>

山口の批判の第一点は、基本的には自己決定の問題及び十分な説明の問題ではなかろうか。多くのteen courtでは、ビデオなどを見せて実際の状況を確認しているし、説明は十分になされているようだ。非公開の審理を希望する場合には、teen courtを強制されるわけではない。<sup>\*44)</sup>

むしろ、公開の原則をとる理由、つまり本人に責任をもたせるという意味を認めるかどうかであろう。山口の認識はこの点が不十分であるように思われる。山口の見た陪審員の中には、判決の義務遂行者はいなかったのではなかろうか。

第二の点については、陪審員のみで検事と弁護士の存在しないteen courtでは、確かに陥る危険性のある難点であるかも知れない。

いかなる場合でも、明確に被告を援護する役割が必要であるということになる。ただし、弁護士が過度に熱心で、実際に罪の責任を感じさせねばならないときに、まるで被告には罪がないかのような弁論をするという危険性を指摘する論者もいる。<sup>\*45)</sup>

第三の疑問については、次のメーガン法でもう一度扱うことにする。

さて、アメリカでの疑問点について触れておこう。

まず多くのteen courtでは、最初に、罪を認めなければteen court 扱いになれないので、マイノリティには、負担がある。また、悪事がないのに、罰が与えられるリスクが指摘されている。<sup>\*46)</sup>

teen courtのある調査によれば、teen courtを経験した者が役にたったと考えている割合は、男女の差はほとんどないが、白人と黒人の差は明瞭に存在し、黒人は肯定的が76%、白人は95%となっている。したがって、マイノリティに不利に作用していることは否定できないのである。<sup>\*47)</sup>

その対策としてP J Y Eは、

- 1 客観的な適格基準 (年齢・罪)
- 2 注意義務等のスクリーニング
- 3 クライアントへの情報公開<sup>\*48)</sup>

などを考慮しているが、Anchorage Alaska のteen courtでは、被害者に十分な弁論の機会を与えて、本格的な審理をすることで、そうした弱点を克服しようとしている。つまり、有罪が無罪かも判定するteen courtも存在するわけである。NHKで紹介されたラスベガスの事例は、それに該当する。

第二に、プライバシーのルールがないと、過度のうわさが広がってしまう点である。しかし、メディアのアクセスについては、制限しているところと、していないところがある。

そこで、P J Y Eは、秘密とプライバシーについては、明確な文書規定があった方がいい、と助言している。

さて、非常に大きな問題として、適正手続がある。通常、裁判は、due process を明文化した「訴訟法」をもって運営されるし、それは、被告人の権利でもある。しかし、teen courtは厳格な手続規定はもっていないことが多く、量刑についても少年の判断だから、前例に照らすことなどはあまりなく、ガイドラインを踏まえてはいるが、かなり幅がある。また、前述したように、有罪であることを認め、かつ黙秘権などを放棄することが、teen courtの審理を受ける条件になっている。したがって、真に法律的な実態を学ぶことになるのか、という疑問もここでは生じるわけである。P J Y Eもteen court では、due process は必ずしも、不可欠のものとはされていない。監禁・拘置することはないからである。<sup>\*49)</sup>

しかし、以下のような権利については、保障されねばならないとしている。

- 相談する権利
- 罪と審理を知る権利
- 反証する権利
- 自己の有罪に反対する権利

学校で行うことの意味については、アメリカでも論争的問題として捉えられている。teen courtへの参加が単位として認定される場合もあるが、これについても賛否両論ある。より多くの生徒をteen courtに参加させる効果があるという賛成論に対して、犯罪を行った少年を立ち直らせるという地域全体としての取り組みではなく、将来法曹をめざす生徒たちに効率的な教育の場を与えるに過ぎず、犯罪の防止という目的から離れがちであるという反対論。また、プライバシーを守りにくい、犯罪に対する責任を学校が負うことの限界等が指摘されている。<sup>\*50)</sup>

### 3-1-9 成果

teen courtの成果は、いくつか整理することができる。

第一に、再犯率が少ないことであろう。Knox County teen courtのホームページよりは、次のような数字をあげている。teen courtの被告の再犯は1割以下。100のケースで

男 58 女 42  
 平均年齢 14歳7カ月  
 最も多い犯罪 窃盗(39%)  
 刑を終了した95%は再犯せず。  
 刑を終えた1人のみが再犯。  
 5人が関連組織に戻された。

かなり多くの報告が、再犯は10%以内としているが、すべてではない。

91年テキサスの調査 Rod Hissong では、2年間に、teen court組25%、teen courtではない方が36%の再犯があった。この事例では、それほどめざましい程の差はない。ところが、同じ著作が紹介する95年 カリフォルニア、サンタローザでの調査では、teen courtを受けた者の再犯は、18カ月で2.5%であったとしている。再犯率は極めて低い。<sup>\*51)</sup>

有本は、フォート・ワース市の再犯率は50%だったが、teen court導入後15%となり、犯罪増加率も58%から25%になったとしている。<sup>\*52)</sup>

ノースカロライナ、カンバーランド郡の調査によると、ある時期286の事件に関するヒヤリングを行い、その内64は現在、判決を実行中であったが、222件の内170(77%)は90日の期限内に既に完遂していた。しかし、52件は結局完遂しなかった。

その内訳は、引越しによるもの3件、期限内に間に合わなかったもの30件、内容に不服で適切な対応をとらなかったもの4件<sup>※</sup>、そして再犯してしまったもの15件である。<sup>\*53)</sup> この再犯は90日以内の再犯であるから、再犯防止効果が極めて高いという予想には反しているようにも思われる。

ただ、いずれにせよ、多くの報告が再犯率の「低下」をもたらしたとする点では、ほぼ共通していることは事実である。

第二に、犯罪を行った少年の様々な面での改善がなされたとされていることである。犯罪を行った少年に対しては、裁判の前と後で、法律の対する態度調査や、心理テストなどを実施していることが多いが、多くの報告では、事後のスコアの向上を指摘している。<sup>\*54)</sup>

そして、当然のことであろうが、判決の完遂やセミナー等に熱心に参加した者の再犯率が低いことも報告されている。

P J Y E は、teen courtで判決を受けた者の事後的な活動の目標として、

- ・ teen courtセミナー出席の90%が合格
- ・ ボランティア全員がスケジュールを作ってteen courtに参加できるようにする
- ・ かつての被告の30%をボランティアとして確保
- ・ 被告の85%が6週間の生活技術のクラスの受ける
- ・ teen courtに送付されたら、5週間以内に実施
- ・ 90日のボランティアを判決の80%が実施
- ・ 弁償80%実施
- ・ 自覚クラス 被告の60%出席
- ・ アルコール・ドラッグの被告の95%がアルコールクラス出席、80%が薬物中毒クラス出席
- ・ テストで80%が変化

という数値をあげているが、実態もそれほど遠いものではないようだ。<sup>\*55)</sup>

第三に地域や家族の協調性が、teen court参加をきっかけにして前進する事例が多い点である。

ミネソタでの調査によると、大人の71%、少年の86%は、teen courtをいいシステムであると感じていて、77%、79%はボランティアを積極的にやる意志を示している。実際に被告として関わった家庭やボランティアで関わった家庭の双方が、家庭内でのコミュニケーションが盛んになり、地域の生活に対する関心が高まったとされているのである。<sup>\*56)</sup> こうしたことを踏まえて、ミネソタ、ノースカロライナ、ウェストバージニアは州全体で支援している。

NHKの番組では、親子喧嘩がteen courtで取り上げられていたが、親と子を法廷で対決させ、またカウンセリングを受けさせることで、親子の絆を取り戻させることを意図していたことが報道されていた。すべてが良い効果を生むとは限らないであろうが、犯罪を犯す少年で家族内のコミュニケーションがうまく機能していない例はたくさんあるだろうから、teen courtがその点での仲介的役割を果たすことは十分に考えられる。

第四に、社会的コストの逡減というメリットである。これは経済的なコストとともに、重大な犯罪を行った少年への取り組みに、専門の司法制度がより集中できるという逡減効果も含んでいる。

## 3 - 2 メーガン法について

## 3-2-1 メーガン法の成立

メーガン法とは、狭義にはニュージャージー州で1994年に制定された法と、1996年5月に成立した連邦法をさすが、それに関連する一連の法を含めて呼ぶことが多く、本論文でも、関連する州法等も含めて対象とする。そして、その内容は、すべて、「性犯罪者に対して、住んでいる地域の当局に登録する義務を課し、再犯の危険があると判断される場合には、住民や地域組織に対して、その居住している事実及び個人情報を開示する」というものである。

メーガン法には前史がある。ミネソタ州のセント・ジョーゼフで、1989年武器を持ち、覆面をした男が、11歳の少年、ヤコブ・ウェッタリング (Jacob Wetterling) を誘拐した事件である。この事件がきっかけになって、性犯罪者に対して、登録、その更新を義務付け、州に対して、登録制度を作るように要請する法が成立したのである。the Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994であり、通常、ヤコブ・ウェッタリング法と呼ばれている。州に対する要請は、それに答えないと、連邦から州への補助金 (Byrne formula grant) をカットするというペナルティ付きの強いものであった。<sup>\*57)</sup>

このことで、分かるように、80年代の最後に起きた事件をきっかけに、州の段階では、90年代に入って、それぞれ登録を義務つける法がいくつか通過していた。それが、ヤコブ・ウェッタリング法で連邦段階の法となり、そして、メーガンの事件でより発展した法に変化していったわけである。<sup>\*58)</sup>

連邦議会は、1996年5月に、この法を修正し、登録だけではなく、情報を地域に開示することをより明確に示した内容にして成立させ、クリントンが署名をした。そして、10月には、性犯罪者の連邦レベルでのデータベースを3年以内に構築を決定する法も成立したのである。the Pam Lychner Sexual Offender Tracking and Identification Act である。<sup>\*59)</sup>通常96年の5月に成立した法をメーガン法と呼び、これは、94年に起きた事件をきっかけとしていた。

1994年7月29日、アメリカ、ニュージャージー州のハミルトンという典型的な郊外の住宅地に住む、7歳の少女、メーガン・カンカが、行方不明となり、死体で発見された。犯人として、近所に住むティメンドュカスが逮捕された。自宅に誘い込んで、殺害したことで、有罪となった。判決は死刑であった。因みに、ニュージャージー州は死刑廃止州ではないが、長い間死刑判決はなかったが、犯人に対する住民の怒りが高まり、死刑判決につながった。<sup>\*60)</sup>

犯人のティメンドュカスは、メーガンと顔見知りであり、彼女が犬が好きであることを知っていて、捜査官のO'Dwyer の証言によると、「メーガンは午後6時半に、友人の家に行くと言って家を出た。しかし、友人はいなかったので戻って来た。ティメンドュカスはそれを自宅から見ていた。そして、戻ってきたメーガンは話しかけ、家に誘い込んだ。」

<sup>\*61)</sup> 小犬を見ようと家に誘いこみ、彼の部屋に入った。メーガンに触り、お尻に触れ、キスしようとして、彼女は逃げようとした。パンツを掴んで裂き、首をベルトで絞めて、床に倒した。バッグで頭を覆い、血がカーペットにつかないようにした。死体をおもちゃ箱に入れて、それをトラックに運び、公園に持っていった。正規に触れて、草むらに放り込んだ。コンビニに行ったらタバコを買った。

彼の腕の歯形が、少女のものであることが歯医者によって証言された。しかし、最も重要な証言は、彼自身の「彼女はマーサー市立公園にいる」という発言であった。彼は殺した後、死体と性交しようとした。殺したのは、キスしようとしたことを、母親に言われるのが怖かったから、と公判で述べた。<sup>\*62)</sup>

ティメンドュカスも、行方不明のときに、捜索隊に加わっている。しかし、(メーガンの従姉妹のJanice Driscoll は、「ティメンドュカスが、少しナーバスで、フライヤーをもっていた。そして、探しているときに、小犬をもっていた。」と証言した。パトロール警官のPaul Seitz は、「ティメンドュカスが、自転車にのっているメーガンを見た、と言ったが、彼は私の目を見ていなかった」と証言。刑事の Robert O'Dwyer は、警官に尋問

されている彼が、震えていて、神経質になっていた。メーガンの写真を見せたときに、目が虚ろだった。」と証言した。このような中で、疑われ、結局、自白し、放置場所を指摘したことで、犯人と断定された。<sup>\*63)</sup>

逮捕後分かったことは、ティメンデユカスが、2度も逮捕歴のある子どもを対象とした性犯罪者であり、しかも、同居している男性も同様であったことである。

O'Dwyer の証言の続きが行われた。

ティメンデユカスとのやり取りは次のようなものだった。

警察 「なにをしたかったのか」

ティメンデユカス 「触って、キスしたかった。傷つけたくはなかった。柔らかく、毛がないのが好きだ。」<sup>\*64)</sup>

こうした証言から、明らかに、ティメンデユカスが「幼児性愛者」であることが分かる。

メーガンの母親は、幼児への性犯罪で有罪に2度なっている人物が、近所に住んでいること、そして、常に獲物を狙って、自分の娘に注目していたことを知らなかったことが、事件の原因であると考え、性犯罪者が住んでいることを、住民に知らせる法律の制定運動を始めた。事件が注目されただけでなく、被害者の母親の運動も効果を発揮して、ニュージャージー州では、異例のスピードで法が成立したのである。

死体発見から2週間後の94年8月15日には、州政府は、州議会に登録・情報開示のための法案を提案し、更に2週間後には、委員会審議を省略して、「非常事態」であるという理由で、可決した。<sup>\*65)</sup>

上院では、8月29日には、法案は提案されていなかったが、安全委員会 (the Law and Public Safety Committee) が、公聴会を行い、さまざまな団体の見解を聞いた。人権団体からの批判などもあったために、ガイドラインを作成すること、危険度のランクを決める要素等の作成、情報開示の範囲を制限すること、などの勧告を経て、10月3日に可決、10月31日に州知事が署名をすることで成立した。事件からわずかに3カ月後であった。<sup>\*66)</sup>

そして、1997年の段階で、47州が、性犯罪者の登録および情報開示に関する法を制定している。<sup>\*67)</sup> なお、この法が「非常事態」的雰囲気の中で作られたがゆえに、効果については、当初から疑問視する者も少なくなかった。<sup>\*68)</sup>

連邦法に関しては、メーガン・カンカの両親が、ロビー活動を行い、また、1996年が選挙の年でもあったことが影響して、成立した。下院で可決されたのは、5月6日であったが、そのときの評決は、418対0であった。そして、直ぐに上院でも可決され、クリントンによって署名されたのである。<sup>\*69)</sup>

### 3-2-2 メーガン法の内容

メーガン法のきっかけになったニュージャージー州の例を見ておこう。

有罪になって15年間は登録が義務付けられる。ただし、これは危険がないことを示すことで、登録を免除するよう、裁判所に申請する権利は留保されている。登録内容を開示するのは、放送局、学校、地域共同体、近所の人々に、危険と判断される性犯罪者が住んでいることを警告するためにであり、法が安全を保障するわけではなく、性犯罪者に危害を加えてもいいということではない。<sup>\*70)</sup>

ニュージャージーのメーガン法は、危険度によって、3つに分類している。ランク1 (low) は、当局だけに登録された情報を保管しておき、住民への開示はしない。ランク2 (moderate) は、学校、デイケア・センター、キャンプ、その他の登録された住民の組織に情報を開示する。そして、ランク3 (high) は、個人を含めて、地域に開示することになっている。目的は地域共同体を守ることであり、性犯罪者が、危険があると判断したときには、知らせる。対象は、94年10月31日以後釈放された性犯罪者 (保護監察にある、執行猶予中であるというものも含む) は、警察に登録する義務がある。この場合、性犯罪は、誘拐・監禁も含むものとしている。<sup>\*71)</sup>

さて、最初に問題になるのは、ランクの決定方法である。それは検察当局がガイドラインに沿って点数化して決めることになっている。考慮される要素は以下のようなものである。

- (1) 釈放されたときの本人の状況、および、カウンセリングや家の状況を考慮する。
- (2) 再犯に至るような肉体的条件、年齢、病気等。
- (3) 犯罪歴
  - (a) 反復的か否か
  - (b) 最大期限服役したか
  - (c) 子どもへの犯罪だったか
- (4) 他の犯罪を犯したことがあるか
  - (a) 性犯罪者と被害者の関係
  - (b) 暴力の有無や武器の使用
  - (c) 犯罪の数、目的、性質
- (5) 精神状態
- (6) 処置への性犯罪者の反応
- (7) 最近の行動
- (8) 最近、犯罪をやりそうな状況か否か

こうした点を点数化するためのスケールの項目が以下のようなものである。(更に細目があるが省略する。)

- ・ 犯罪の深刻さ
  - 1 暴力の程度
  - 2 接触の程度
  - 3 犠牲者の年齢
- ・ 犯罪歴
  - 4 犠牲者の選択
  - 5 犯罪数、犠牲者数
  - 6 犯罪行為の期間
  - 7 前の犯罪からの期間
  - 8 社会的行為の歴史
- ・ 犯罪者の性格
  - 9 処置への反応
  - 10 中毒の有無
- ・ 地域のサポート
  - 11 カウンセリング
  - 12 居住サポート
  - 13 職業・学業の安定性

これらに対して、それぞれ0から3点をつけていき、0点から36点までが、ランク1、37点から73点がランク2、そして、74点以上がランク3ということになるのである。

<sup>\*72)</sup> もっとも、例外として、性犯罪者自身が、釈放されても再犯する可能性を仄めかしたら、点数の如何に拘らずランク3とし、また、性犯罪者の肉体的条件として、再犯が不可能であるような場合には、ランク1とすることになっている。The State Department of Corrections and Human Services が、検察に、釈放の際、知らせる。そこで、危険性を認定、決定することになる。もちろん、ヒヤリングをし、性犯罪者からの反論も可能であり、ランク2とランク3に決定して、情報開示する場合には、法廷での決定が必要とされている。<sup>\*73)</sup>

開示の内容は、名前、等級、写真、住所、職場、免許証の番号、車の番号、犯罪内容であり、開示の方法は、開示対象者に直接渡すというものである。もちろん、リンチや不当な拘束は犯罪であると断つてある。<sup>\*74)</sup> 性犯罪者自身が異議申し立てをする場合は、1、スコアについて、間違いがあるという証拠を自分で示したとき、2、特殊な考慮事項を省略しているという証拠を出したとき、3、情報開示が過剰な措置であるという証拠を出したときに、許されるとしている。<sup>\*75)</sup>

異議申し立ての事例を紹介しよう。

ニュージャージー州では、1996年の5月26日に、528人のランク1、585人のランク2、59人のランク3の登録者がいた。そして、96年5月16日段階で、644人の開示対象者(ランク2、3)のうち135名が開示完了と報告されている。117人から、ランクや開示方法の異議申し立てが成され、裁判所は、52名はランク修正、1

3名は、開示の方法の修正が決定され、62名は、そのまま認めた。<sup>\*76)</sup> 刑罰の付加は違憲だが、登録の要請によって登録がなされることは、合憲である、という判断である。<sup>\*77)</sup>

### 3-2-3 メーガン法の法律的問題

メーガン法は、当初から、いくつかの法的問題があることを指摘されていた。

アメリカ憲法の修正条項、とくに、事後法による刑罰の禁止、二重の刑罰の禁止、残酷な刑罰の禁止、そして、刑罰を科す場合の適正手続の遵守等の規定に違反する、という批判的見解が、人権団体および人権派の法律家から寄せられていたのである。<sup>\*78)</sup>

カリフォルニアの登録を義務付ける場合と異なって、メーガン法は、住民への情報開示を規定している。情報開示自体がプライバシー侵害の可能性があるし、また、情報開示されることによって、さまざまな不利益を受けることは、当然予測される。就職の機会や住居の賃貸契約を著しく妨げられる。これは生活を脅かされることでもある。また、住民からさまざまな妨害を受けることも避けられないだろう。本人だけではなく、そうした被害が家族にも及ぶ場合がありうる。こうしたことが、刑罰であるか、あるいは、刑罰ではないのか。これによって、以下の問題が出てくるわけである。

メーガン法は、法の施行以前に性犯罪を犯した者も、情報開示の対象にしている。従って、事後法の適用の疑いが生じる。また、情報開示が事実上の刑罰であるとしたら、刑期を終えた者に対する更なる刑罰となる。これは、二重刑の疑いが生じる。そして、開示の対象とするかどうかの判定は、ほとんど法当局が行うものであり、裁判所の決定による場合もあるが、公開の裁判で行うわけではないし、また、陪審員が判断するわけでもない。あくまでも、行政的な判定基準で行われるのがほとんどである。適正手続に反する疑いである。

ニュージャージー州において、ある対象者は、自分の犯罪はメーガン法以前のものであり、その情報開示は、違憲であると主張した。彼は、1974年に少年への性的虐待で31年の刑となり、更に2年後殺人罪で20年加算された。しかし、79年、ヴァージニア州に引き渡され、89年に保護監察という形で、出所した。そして、95年にランク3に評価され、全ての公立の学校、施設および近所の住民に情報を開示することが決定され、異議申し立てして、法廷にまで持ち込んだが、法廷は、ランク3が妥当、学校やデーケアセンターへの開示、及び近所の住民への開示は妥当であると判断、州最高裁まで持ち込んだが、結局、妥当という命令が出された。<sup>\*79)</sup>

裁判所としても、前例のない事態であるので、かなり判断に迷ったようだが、結局、不当な処罰であるかどうかを問題とし、潜在的ではあるが、現実的な危険が存在する以上、性犯罪者に対する住民の対策は、当然であり、それを行政として援助することは、「処罰」ではない、という判断を下している。

正確にいうと、3つの立場があるようだ。

第一に、情報開示そのものは処罰ではなく、それによって、個人を不当に差別することになったら、その差別を取り締まったり、罰したりすればよい、ということであろう。

第二に、たとえ処罰的な要素があったとしても、措置自体が、治療的な内容があるとするれば、全体としてメーガン法は擁護されるべきだ、とするものである。処罰には違いないが、そのことの矯正性を認め、処罰性より優先されるとするものである。

第三に、処罰的な要素があるとしても、公開裁判や報道においても、犯罪の情報開示は事実上なされているのであり、プライバシー侵害や名誉毀損的要素があったとしても、これまでの社会慣習上許される範囲のものである、とする立場である。<sup>\*80)</sup>

ただ、注意すべきは、ハイリスクの情報開示については、ほとんど限界がなく、情報開示の影響は、当人にとって実に厳しいものがあるという指摘であろう。メーガン法は、基本的に「社会防衛」の立場から成り立っている。従って、個人の人権が抑圧されても、それは無視されないまでも、軽視されざるをえない。単なる情報開示から、個人に行動を追跡可能にするチップを埋め込むなどのやり方も、考慮されており、日本の江戸時代に、犯罪者に焼き印を押して、外見的に犯罪者であることを示すことに近い方法も将来とられる



かも知れない。この場合、社会防衛的措置の結果、性犯罪者をめぐって生じるトラブルが、その措置の結果回避されるトラブルとのバランスが、問題となると思われる。

さて、以上のように、メーガン法に基づく情報開示は、刑罰ではないという前提に立つことで、事後法の適用と二重の刑罰の禁止という、修正条項への違反はないと、司法当局は現在のところ考えている。憲法の修正条項に違反すると判決した裁判所は今のところ存在しないようだ。

さて、刑罰ではないにしても、行政処分である以上、適正手続に抵触する可能性がある。しかし、連邦のメーガン法には、手続規定はないが、実際の法当局が、情報開示する場合の手続は、本人のヒヤリングや異議申し立て権も含めて、具体的に規定されており、この点については、問題が少ないと考えられる。

さて、次の問題として、指摘する必要があるのは、性犯罪者に対して禁止されている内容の検討であろう。

これも社会防衛論的な観点から出てくるのであるが、ハイリスクの性犯罪者は、未成年者に話しかけることが禁止されており、実際に、話しかけただけで、懲役刑に処せられている。更に、ハイリスクの性犯罪者を地域から追い出すために、意図的に未成年者を近づけ、話しかけさせて、逮捕するようなやり方も、メーガン法反対者からは報告されている。

### 3-2-4 情報開示の方法

メーガン法の特質は、性犯罪者の情報を住民に提供することにある。しかし、提供の仕方は、州、市によって、相違がある。また、試行錯誤で方法が選択されていることも事実であり、実際に、インターネットのホームページでの開示が途中で変更されている事例などもある。

例えば、アーカンサス市の情報開示は、ホームページも使用している。ARKANSAS COMMUNITY NOTIFICATION と題するホームページで、1999年4月26日にアクセスしたときには、11人の一覧表があり、(リスクが2と3)それぞれの人物毎に、氏名、危険度、住所、身長・体重、生年月日、犯罪内容、地域への報告日時が記され、大きな写真が掲載されていた。しかし、写真入りの個人ページはその後削除された。<sup>\*81)</sup>

これは、情報開示が行き過ぎであったと考えられたからであろう。情報開示の範囲が「近隣」という制限がある場合がある。

インターネットでの開示に関しては、コネティカット州の開示の方法について、裁判で争われた。その詳細な紹介は資料にあるが、最終的に2003年の5月最高裁の判決でインターネットでの情報開示を合法とする判決が出て、現在では復活している。

メーガン法に近い法律を、もっとも早く制定して運用してきたのは、カリフォルニア州である。メーガン法が制定されたときに、既に50年の歴史があったが、住民への開示はせず、単に登録を義務付けていただけだった。<sup>\*82)</sup>メーガン法の成立をきっかけに、カリフォルニアでも、開示をすることになったのである。カリフォルニアでは、刑務所から出て、5労働日以内に登録、毎年誕生日から5労働日以内に登録する義務があり、他の地域から移住した場合も同様である。登録しないと重罪を課せられる。公開の対象とするのは、high risk と serious であり、その他はしない。公開対象は、64000人となっている。

1999年段階で、78000人が該当している。<sup>\*83)</sup>

カリフォルニアでは、メーガン法では不十分であるとして、大学のキャンパス警察への登録も義務付けている。

開示の方法は、まず、CD-ROM による配布である。そして、電話や直接警察に来ての問い合わせである。<sup>\*84)</sup>994年の児童保護法(child protection act(Assembly Bill 2500))が制定され、電話サービスが設置された。900の回線による電話サービスで、性犯罪者の情報を流すわけである。その年には、4700人の子どもへ情報提供を行った。電話1回で、2名までの検索で費用は10ドルである。検索の場合には、理由を述べ、検索してもらい、検索対象は、名前、生年月日、住所、社会保障番号、運転免許番号、目の色、毛の色、背丈、体重、民族、傷跡などである。<sup>\*85)</sup>電話は、The Child Molester Identification Line (CMIL)と呼ばれ、95年7月3日から、96年12月13日までの間に、7156本の電話、1585の文書問い合わせがあり、そのなかで、702件が、

性犯罪者の登録データと一致した。一致率は8%であった。その702件については、57000人以上の子どもが接していた。

また、ハイリスクの人物の名前と写真を掲載した名簿を、警察で閲覧可能にした。97年の1年間に、24000人がCD-ROMを検索し、12%が知人を見つけた。そして、電話では、7845人がサーチ、421人を見つけている。この報告は、多くの場合、危機が回避された、例えば、ベビーシッターとして雇っていたなどである、と結論付けられている。<sup>\*86)</sup>

### 3-2-5 地域への影響

地域に対して抱くイメージは、基本的に「住民の協力しあう人間関係」であろう。しかし、メーガン法は、最初から協力しあえない人間の発見、自覚を目的としているから、さまざまな弊害がある。

最も極端な事例としては、メーガン法に似た法を実施しているイギリスで、1997年2月に、小児性愛者(pedophile)の住む家に住民が放火し、中にいた子どもが死亡した事件がある。<sup>\*87)</sup>

これは例外的事例であるとしても、家族も含めて、地域住民に嫌がらせを受ける事例や、家を借りられない、つまり実質的に居住できない事例は、あちこちで起きている。インターネット上では、そうした「被害」を受けている側から、告発するホームページが多数ある。いくつか紹介しよう。

「被害」は、法が規定する以上の過剰な情報開示、あるいは、法に従った開示であっても、住民の嫌がらせが生じる場合とがある。

まずは、過剰な情報開示である。

市の警官が、自分の判断でチラシを撒き、積極的に登録された性犯罪者を追い出す運動をしている事例である。<sup>\*88)</sup> 更に、わざわざ子どもを近づけて、有罪にしようとしている、と告発するものもある。<sup>\*89)</sup> これは、登録された性犯罪者は、子どもに話しかけることが禁じられ、もし話しかけたら、逮捕・有罪になることが規定されていることが多いからである。実際に、意図的でなくても、子どもに話しかけて逮捕された事例も、起きている。こうした中で、警官のチラシで指名手配扱いされ、自殺したと告発するものは、極めて強い調子でメーガン法を非難している。<sup>\*90)</sup> そうした登録された性犯罪者から見ると、警察当局は、法で禁止されている嫌がらせをやっても、住民の支持を受けやすく、また、事実を秘匿しやすいので、何をやっても罰せられることはなく、住民の保護のためではなく、wanna-be-herosを生むために活用されているというわけである。<sup>\*91)</sup>

ニュージャージー州では、1996年段階で、135名のランク2、3の登録者が開示されていたが、登録内容が間違っていた人に対する暴力が一件、嫌がらせが4件、登録者の母親の車へのいたずらが1件報告されている。また、ワシントンでは、90年から93年にかけて、176名の登録者に対して、14名が嫌がらせを受けている。全体として、住居を見つけることが困難になる、職を探すことが困難になる、雇用主の方で、雇ってもいいと考えても雇いにくくなる、という傾向が指摘されている。<sup>\*92)</sup>

もちろん、こうした否定的な報告よりは、ずっと肯定的な報告の方が多い。当然、司法当局からの報告では、実害を防いだとされる事例が多数報告されている。メーガン法以前は、たとえ、リトルリーグのコーチが性犯罪者であっても、それを知らせることはできなかった。それが、96年10月1日後、名前、写真、犯罪などを知らせることができるようになった。そのために、サクラメントでは、プールで子どもと遊んでいる男が、猥褻行為での有罪だったので、親たちに知らせた。また、男は登録していなかったのに、6年の刑を受けた。サンベルナディオ、では、ハイリスクの男が、リトルリーグに関わっていた。登録してなかったのに、同様に、実刑を受けた。学校から帰宅途中の女の子が、車の男に誘われたが、チラシの男だと分かったので、断り、後で確認された。男は逮捕されたという事例も報告されている。この事例は、事実とすれば、メーガン法の大きな成果と言えるであろう。ピザの配達やさん、学校のボランティア等の事例もある。<sup>\*93)</sup>

こうした事態を踏まえて、賛否両論をみておこう。メーガン法に対する批判的な人が開いているホームページの掲示板であるが、賛成論も多数掲示されているので、スティーブ

ン・マーチン・コーエン (Steven Martin Cohen) のホームページでの議論を見ておこう。

反対論の多くが、性犯罪者の再生の機会を奪うという理由である。<sup>\*94)</sup> そして、90%が再生しないというのはおかしい、きちんとした治療プログラムを受けた者は、5%のみが再生しており、メーガン法よりも、そうした治療プログラムを受けさせることの方が大切である。<sup>\*95)</sup>

また、反対論の有力なものは、家族などの本人以外の者が被害を受けるという理由である。(puzzledenon f) そして、15歳のときにレイプして22カ月の刑期を終えていた自分の婚約者が、メーガン法の対象者になって、大げさにチラシなどで中傷されたという意見もある。<sup>\*96)</sup>

これに対して、メーガン法の賛成者は、基本的に自分の子どもを守る立場、そして、社会を守る立場からである。「90%の者が再犯するのならば、過去のデータを知り得ることは、住民にとって望ましいことであり、他の方法がない内は、メーガン法は必要だ」<sup>\*97)</sup> 「メーガン法に反対し、近所に性犯罪者が住んでいても気にならないという人がいたら、子どもがいないのだろう。」<sup>\*98)</sup>

また、反対論として、実効性がないことをあげる者もいる。性犯罪の多くは、家族、友人、隣人によって実行されており、新しく移住した人によるものは少ないのであるから、移住者を登録、情報開示しても、リアリティがない、というのである。<sup>\*99)</sup> この認識は、なぜ、メーガン法が制定されたかということ、それは政治家の都合であるという批判もある。暴力犯は1980年から92年にかけて、48.2%の再犯から、28.5%に減少しているのに、ドラッグ関係は、6.8%から30.5%へと上昇している。メーガン法の方向が、現実に求められているのではないとする。<sup>\*100)</sup>

ワシントンでは、メーガン法が発効してから、4週間で、誰も登録がなされず、行政当局も、そんな法は知らないと述べていたとされる。こうした実効性の弱さは、予算措置が十分になされていないことも原因であるとされる。<sup>\*101)</sup>

### 3-2-6 まとめ

teen courtやメーガン法の個別の評価は別として、双方を検討した上での評価、及び日本への導入の是非、可能性について、多少整理しておきたい。もっとも、導入の是非といっても、実はメーガン法については、対象者が性犯罪常習者ではなく、カルト集団であるが、オウム新法として、かなり似た法律が実際に既に施行されている。

住所変更の際に届け出を義務づけていること、そして住民台帳法に基づいて、役所が不動産業者等に事実上情報を開示していることなど、メーガン法とほぼ同じことが、既に実施されているわけである。そして、オウム信者の入居反対運動が全国で広げられていることも同じ構造を示しているのである。

teen courtが効果をあげたと考える理由は、いくつかある。

第一に、teen courtでの審理を受け、その判決を決められた期日に完遂すれば、犯罪歴が残れないというシステムによって、犯罪を犯した少年が自ら立ち直ろうとする意思を引き出したことであろう。山口は、成果があるとしても、それはリンチ的な裁きによる恐怖によるものだとしているが、それが皆無ではないとしても、正当な解釈とは言いがたい。もしそうならば、teen courtで裁かれた少年が、積極的にボランティアとして、teen courtに関わっていくというような姿勢が生まれることを説明できない。

第二に、罰として、社会奉仕が含まれることによって、自己の社会的な存在価値を確認し、また、陪審員義務が課せられることによって、犯罪を犯す行為及び人物を客観的に見つめることができることで、自己確認及び社会認識の両面から、犯罪を犯すことの無意味さを確認することができることであろう。これは、隔離されたところでいくら作業をしても、また、犯罪少年の心理やその損失を、いくら大人から「解説」されても、実感をもって理解することはできないことだと言える。

第三に、犯罪が行われたときに、実際に犯罪者が置かれる状況を、当人も、またまわりの人も、事実として体験することによって、犯罪を回避する意思を形成することができることである。実際に、日本の犯罪に関わる教育は極めて貧弱である。15歳までは、罪に

問われないなどという意識をもっている少年が多数存在する。しかし、刑事責任を問われることはなくても、民事責任は問われるのであって、これは大人が数年間懲役につく以上の大きな負担を、自分だけではなく、家族全員に負わせるものである。このような事実すら、日本の教育の中ではほとんど教えられないことはない。

まして、teen courtで体験するような法律に関わるリアルな教育は皆無である。擬似的な体験ではなく、事実としての裁判であるから、法の仕組みを教えるという効果は非常に大きなものがある。

ところでこのような効果は、少年にだけ妥当するのだろうか。もちろん、答えは否であろう。ただ、大人には教育的な効果を社会が許す度合いが非常に小さいというに過ぎない。大人であっても、このような仕組みが適応されるならば、大人の犯罪者の再犯を低下させることができるかも知れないのである。

そういう観点から見たとき、メーガン法には、いくつかの欠点があると考えられる。もちろん、常習的性犯罪者が同じ地域に生活しており、それが特に子どもや女性にとって、極めて大きな脅威になっている以上、何らかの対応が必要であり、その一つとして、登録義務や情報開示がありうることは、認めなければならないだろう。それによって受ける常習的性犯罪者の被害よりは、実際に彼らが子どもや女性に対して与えた被害の方が圧倒的に甚大なものだったからである。そういう意味では、予防的にそれなりの対応がとられる必要性はある。

しかし、対応が効果的でなければ無意味であろう。

まずは本人の選択意思に関わることである。

法律家の中でも、通常の青少年裁判所とteen courtの本人による選択ができることが重要であるという指摘がある。<sup>\*102)</sup>

犯罪を犯した者が立ち直ることは、自分の問題としても、また社会の許容の問題としても、多くの困難が伴うのは自明である。いかなる困難においても、その克服のためには、本人の強い意思が必要であり、それは犯罪に場合も例外ではありえない。とするならば、犯罪者が立ち直るプロセスの中で、本人の意思を喚起する要素があることは、teen courtに限らず必要であろう。<sup>\*103)</sup>

まして、メーガン法は、刑の実行や訴訟選択の問題ではなく、服役を終えて、新しい人生を歩む中での問題であり、その時点で、否応なく犯罪歴の公開をされ、地域から阻害されることは、少なくとも当人の矯正にとってマイナスであることは確かである。

次に、地域の協力形態と排除形態の問題である。teen courtでは、地域住民が犯罪を犯した少年を矯正するために、ボランティアとして参加するシステムである。しかし、メーガン法は、犯罪者地域住民に知らせることで、犯罪者を隔離するシステムである。住居確保と職業確保が極めて困難になるから、生活すること自体が困難に陥るのが普通である。確かに、それによって住民が警戒することが可能になり、自分の子どもを被害から救う可能性が、多少なりとも高まることは事実なのであろう。だが、結果として、性犯罪を減少させているという有力な調査は今のところ存在しない。(アメリカ全土の規模で現在調査研究中である。)

次に、本来非公開としていることがら、公開することで処理することについて、考えてみよう。最初に述べたように、teen courtもメーガン法も、「公開」が本質的部分になっている。

teen courtについては、ラベリング理論から批判的な見解があるのは、当然であろう。しかし、有本は、むしろラベリング行為を本人が立ち直るきっかけになりうるものとして、積極的に位置づけている。公開がラベリングの効果をもつことは、明らかであるが、teen courtの場合には、地域住民が矯正を援助することで、公開が積極的な意味をもっているのに対して、メーガン法の場合には、住民の防衛的機能を助けるだけで、犯罪者本人の矯正には、ほとんど役に経たないのは、ラベリングが具体的にどのような目的で、どのような構造の中で行われるかによって、その結果が異なってくることを示していると考えられる。

## 第4章 エスペラント

このソフトではエスペラント特有の文字を印字できないので、この部分のみ、過去のテキストを使用します。（プリント配布します。）

## 第5章 異文化理解と葛藤

### 5-1 ちびくろサンボ問題

差別問題は、現代社会になお残る大きな問題である。そして、文化もまた差別に深く係わっている。差別意識を培養したり、あるいは、差別を告発したり、あるいは、その実際とは別に、差別作品であると批判されたり、さまざまな形態で差別に関連している。しかも、その受け取り方は国や民族によって異なる場合もある。

差別は人権侵害という重大な問題をもっているとともに、また、文化というレベルで考えると、表現の自由という人権も深く関わっている。差別と表現の自由は、極めて複雑で微妙な問題をもっており簡単に解決することは難しい。

ここでは、10数社から出版されていながら批判を受けて、日本ではすべて絶版になった『ちびくろサンボ』を中心にとりあげてみる。

しかし、2005年3月に突然事態が急変した。瑞雲舎という出版社が岩波版を復刻すると発表し、予約が殺到しているとされているのである。この文章を書いている4月7日の段階では、まだ予約受け付け中であり出版されてはいないが、実際に出版されれば大きな論議を呼ぶだろう。

#### 5-1-1 ちびくろサンボ問題の経過

まず日本における問題の展開を簡略にまとめてみよう。ここでの参考文献は、主にエリザベス・ヘイ『さよなら サンボ』平凡社（ゆあさふみえ訳）を使用する。

- ・ 1988.7.22 アメリカのワシントン・ポスト紙が、「黒人の昔ながらのステレオ・タイプが、日本で息を吹き返す」という記事で、日本における黒人マネキン人形を批判の対象とし、あわせて「ちびくろサンボ」を問題にする。日本大使館に抗議殺到。
- ・ 1988.7.26 自民党政調会長渡辺美智雄が「クレジットカードが盛んなむこうの連中は、黒人だとかいっばいい、『うちはもう破産だ。明日から何も払わなくてもいい』ケロケロケロ、アッケラカのカーだよ」と発言したと報道。
- ・ 1988.8.2 黒人議員連盟、日本製品の不買運動。  
マネキン人形やおもちゃを製造している日本企業が、直ちに商品回収。
- ・ 1998.8 大阪の有田利二と家族が、「黒人差別をなくす会」を設立、黒人を俗悪なイメージで扱った商品を100点、ワシントン・ポスト紙に郵送、さらに、『ちびくろサンボ』を翻訳している出版社すべてに抗議文を送付。
- ・ 1988.11 学習研究社を初め、つぎつぎと『ちびくろサンボ』の絶版を決定、翌年初めまでに、すべての出版社が絶版。
- ・ 1989.8.31 山本まつよ インドを舞台とした『ブラック・サンボくん』を刊行。しかし、この本も、「黒人差別をなくす会」の働きで書店から消える。
- ・ 1990.11 長野市で、ちびくろサンボ関係の図書をすべて廃棄するように、市当局が図書館・学校に通達。市民の反対運動で、一月後に撤回。
- ・ 2005.3 瑞雲舎社が岩波版の復刻を公表。

以上が、日本における『ちびくろサンボ』消滅の顛末である。現在では、日本においてこの本を入手することはかなり困難であろう。イギリスでは店頭にはないが在庫はあり、注文で入手できるそうである。

こうした展開は、本国のイギリスとも、また最初に問題になったアメリカとも、異なっ

ていた。

イギリスでは、1970年代にタイムズを中心として論争になり、主に文学関係者の反論の力によって当初擁護派が強かったが、移民の子どもたちが、自分たちが学校で「サンボ、サンボ」といじめられた経験を語りだすに及んで、徐々に店頭から消えて言った。

アメリカも大体同様であるが、日本と異なる点は、店頭から本が無くなるまで、かなりの時間がたったことと、店頭から消えても絶版になったわけではないという点が異なっている。

更に、インターネットで検索すると、最近アメリカでは3つの「ちびくるサンボ」が復刊されていることが分かる。ひとつはバナマンに忠実な版であり、ひとつは明確に場をインドに設定し、名前もインド風の名前に変更している版、そして、現代のアメリカの田舎に場を設定している版などである。もともと、著作権があいまいになっており、バナマン生存当時からさまざまな海賊版が現われたが、現在でもそれが続いているわけである。<sup>\*104)</sup>

### 5-1-2 バナマンと出版について

ヘレン・バナマンは1862年2月25日、スコットランドの首都エディンバラに、裕福な牧師の長女として生まれた。母も裕福な工場主の子どもであった。

ヘレンが2歳のときに、父はモロッコ西方700キロのポルトガル領の島で、牧師として赴任し、そこで家族とともに過ごした。学校は存在しないので父が勉強を教えた。子どもの教育のためにスコットランドに帰ったが、まもなくスコットランド銀行の破産で経済的苦境に陥り、苦勞して勉学を続けることになった。女子に大学教育はまだ許されていなかったが、聴講生として入学し優秀な成績をおさめたという。

1889年6月、以前からの婚約者のウィル・バナマンと結婚してインドに赴任した。

ウィルは裕福な家庭に育ったが、父の死などで経済的に苦しくなり、ヘレンと結婚するために、インド勤務の医師となることを決意し、インド勤務である程度財産を築いて結婚にこぎつけた。

インドにおける医療活動も興味深いものであるが、ここでは省略する。

インドの気候を考慮して、過ごしやすい地域に子どもを残し、夫のところに戻る途中で、娘を楽しませるために、書き送ったのが、『ちびくるサンボ』である。自分で挿絵を書き、製本までしたという。

ヘレンの友人のアリス・ボンド夫人が、この本を見て、近々イギリスに帰るので、ぜひ出版しよう、そのため必要なことを自分がやると申し出て、消極的なバナマンを説得し、出版されることになったのである。

しかし、ヘイによるとここでボンド夫人は致命的な過ちを犯し、後にこの本が差別的作品と評価されるような下地を作ってしまったという。

つまり、バナマンは、決して著作権は売らないという条件を守るようにボンド夫人に約束させたのであるが、この本の価値を認め、出版に意欲をもやしたりリチャーズは、著作権を売るように巧妙に交渉し、結局世間知らずだったボンドをだますような形で、安く著作権を買い取り出版してしまう。

しかも、リチャーズはその後著作権をアメリカの出版社に譲り渡してしまい、その前にもアメリカでの海賊版に対する処置をきちんとしなかったために、さまざまな海賊版が出回ることになった。

アメリカで出版されたものは、多くがアフリカ黒人を揶揄するような挿絵に変えて出版したために、黒人たちの反感を買う原因を作ってしまったというのが、ヘイ及び、法政大学のアン・ヘリング教授の見解である。(この本に序文を寄せている)

日本で出版され普及したのも、ほとんどがアメリカで作成された本を元にしており、黒人の絵であるというだけでなく、貧しいステレオタイプ化された黒人となっているのである。しかし、バナマンの書いた挿絵をみると、一家は裕福な服装をしており、サンボも活発な少年である。そして、アフリカ系の黒人ではない。従って、バナマンが、かわいそうな貧しい一家の、あわれな話として、この童話を書いたのではないことは明らかである。

バナマンは、1946年10月13日に84歳で生涯を閉じた。

## 5-1-3 ちびくろサンボの日本での受容

日本でも、ちびくろサンボは大きな人気を誇っていた。以下のアンケートを見よう。

年齢構成	性別
20以下	女性 73%
21～30歳	男性 27%
31～40歳	
41～50歳	
51～60歳	
61～70歳	

以上のような構成で、

『ちびくろサンボ』を読んだことがあるか？

はい	84%
いいえ	15%
無回答	1%

こどもに『ちびくろサンボ』を読み聞かせたことがあるか？

はい	43%
いいえ	55%
無回答	2%

31～50歳まで2代に渡って『ちびくろサンボ』を読んだ。

女性	75%
男性	44%

この数字を見る限り、特に女性はほとんどの人が読んだことがあり、また、半数が子どもに読み聞かせていることがわかる。つまり、多数が2代に渡って親しんでいる。

そして、次に述べるように、日本での絶版についても多くが知っており、そして、どちらかという絶版に対して否定的な評価をもっているのである。

『ちびくろサンボ』が絶版になったことを知っているか。

はい	64%
いいえ	35%
無回答	1%

絶版についてどう思うか。

当然	6%
反対	40%
どちらともいえない。	48%
無回答	6%

## 5-1-4 イギリスでの批判

では、次にちびくろサンボをめぐる論争を見ておこう。

最初に議論が起こったのはイギリスだった。

イギリスでは1950～60年代へかけて、まず西インド諸島系、続いてインド・パキスタン系の移民の大量流入が続き、都市部に集住した彼らの処遇が大きな社会問題となっていた。単なる出稼ぎではない彼ら移民の子ども達がイギリスの学校に通うようになっていった。教育現場では、どのような教科書で教えるのか、幼児にはどのような絵本を与えるべきかに無関心ではいられなくなる。そのような中で、黒人の子どもが「いじめ」の対象となり、その際に「サンボ」という蔑称を投げかけられたと言われている。

そして、1972年に『タイムズ』の投書欄を舞台にして論争が起こった。

「教師が多人種学校システムの問題を取り扱う際の援助」を行なうことを目的として1971年秋に結成されたばかりの「人種差別に反対する教師の会」（以下、「教師の会」と略す）が、1972年春、『サンボ』他のバナマンの著作の発行についてチャーター社へ抗議を行った（三月三十一日付け）ことをきっかけとしている。これを受けて『タイムズ』児童書欄の担当者ブライアン・オルダーソンが、「教師の会」への反対声明を、「タイム



ズ」紙上に掲載（四月十二日付）し、以後五月へかけて反論も含め計二十通の投書が『タイムズ』へ寄せられることとなった。

論争の経過をみておこう。

#### 教師の会

今日のイギリスが直面している多人種社会の中では、これらの著作は人を傷つけるし、また危険なのだ。……子ども達に人種差別の基本的態度を教えるこれらの本を販売することを直ちに止め、児童図書館や学校から除架されるべきものと強く考える。『サンボ』他の作品では黒人が貪欲で（サンボはパンケーキ六九枚食べる）典型的に明るく、滑稽で、無責任な農園の”ニガー”として描かれているし、すべての黒人の大人は子どもっぽく描かれ、すべての黒人は虎などと一緒にジャングルに住んでいると思込ませようとしている。

#### オルダーソンの反論

「教師の会」は「（『サンボ』告発という）ほじくり趣味以前には存在していなかった人種差別意識を創造しているのである。「教師の会」が提示した「多人種社会」での「加害性と危険性」については、これまで『サンボ』を高く評価して来た文芸批評家たちのような「立派な人々が『人種差別主義的な戯画』に無神経でありうるのだろうか。

#### 「教師の会」事務局長ブリジェット・ハリスの反論

オルダーソンの発言態度は理解し難い。オルダーソン氏は、児童書の専門家として知られているのだから、過去二十年間にわたりアメリカで全国黒人向上協会（NAACP）と進歩的な教員のグループが『サンボ』を『児童文学における白人の人種差別意識の縮図』（CIBC）として非難してきた事実を無視するわけにはいかないだろう。……オルダーソンのいう、いわゆる『親しみの情』は、実際は、子どもという人種への恩情主義の親しみなのである。

#### オルダーソンの再反論

もしバナマンの著作が多人種社会のイギリスにとって時代遅れだとするならば、今なお多くの子どもに人気があって、ハリスさんと同じように文学における差別に敏感な批評家連に賞賛されているのは驚くべきことだ。…私は『教師の会』とは違い、ヘレン・バナマンの文章は、どのような悪意とも、そしてまた「温情主義」とも無縁だと信じている。…、主人公が一六九枚のパンケーキを食べたか、黒人は貪欲に見られてしまうという『教師の会』の批判は…いくぶんおかしいと私は思う。

当初は告発への反発が主流だった。

- ・（『サンボ』に）人種差別の脂を塗り付けるこの種の教師達によるキャンペーンにこそ、むしろ醜く危険なものを感じる。
- ・子どもの時の私にとって、『サンボ』は愛すべきものだったし、いまでもそうだ。
- ・ハリスのような人たちは、一度もそんなことなかったところに差別があったと言い出すことによって、『人種差別』をまきおこすという脱線をしているように思われる。
- ・私は、『サンボ』が書かれた世代の生まれだが、『サンボ』が私に与えてくれた楽しみをいまだに覚えている。……実際のところ、それをどう読むかは読者の心の中にあるのだ。
- ・有色人種の移民の人口比率が高い地域にあるウルバーハンプトンにある子供図書館の司書のナタリー・ハドソンによれば、この地域の要求を満たすには、『サンボ』が何冊あっても足りないということである。移民達は、ただ、『サンボ』が好きなのである。
- ・私たちの子どものグループで、子ども達が「黒んぼ」「黒んぼ」ととても歓迎できないはやし言葉を使ったので、『サンボ』を持ってきて一緒に全部読んだら、そんなはやし言葉は使われなくなった。擁護論に少し遅れて批判論が寄せられるが、その投稿者はすべて移民かその子どもだった。
- ・この本は、黒人を時代遅れのおかしさを感じさせるような、ほとんど裸の、無学でより劣った野蛮人として描いている。十三年前、小学校時代に私のいたクラスでこの本が読まれた。そして、パキスタンから来た有色人種の子どもであったために、私は突然『ちびくろサンボ』と呼ばれるようになった。…多くの移民の子ども達は今でも『サンボ』のような差別的な本に対して、精神的にも社会的にも守りを固めているだろうと私は確信している。近い将来調和のとれた多人種社会では、『サンボ』のような本はとても我慢できないものとなるであろう。
- ・私の八歳の娘は、この国で生まれ、イギリスを出たことがなく、他の国の文化を知らないのに、度々

学校で他の子どもに「ウオグ」（キャラクター人形「ゴリウオグ」の略か？）と呼ばれたり、インドかアフリカから来たのかと聞かれたりしている。娘が怒って、この国に生まれたんだと言っても、いつも、そんなはずはない、イギリス人に見えない、と言いつ返されてしまう。・・・結局、『サンボ』のような本の出版は、我々の多人種社会では廃されるべきで、我々の子どもたちや民族にとって、ひどい仕打ちにしかならないと私は言いたい。

・私達は、今や多人種社会に生きているのであり、白人の子ども達が『サンボ』をかわいいと思うかどうかまた、白人の教師が『優れた繰り返しの物語』と見るかどうかだけでなく、黒人の子どもや黒人の教師が同じように感ずるかどうかを考慮する必要がある時代なのだということに気づくべきである。ヘレン・バナマンは、黒人が最大の軽蔑と最小の保護を受けていた時代の典型的な人間である。悪意はなかったにしても、確かに黒人を見下していた。私はサンボとは関係ない。しかし、クラスの白人の子にとって、私はサンボと同じだった。私はこの本を焼けとは言わない。そのかわりに...永久的な展示図書のひとつとする。その展示には、このような題をつけよう。”大英帝国支配のこだま - イギリス人は偉大なりと彼らに思わせた情報” - - と

ある程度の欠点を意識しながら『サンボ』を擁護する視点も示されている。

・長年の間、私は多人種の人々に奉仕する首都自治区の図書館の児童書部門の選書の責任を負ってきた。...（「ちびしろスクイバ」は購入しなかったが）『サンボ』の一連のお話は、すべて購入している。なぜならサンボは一魅力のある主人公であり、話自体、幼児の欲するすべてを満たしているからである。でも、題名が不幸な影響を与えているということには同感であり、“ちびのサム”とか、“ちびのクイバ”とか、改訂するほうがいいかもしれない。

バナマンの息子ロバート・バナマンも投稿する。彼はまず“サンボ”と呼ばれた体験を語った投稿に村して「うそ偽りのない同情を捧げさせていただきたい。...私は、母が、この物語によってたった一人の男の子でも不幸になるとちょっとでも思ったならば、決してそれを出版しようとは思わなかつただろうと確信していることをカリキュー氏にうけあいたい」としているが、最終的には自分の母親の善意を強調しながら「この本が差別的であるとする攻撃は受け入れることができない」と書いている。

この他こうした『サンボ』批判を「検閲」の危険性から批判する観点も提出されているが、「タイムズ」への投書の中でアメリカでの『サンボ』批判論と共通なのは、サンボが野蛮入だと受け取られ、肌の黒い子どもが野蛮人としてはやしたてられているという指摘だ。批判者たちは「サンボ」という言葉が不快だとも書いているが、それはアメリカでの“サンボ”イメージへの不快感とはニュアンスが違うようだ。少なくとも、「人種差別主義者の戯画とステレオタイプ」というアメリカでのおなじみの表現は、これらの投書の中には見られない。彼らは、言葉よりもむしろ『サンボ』の執筆態度の底にある温情主義的なおしつけがましさを保護者的な態度に対する不快感を明らかにしている。また彼らが、必ず当時のイギリス社会を「多人種社会」ととらえる立場から発言しているのは特徴的だ。

以下の資料は、在米黒人女性七人へのアンケートである。

「日本・アフリカン・アメリカン協会」の招待で1988年に来日した黒人女性で、大学教授、中小企業主、教師、法律家、ジャーナリストなど専門的な職業についている人たちが中心である。岩波書店版、ラインハート版、子ども文庫の会版を見ての感想になっている。

質問内容は、

- 1 『ちびくろサンボ』という本を知っていますか。アメリカで今売られていますか。
- 2 挿絵についての感想を聞かせてください。
- 3 現在アメリカで「サンボ」という言葉は、どのような意味で使われていますか？
- 4 日本の子どもに「サンボ」という言葉の持っている意味を教えるべきでしょうか？
- 5 『ちびくろサンボ』を読んだ日本の子どもたちに言いたいことがありますか？

Aさん

- 1 『ちびくろサンボ』という本は知りませんでした。現在アメリカで売られているかどうか知りません。
- 2 岩波書店版も、ラインハート（チャター＆ウィングス）版も、子ども文庫の会版も、

すべて好ましくありません。

- 3 「サンボ」という言葉は、アメリカでは「野蛮人」または「未開人」というような意味で、黒人に対して使われています。
- 4 「サンボ」が侮蔑語として使われてきたことと、その時代的背景を教えるべきです。
- 5 「サンボ」は、心ない白人のアメリカ人によって、黒人のアメリカ人を見下す物語として象徴的誤って使われていたのです。

Bさん

- 1 『ちびくろサンボ』という本は知っています。現在アメリカで売られているかどうかは、知りません。
- 2 岩波書店版も、ラインハート（チャーター＆ウィングス）版も子ども文庫の会版も、すべて好ましくありません。
- 3 「ジャップ」のような否定的な意味。
- 5 「サンボ」の外見や行動は、我々黒人の典型ではありません。

Cさん

- 1 『ちびくろサンボ』という本は知っています。現在アメリカでは売られていません。
- 2 岩波書店版も、ラインハート（チャーター＆ウィングス）版も、子ども文庫の会版もすべて好ましくありません。これがインドの物語なら、たとえば『ラジャの冒険』とか、反感をかかないような題名にするべきでしょう。
- 3 「クーリー（中国人）」「グーク（ベトナム人）」「ジャップ（日本人）」と同じです。
- 4 教育者としての私が教えるとしたら、人種の侮蔑を説明するときにしか教えません。社会的背景を知らなければ、このような言葉が黒人に与える痛みを理解してもらうことはできないと思います。
- 5 この物語は「可愛い」ように、見えるかも知れないけれど、もしアメリカの子どもたちが「可愛い」と思っている物語が『黄色いジャップ』とか『黄色いちびクーリー（中国人に対する蔑称）』というような題名だったらいやでしょう。イエロー（黄色）には「臆病者」とか「卑怯者」というような意味もあります。

Dさん

- 1 『ちびくろサンボ』という本は知っています。現在アメリカでも売られています。
- 2 岩波書店版も、ラインハート（チャーター＆ウィングス）版も、子ども文庫の会版も、すべて好ましくありません。
- 3 「サンボ」は「黒人」「醜い」「あほ面」のように精神的に見下した意味合いがある。皮膚の色の薄い人々の命令に服従し、いかなる待遇にも文句を言おうとしない人間を指す。飼い主に好かれていないペットのような生活を送る人間。飼い主に好かれている動物は食事を満足に与えられるし、病気の際は看護もしてもらえる。
- 4 「サンボ」が非常に侮蔑的で、絶対に使ってはいけないと教えるべきです。
- 5 「サンボ」は非常に差別的な言葉だから、絶対に使ってはいけません。

Eさん

- 1 『ちびくろサンボ』という本は知っています。現在アメリカでも売られているかどうかは、知りませんが、もし売られているとしたら、それは間違っています。
- 2 岩波書店版も、ラインハート（チャーター＆ウィングス）版も、子ども文庫の会版も、すべて好ましくありません。
- 3 見下していて、否定的。
- 4 教える必要はありません。
- 5 人をもの笑いにすることはよくありません。あなたが、「チャーリー・チャン」に似ているといわれたらうれしくないでしょう。 - - チャーリー・チャンは昔、アメリカで流行った探偵の話で、主人公はナマズ髭で眼のつり上がった、孔子の引用ばかりしている中国人探偵。

Fさん

- 1 『ちびくろサンボ』という本は知りませんでした。現在アメリカでは売られていません。
- 2 岩波書店版も、ラインハート（チャトー＆ウィングス）版も、子どもの文庫の会版も、すべて好ましくありません。
- 3 「黒んぼう」「馬鹿」という意味。
- 4 歴史的に重要でないので、子どもに教える必要はありません。
- 5 『ちびくろサンボ』を読むのはやめなさい。

Gさん

- 1 『ちびくろサンボ』という本は知っています。現在アメリカでも売られています。
- 2 岩波書店版と、ラインハート（チャトー＆ウィングス）版は好ましくありません。子ども文庫の会版は好ましいですね。
- 3 「サンボ」という名前は奴隷制時代に発し、白人の主人に言われた事だけしかできない、醜い、頭の足りない黒人男性に対する侮蔑的な呼び方だった。
- 4 人種差別用語であることを十分に説明し、教えるべきです。
- 5 物語がおもしろくても、それはアフリカ系アメリカ人を正確に描いていないだけでなく、有色人種に対する人種差別を助長しかねない。

Q この意見について考えてみよう。

#### 5-1-5 芸術作品と民族差別の問題

「ちびくろサンボ」は、差別的な作品なのだろうか。

差別的な作品であるという見解は、実際に、黒人が差別されているという事実を前提にして、この作品が、黒人に対するステレオ・タイプの見方を押しつけている、つまり、黒人は貧しく、トラにあってただ哀れみを乞う哀れな存在であり、パンケーキを169枚も食べる飢えた存在というような見方である。

しかし、その反論としては、もともとのサンボは、決して貧しい子どもとして描かれておらず、ジャンボとマンボの両親も立派な服装をしており、サンボはトラを機知で撃退する勇敢な少年として描かれ、パンケーキも一皿にのっている程度に過ぎないと述べている。どちらが正しいのだろうか。

そこで、「ちびくろサンボ」を考える前に、他の民族的な差別が含まれていると指摘されることがある有名作品を紹介しておこう。

まず、シェークスピアの「ヴェニスの商人」をとりあげよう。

「ヴェニスの商人」は、以前からユダヤ人を揶揄した作品であると一部批判されてきた。筋は幾重にも絡み合っているが、バサーニオが必要なお金を、友人のアントニオが保証して、ユダヤ人の金融業者シャイロックから借りることになる。このときに、「利子」をめぐる台詞があって、キリスト教が利子をとることを禁止しており、そのために利子をとるユダヤ人を軽蔑していることがあきらかにされる。

さて、そのお金を貸す際に、もし返金できなかったら、アントニオの肉1ポンドを、シャイロックに認める証文を作成するわけである。

ところが、アントニオのもっている船舶が、嵐にあって入港が遅れ、更に沈没したという噂が流れる。期限までに返金できないことになり、シャイロックは裁判で肉1ポンドを要求することになるが、そこで判事として現われるのが、バサーニオの妻であるポーシャ。彼女が機転をきかせて、「肉1ポンドはよいが、血の一滴も流してはならない」という無理難題をふっかけ、諦めたシャイロックに対して、更にベネチア市民の命を奪おうとした罪で有罪にしてしまうのである。

このように、シャイロックは徹底的に悪役として登場し、最後は、笑い物にされたあげく、財産をとりあげられてしまう。当時のユダヤ人に対する偏見を、そのまま表現したとされている。

しかし、河出書房世界文学全集の三神勲氏の解説によると、ハイネがロンドンで「ヴェニス商人」をみたとき、イギリス婦人が、シャイロックがかわいそうだ、と言って、泣いていたと記しているようだ。

つまり、むしろ、ユダヤ人の悲劇、同情すべき存在として理解する人達もたくさんいた。

確かに、シェークスピアは、憎まれ役としての役回りをさせているが、台詞の中では、ユダヤ人としての苦悩や、ユダヤ人も同じ人間ではないか、という叫びを与えている。

#### シャイロツク

それよ、泣き面に蜂さ、駆落ちの次が賭けそこないときた・・・身代限りの無駄使い、あの男も、もう取引所に顔だしできまい。乞食のくせに、御大層にめかしこんで市場をのしあっていたものだったが.....あの証文を忘れるな！おれの顔さえ見れば、高利貸しとぬかしおって、証文を忘れるな！いつも無利子で金を貸しやがって、それがクリスト教徒の仁義だと、ええい、証文を忘れるなよ！

#### サレアリオ

待て、まさか、約束どおりにいかなかったからといって、あの男の肉をよこせとは言うまいね・・・そんなもの、なんの役にもたつまい？

#### シャイロツク

たつさ、それを餌にして、魚が釣れる！腹のたしにはならなくても、腹いせだけは出来ようが・・・、あの男、おれに恥をかかせた、五十万は儲けの邪魔をしゃがった、損をしたと言っては笑い、得をしたと言っては嘲る、おれの仲間を蔑み、おれの商売の裏をかく、こっちの身方には水をかけ、敵方はたきつける・・・それもなんのためだ？ ユダヤ人だからさ.....ユダヤ人は目なしだとも言うのですかい？ 手がなくて？ 臍なし、感覚、感情、情熱なし、なんにもないとも言うのですかい？ 同じものを食べていないというのかね、同じ刃物では傷がつかない、同じ病気にはかからない、同じ薬では治らない、同じ寒さ暑さを感じない、何もかもクリスト教徒とは違うとも言うのかな？

針でさしてみるかい、われわれの体からは血が出ませんか？ くすぐられても笑わない、毒を飲まされても死なない、だから、ひどいめに会わされても、仕かえしはするな、そうおっしゃるのですかい？ だがな、ほかのことがあんた方と同じなら、その点だって同じだろうぜ・・・クリスト教徒がユダヤ人にひどいめに会わされたら、御白慢の温情はなんと云いますかな？ 仕かえしとくる。それなら、ユダヤ人がクリスト教徒にひどいめに会わされたら、われわれ持ちまへの忍従は、あんたがたのお手本から何を学んだらいいのかな？ やっぱり、仕返しだ。没義道（もぎどう）はそちらか先生、習っただけはおさらいして見せる。いや、それだけでは腹の虫がおさまらぬ、御指導以上にみごとにお目にかけますぜ。

「オセロ」も同じシェークスピアの傑作である。ムーア人のオセロ将軍が、計略にかかって、妻を殺してしまい、破滅する話である。ここには、かなり露骨な民族差別発言が見られる。

#### オセロー

ブラバンショーともあろうお方が、御年功によってお命じあって然るべく、あえて獲物に訴えられるには及びますまい。

#### ブラバンショー

ええい。この薄汚い盗人め、どこへ娘を隠したのか？ 畜生にも劣る奴、貴様は娘をたぶらかしたのだ。考えてもみる、物には道理がある、妖術にたべらかされてもしないで、あの優しく美しい、なんの不自由も知らぬ娘が、あれほど結婚を嫌って、血も同じこの国の富める貴公子さえ断わりつづけてきたのに、わざわざ世の物笑いの種になろうとて、親の膝もとをのがれ、貴様のような男の、その黒ずんだ胸に身を没じるわけがないーそれ、見ただけで身ぶるいの出る、その黒い胸に投じるわけがない。・・・それ、見ただけで身震いの出る、その黒い胸に。世間に聞いてみるがい。誰の目にも明らかなことだ、貴様は娘を妖術でたぶらかしたのだ。あのか弱い乙女心を魔薬でしびれさせ、分別を失わせてしまったのだ。

次に「魔笛」について考えてみる。

モーツァルトのオペラ「魔笛」は、モーツァルトの最大傑作のひとつと言われているが、実はここでも、民族差別的批判が加えられることがある。

アメリカ人に確認したところ、アメリカでは、比較的「魔笛」は上演が少なく、やはり、後述するモノスタートスのアリアになると、野次が飛ぶことが多いそうだ。もともとアメリカは、オペラ上演が盛んではないが。（ただし、現在の世界の一流のオペラ歌手の半数以上がアメリカ人である。）

「魔笛」は、フリーメーソンの理念を表現したオペラであるとか、あるいは、そのためにモーツァルトが殺害されたのだとか、いろいろと議論になるオペラであるが、ここではそうしたことは、対象外とする。

簡単に筋を記すと、夜の女王の娘パミーナが、ザラストロという僧侶にとらわれており、王子タミーノが、女王に助けたら結婚させるということで助けに行く。しかし、ザラストロの立場が正しいことを認識して、試練のテストを受けて結ばれるというものである。善玉と悪玉の立場の逆転が途中で起ったりして筋が混乱しているなどと批判されたりもするが、そのなかで、善玉側から悪玉側に裏切るのが、ザラストロに仕えてパミーナの監視役をしているモノスタートスである。通常黒人として登場しあくまでも悪役である。しかし、そのなかで、ただ一度アリアを歌い、以下のように訴えるのである。

第7場．

パミーナ，モノスタートス

第13番アリア

モノスタートス

（パミーナに近づき）

恋すりや誰でもうれしいよ．

いちゃついたり，キッスをしたり，

だのにおれだけ恋しぢやならぬと．

色が黒くて醜いからだと．

おれにはハートがないとでもいうのか？

血も肉もないとでもいうのかね？

女をあきらめ暮さにゃならぬとは

地獄の火で焼かれるようだ．

だからおれでも味な気おこして，

いちゃついたり，キッスをしたり，

お月様よ，ゆるしておくれ，

色白の女にほれたのだ．

ああ美しい白い色！おれは彼女にキッスしたい．

お月様よ．かくれておくれ！

それも面倒だというのなら目をとじておればよい．

（彼はそっと足音をしのばせてパミーナに近づく）

私が、当時東ドイツのオペラ団の来日公演のときには、「色が黒くて醜いからだ」という「黒くて」という部分は字幕に現われなかった。

モーツァルトは、ヨーロッパの音楽史上初めて貴族に依存していた音楽家が、独立して生計を営んだ作曲家である。従って、封建的な世襲制に対する厳しい批判意識をもっており、その精神は作品にも現われている。しかし、まだ、近代革命以前のウィーンに住んだモーツァルトには、多くの限界も当然指摘される場所である。

貴族制批判の作品である「フィガロの結婚」は、上演禁止対象であったために、原作の封建制批判を和らげたという説と、和らげたと見せかけて、きちんと保持しているという説があり、永遠の愛を誓い合った二組の恋人の男性側に、哲学者が賭を申し入れ、男性が入れ代わって女性を誘惑する「コシ・ファン・トゥッテ」は、女性蔑視であるという説と、貞節を当然とされた女性が、ともかくも貞節を誓った男性以外と結婚することを決意する、女性の主体性を認めた作品であるという説がある。このように、芸術作品の、芸術性以外

の面、とくに、思想的な評価は極めて難しい。

### 5-1-6 ちびくろサンボは差別作品か

さて、もう一度最初に戻ろう。

「ちびくろサンボ」をめぐっては、さまざまなレベルの問題がある。

まず第一に、作品の評価そのものの問題。

第二に、仮に、「ちびくろサンボ」が差別的な作品であるとした場合、出版の自由の問題。アメリカやイギリス、日本の出版社はまったく異なる対応をとった。

第三に、図書館の問題。そもそも、どういう図書を置くかを決めるのは、誰なのか、という問題もあるが、更に、「ちびくろサンボ」が差別作品であるとしたら、図書館からも廃棄すべきなのか、あるいは、開架にしなければよいのか、あるいは、特殊の人だけが見られるようにすべきなのか、あるいは、まったく自由であるべきなのか。

ここでは、杉尾敏明・棚橋美代子『ちびくろサンボとピノキオ』（青木書店1990）を、絶版反対の立場として紹介しておこう。

まず、著者は、作品評価として、黒人の形象化・人種差別性・作品の思想性・絵本改作という4つの問題で検討している。

「原作の絵は黒人がひどく醜く描かれていて、完全に黒人を愚弄している」というキタヤマオサム氏の意見に、描かれた黒人像をみて、愚弄しているかどうかというのは、客観的な評価とはいえ、パナマンの絵をみて、すばらしくいきいきとした絵だという感想をもった学生を紹介している。また、醜く描くから直ちに愚弄することにはならないし、ステレオ・タイプを否定したら、表現におけるあらゆるものを否定しなければならないとする。

また、デービット・ギル氏の「もし日常生活で同じ年ごろの黒人の子供たちに接する機会ほとんどない日本の子供たちが、黒人に対してサンボのイメージしか持たないとしたら、この物語は『黒人すなわち未開人』という古い観念を補強するのに役立つだけです」という批判に対して、1、「ちびくろサンボ」は黒人すなわち未開人というイメージではない、2、黒人に対するイメージがサンボのみというのは事実ではない、3、もし、そうだとすると、サンボを隠すのではなく、他にもさまざまなイメージを一緒に与えるのが正しいやり方である、と反論している。

そして、「主人公である少年が何もできないまま物事が解決するストーリーで、主体性なく描かれていることにも問題」があるという批判に対して、1、主体性のない黒人を描いても、それはその登場人物の個性であって、黒人一般を形象しているのではない、2、サンボは主体性がない存在ではなく、機知をもって自分を守る話であるとする。

次に、ちびくろサンボが差別を助長するという点について、著者は検討している。

その結論は、「サンボ」というのは、黒人に対する差別語であると一般的にされていることは認めつつ、差別とは、言葉自体が差別を表現しているのではなく、その使い方によって差別表現になるのである、また、実際にその表現によって、痛みを感じる場合があったとしても、それは逆に、差別を考える素材とすべきである。

「ちびくろサンボ」の思想性については、先にも紹介したように、決して、弱々しい、何もしない少年としてではなく、虎に巧みに対処する積極的な話と捉える。

そして、改作に対しては、基本的に否定的である。

さて、「ちびくろサンボ」には、大きく3つの評価があることが分かる。ひとつは、「ちびくろサンボ」は差別的な作品、あるいは少なくとも、差別を助長する要素をもっている作品であり、子どもに対して悪影響を与えるというものである。

こうした評価に基づいて、アメリカ、イギリス、そして日本で、「ちびくろサンボ」は子どもの人気作品の地位を追われたのである。もっとも、「ちびくろサンボ」を差別的な作品であると認識しても、だから子どもに与えるべきではないということに賛成しない見解もある。従って、差別的であるかどうかという問題と、差別的であった場合の取り扱いについては、きちんと区別して考えるべきであろう。

次に、「ちびくろサンボ」は、虎を機知でやっつける勇敢な話であり、差別作品とは逆である、という評価がある。このふたつの極端な評価には、著作権の関係で、オリジナル

のバナマンの絵ではなく、新たな絵が採用されていることと関係がある。(サンボ家の人々の服装、パンケーキの描き方。オリジナルでは、パンケーキはひとつのお皿にもってあるが、岩波版では、天井までとどきそうな程重ねてある。)

そして、第三の評価として、「ちびくるサンボ」は、差別的な作品でもないし、また、主体的に戦う思想を表現したものでもなく、あくまでも、子どもを楽しませるための作品であり、実際に差別的な役割を果たしているという現状を考えれば、むしろ、歴史的役割を閉じて、静かに消え去るのがふさわしい作品であるというものがある。

文学や演劇作品では、常に時代的な制約がある。その時代には、問題にされなかったことが、後代になると、差別であると認識されたり、問題であると認識されたりすることがある。その時代の意識で書いたものを、現代の目で見れば、作者にその意図がなかったとしても、差別と認識されるようなこともあるだろう。その場合、時代的目で見べきなのか、時代的制約を意識して、評価をゆるやかにすべきなのか、あるいは、あくまでも現代の目で見べきなのか。



## 5 - 2 言語の問題

### 5-2-1 言語をもつということ 日常語・政治語・教育語

日本ではどこでも日本語が通用し、唯一の公用語、教育語、日常語であるために、外国では言語は複雑な状態にあたり、言語が原因で政治紛争になったりすることがあるという事実を忘れがちである。だが公用語、教育語、日常語がそれぞれ異なっている国は珍しくない。また「国語」が存在しない国も多数ある。あるいは、教育言語が学校のある段階で変更されるような事例すら存在するのである。

こうした国際的状況から見ると、日本の言語状況は極めて幸福な事例である。

ところが、日本における言語をめぐる状況は、今後少しずつ変化していくように思われる。既にその前兆はある。

第1に、英語が日本社会の中に、少しずつ定位置を占めはじめたことである。ソニ-の重役会議が英語で行われていることが報道されてからかなり経過している。衛星放送で英語によるニュー-スがリアルタイムで流れ、また日本の放送局のニュー-スも英語が併用されている。また、デジタルテレビ放送の開始によって、一挙にテレビの放送言語が多様化する可能性がある。また国連英語検定の得点を管理職登用の条件にする企業もいくつか現れた。そして、英語を第二公用語にしようという論すら出ているのである。

第2に、外国人労働者の増加によって、学校における言語環境が変化せざるをえない状況が、ごくわずかとはいえ起きていることである。

教師と生徒、生徒とその親のコミュニケーションが成立しない状況である。

親が子どもの話す言語を理解しないことで、子どもが親に対する通常の尊敬の心を持ってなくなる。親がその地域の言葉を話すことができないので、大人及び親としての役割を十分に果たせなくなるからである。

例えば、次の記事をみよう。

4/6/16 17:50

在ブラジル日系人が適応指導員に 子供たちの助けに - - 四日市市

三重県四日市市教委は、県下で初めてブラジル在住の日系人、入津テレーザさん(32)を、市内の日系ブラジル人らポルトガル語圏の児童生徒に対して教育指導の補助的役割を果たす「適応指導員」として採用、11日に辞令を交付した。

同市教委は今年3月、県国際課を通じて、ブラジル・サンパウロ市の三重県人会に人材の発掘を要請。その結果、適応指導員にふさわしい人として入津さんが推薦された。<sup>\*105)</sup>

また、外国人の多い町として有名な群馬県大泉では、ポルトガル語による教育施設まで現れている。

### 5-2-2 国家と言語の状況

このような状況が、どのような意味をもつかについては、後で検討することにして、まず世界の言語状況をみておこう。

次のように類型化できるだろう。

- 1 1つの国家の中で、1つの言語が生活のすべての領域で通用する。(日本、韓国)
- 2 1つの国家の中に、複数の公用語が存在する。(スイス・ベルギー)<sup>\*106)</sup>
- 3 1つの国家の中で、日常言語と公用語が異なっている場合。(インド)
- 4 国家連合でそれぞれの国家が別の言語をもちながら、連合全体としての支配的な言語がある。(旧ソ連)<sup>\*107)</sup>

日本のようにひとつの言語が、その国全体で通用するという国はそれほど多くない。特にアジアの国々では、日常言語と教育言語、そして、政治言語が異なっている場合も珍し

くないのである。ほとんどのアジアの大学では、日常言語は使用されていない。ヨーロッパでは民族語が文化的な言語として形成されたのは、宗教改革以後のことで、ドイツではルターの聖書翻訳が大きな契機になった。ところが、アジア諸国では国民国家が形成され、文化言語として民族語が発展する前に、欧米の植民地になってしまったために、民族語が国内全体で通用するように形成されないままに、独立を迎えることになった。植民地本国は学校を建て、もちろん本国の言語で教育した。

日本でも明治の当初は、大学では英語やドイツ語が使用されていた。御雇い外国人を起用していたことと、日本語が学術的内容を表現できないという事情があったからである。そこで、明治の知識人の努力は科学用語を作成することにも注がれた。学問的な用語は、多くがこの明治の頃の開化派の知識人によって作られた熟語である。現在でもこの方式を踏襲すべきで、カタカナで外国語をそのまま表記するような傾向に対して、言語創造力が枯渇していると批判している論者もいる。

このような言語形成が植民地化されてできなかった国では、いまだに言語的な困難から、教育水準を保つのに苦労している。

フィリピンをみておこう。

フィリピン語が公用語で国語であるとされるが、有力方言であるタガログ語を基礎としたものだが、「国語」としてはまだ形成途上といえる。フィリピン諸島で話される言語は多数にのぼり、100種以上もの小規模な言語グループにわかれている。たがいに理解できず、共通の言語(国語)の創設が必要とされてきた。1959年にはタガログ語を基礎とするピリピノ語が国語とさだめられたが、普及せず、87年憲法ではフィリピン語が国語とされた。もうひとつの公用語である英語は教育に、また政治、商業面で広くつかわれている。

教育では生れ育った言語、すなわち母語を使用しなければ効果はあまり望めない。しかし、公用語が英語であれば、英語も自由に使えるように教育する必要がある。フィリピンでは小学校の低学年では現地語を使用し、次第に英語を取入れて、英語による授業を増やしていくという方法をとっている。憲法の規定のように学校が運用されるには、随分時間がかかるだろう。

徹底して2言語政策をとっているのがシンガポールである。

シンガポールの住民は中国系が最も多く、76%以上を占めている。彼らは中国語を母語として育つ。マレー系(14%)、インド系(6%)その他は、マレー語やタミール語、英語などを母語とする。つまり、小さな国土に多くの言語が存在している。もともとイギリスの植民地であったシンガポールでは、エリート教育機関は全ての授業で英語が使用されていた。一方住民の多くは中国系であるため中国語の学校もあった。その格差が社会問題になっていたのである。

そこで、言語による対立を解消するために、1971年に2言語政策をとり、学校では必ず2つ以上の言語を学ぶように義務づけている。

この政策は一方で対立を緩和するが、また公用語などが複雑な問題をはらむことにもなり、新たな問題を生むことになると思われるが、言語によって住民の対立が起こされる事態を何とか解消しようという努力は、大きな意味をもっていると思われる。

スリランカは、今でも住民間の対立が大きく、武力衝突も起きているが、宗教問題と言語政策がその原因になっているのである。

スリランカは1948年に独立して以来、英語を公用語としてきた。植民地時代のエリートである企業家、プランテーション経営者、そして、地主層を基盤とする統一国民党が政権をとっていたが、1956年にシンハラ語で教育を受けた中産階級のスリランカ自由党と左翼の連合パンダラナイケ政権が成立し、61年にシンハラ語を公用語にし、66年一部タミール語も認めることにした。そして、以後宗教的民族的対立(ヒンズー教のタミール人と仏教のシンハラ人)と公用語をめぐる対立が複雑に関連しながら、はげしい国内対立が続くことになった。特に1980年代以降、タミールイラーム解放の虎と政府軍の武力衝突が続き、自爆テロなども起きて、今だに平和は訪れていない。

多少事情が異なるのはベトナムである。ベトナムでもフランスの植民地時代に、民衆の学校が抑圧され、フランス式の学校が強制され、フランス語が教育言語になっていた。

1945年に独立して以来、ベトナムでは識字運動が行なわれ、あわせて科学用語の創造運動をした。63年には30の分野で活動が行なわれ、70万語の用語が存在するよう

になったとされている。一方で、母語で教育を受けることを徹底し、少数民族には文字の創造を助ける政策をとっている。史上最強の国家アメリカを破った背後には、こうした言語政策も影響していたのである。

インドネシアの場合は、オランダの植民地政策が、言語に関する限り極めて穏健で、オランダ語をおしつけるのではなく、オランダ人が現地語を学ぶ体制をとったため、インドネシア語という民族語が形成されやすく、比較的広範に使用されているためそれほど矛盾が起きていない。

### 5-2-3 植民地の問題と言語

現在のアジアの言語の問題を理解するためには、植民地が言語に対してどのような作用をもったかを理解しなければならない。それで、もっとも極端な言語政策をとったと言われる日本の朝鮮政策をみておく。

1910年に日本統治下に置いた翌年、第1次朝鮮教育令を出し、忠良なる国民を育成することを定め、13年には国定教科書を使用、38年に国内と同じ小学校体制にし、41年には国民学校制度を導入した。

日本の植民地政策は現地の言葉を抹殺しようとし、それを学校教育を利用して実施した。これは欧米諸国の植民地政策と比べても、大変苛酷な、住民の意思を無視した行為だった。言葉は生活の基本であり、また文化を構成する媒介である。言葉を奪うことは、精神を奪うことである。今でも、日本統治を経験した人が上手な日本語を喋るのが、テレビなどに出ることがある。それほど母語を圧殺し、日本語を強制した教育が徹底していたことを表しているのである。

戦前以来植民地に対する日本人の無感覚は一貫している。しかし、新渡戸稲造の高弟である矢内原忠雄は、日本の朝鮮政策に対する批判をしてやまなかった、数少ない社会学者だった。

矢内原は朝鮮に対する同化政策が、矛盾をもっていることを次のように批判していた。

同化の外部的表徴たる言語についてでさへ、植民地人の大部分が本国化するにも長年月を要するのであり、また若し言語の同化が行なわれてもそれを以て直に民族意識の同化とみなすを得ざることはアイルランドの例を以ても明白である。一方植民地の近代化は、植民地人が本国語を学習する程度の如何に拘わらず社会的経済的に進捗して、植民地人の政治的自由の意識と要求とを刺激するを避け難い。ここにおいてか同化的植民政策はそれ自身の矛盾点に到達し、産業及び教育に対する父権的保護政策は政治及び軍事における官治的専制主義によりて補強されざるを得ない。かくて同化主義の植民地統治は軍隊的及び警察的監視の下においてのみ行なはれる。<sup>\*108)</sup>

しかし、朝鮮は16世紀にハングルという文字を制定し、民族語として発展していたので、言語的な問題は独立後解決された。

しかし、前節で紹介したように、民族国家が形成される前に植民地された国家では、独立後も「国語」が形成されない国家は少なくない。そして、多くは英語を公用語として採用している。こうした国家では、国民の階層分化が拡大し、平等化が進まない一方、国際的に活躍する人材を生みやすいという利点を生むことになった。現在インドではコンピュータのソフトウェア産業が強化されているが、英語で教育を受けている国民が多数存在していることが有利に働いているのである。

### 5-2-4 先進国の言語政策

言語政策には大きく分けて、2つの型がある。

近代社会における最も代表的な2つの革命を経験したフランスとソ連が、その異なった言語政策観をそれぞれ代表している。この2つは市民革命と社会主義革命という政治的な相違というより、むしろ双方に共に有り得る2つの言語観といったほうがいい。

言語には優れた言語がありうるという前提で、全国民がその優れた言語を使用することを、国家的な政策とするのがフランスである。フランソワ1世が1539年ヴィレコトレ

の勅令で法律用語としては、ラテン語を止め、フランス語にしたことが転機になり、やがて大学でもフランス語で講義をする学者が現れた。フランス政府はフランス語の改良をめざすため、リシュリュ・が「アカデミー・フランセーズ」を1635年に設立し、以後一貫してフランス語の洗練化の努力をする。これは王権の強化にともなう統制的な政策の現れであった。

それが言語政策として本格化したのはフランス革命からである。  
革命中の1793年10月17日に次のように規定された。

「共和国の全ての子どもはフランス語を話し、読み、書かなければならない。」

94年には、国民公会令で次のように規定している。

「公務員にして、その職務執行中、フランス語以外の方言もしくは言語をもって文書を作成し、もしくは署名したるものは、その居住地の裁判所に出頭して6カ月の禁固刑に服した後、罷免せらるべし」

このように標準フランス語以外の言語で仕事をした公務員は、処罰されることが規定された。実際にどの程度実施されたのかはわからないが、その考え方としては実に明確である。フランス革命は言語としてのフランス語には何等変革を求めず、それを国民により積極的に浸透させたのである。これは一面でフランス革命のナショナリズムとつながっていた。この言語観では、教育機関は「国語」を教える最も重要な場となり、国語教育が大変重視される。特にフランスではそれが「規範文法」の形をとり、家庭学校で子どもの時に教えらる。尤も、このようにフランス語のみを国民に強制してきたにも関わらず、現在フランス国内では、ブルトン語、バスク語、カタロニア語、フラマン語、ドイツ語などが話されており、フランス語以外を話す人々が国民の25%を占めているとされる。

日本の国語観も基本的にはこの部類に入る。学校は日本語の修得に多大の労力を捧げ、外国人から見るとその努力は気の遠くなるようなものである。そのため何度となく日本語を、他の言語に変える提起がなされた。

反対に母語を基本に考えるのが、崩壊してしまったが、ソ連であった。

1970年9月8日の中等普通教育学校規則は、「生徒は母語で教育を受けることができる。両親又はそれに代る保護者は、希望に従って児童のために相応の言語で教育を行なう学校を選択する権利をもつ。授業に使用される言語の他に、生徒は希望に従ってソ連邦の他の民族の言語を学ぶことができる」と規定していた。

これは革命の時のレーニンが指導する綱領作成において、確認された原則である。レーニンは、「自由な国家の自由な学校のもとでは、経済的交通の要求の働きで、いろいろな言語のうちの1つに国家的特権などすこしもあたえなくても、たやすく互いに意思を通ずることができるようになるであろう。」という理念によって、強制的な公用語を決めなかったのである。<sup>\*109)</sup>

また1973年7月19日の国民基本法4条基本原則4は、「授業の言語を選択する自由 母語またはソ連邦の他の民族の言語での授業」を保証し、22条は、準備学級において、「母語以外の言語で教育を受けようとする児童と入学準備のため、必要な場合には学校に準備学級を付設する」と規定している。

もっとも、ソ連の民族運動の中で、民族共和国の公用語をめぐる、ロシア語の位置が問題になっていたのも、こうした原則がそのまま適応されていたとはいいがたいものがあるが、原則としては明確になっていた。そして、近年アメリカのバイリンガル教育原則が、このソ連の言語政策と同じ方向をもっていることは大変興味深いことである。

さて、実態に関してはこの理論どおりではなく、ロシア語が偏重されていたことは各種の報告がある。

ソ連はツァー時代から100の民族を統合する課題を引き継いだ。ソ連内の移住によって、人口構成が変化し、中央アジアの共和国の人口増加によって、ロシア人以外の人々が37%（1970年）から44%（79年）に増加した。これは、工業化や東方移住によって生じたが、学校にも影響した。「学校でロシア語、友人と家庭では母語を使用し、それでnational identityを保持している場合が多い。」とされる。

また、ロシア文学を、intercultural educationということで、すべてのソ連の学校で重視して教えさせた。その際、文化的な背景など充分考慮しなかった。

歴史教育においても問題が生じ、ソ連の歴史を中心にした。

つまり、権利規定にも拘らず、実態はかなりロシア語重視が、学校教育において行われていた。<sup>\*110)</sup>

### 5-2-5 複数言語教育

Mitterは、ロシアのバイリンガル教育について以下のように述べている。

民族文化を保持するためにbilingual educationは重要だが、ロシア語bilingual educationになっている。もっともアゼルバイジャンなどで、非ロシア語のbilingual educationが拡大してもいる。bilingual educationの目的は、すべての民族が自由にロシア語を話せるようにすることである。

また他の外国語（ドイツ語、フランス語、ポーランド語など）が重視され、能力の判定要素としての意味ももった。

ロシア以外の国でも、ほとんど小学校1年生の始めから、ロシア語の授業を行っている。幼稚園からの場合もある。ロシア語の学校には明らかに社会的な出世の期待で通う。ロシア国家学校ではロシア語教育の方法が進歩した。アゼルバイジャン、キルギスタン、ウズベク、ラトビア等。

1971.9.8法令 義務教育を10年から11年にすることを可能にする。

1978.10.13の文部大臣の法令。ロシア語の授業は25人以下にして、就学前のロシア語教育をしっかりとすることを規定。

1979.7.18就学前の教育体制を規定。

共産党政治局もロシア語教育の充実を決定し、ロシア語教育の重視は、次第に顕著になってきていた。

これらは政府が母語での教育を保証していることと矛盾はしない、とMitterは述べるが、ソ連のその後の崩壊を見ると、やはり、言語をめぐるアイデンティティ形成に、ソ連を失敗していた、ということができる。

バイリンガリズムが、かなり民衆的レベルで実現しているのがオランダである。オランダでは国民のほとんどが、英語を話すことができるし、また国内の出版も書籍に関してはオランダ語の本より英語の本が優勢のようだ。特に専門書は英語で書かれる傾向にある。だからといって、オランダ語を無視しているのではなく、オランダ語の教育には力を入れている。何故、オランダで国民のほとんどが英語ができるのか、そして、書籍を英語で書くような状態が続くことによって、将来オランダが英語国になるのか否か。興味深い課題である。

オランダでは小学校7年生（日本の5年生にあたる。）から、英語の授業を導入することが多い。カリキュラムの自由が大幅に認められているオランダであるから、フランス語やドイツ語をする場合もあるようだ。ただし学校教育によって英語能力が形成されているのではない。多くのオランダ人は「テレビ」の影響をあげる。ヨーロッパではEC圏内のテレビは自由に視聴できるし、また「原語」での放送だから自然に英語を修得する。

日本のように二重放送はないのが、外国語修得にはかえってプラスになっている。

これはメディアの言語修得における重要性を示している。

相互理解の媒介手段が言語であることは疑いようがないが、国際化の中での言語は錯綜した状況にある。

国民国家の成立と国家語の成立は不可分の関係になるが、明治以降、日本語が国家の力、特に学校教育によって国民に浸透してきた。そして、現在ではマスコミに力が加わる。マスコミによる浸透は、比較的権力性の薄いものであり、それ故ある面で自然な国語の形成に寄与したといえる。現在では少なくとも子どもの世代では、日本中の「日本語」が同質性を高めているし、自然に意思の伝達が可能になっている。

しかし、バイリンガリズムは簡単に行くわけではない。

アメリカで移民や難民が増大して、英語を理解しない人々にも、文化的教育的保障をすることから、起こったが当初から反対意見もあった。

ワシントンポストの記事で見てください。

英語はアメリカ社会の基礎である。しかし、常に移民の波に見舞われる。1国家1言語1国民という考えは成立が難しくなっている。アメリカで英語を話さない人は盲人と同じである。<sup>\*111)</sup>

しかし、バイリンガリズムの進展の一方で、反スペイン的感情が起きている。スペイン語を学ぶことではなく、英語を学ばずアメリカ社会への同化を拒んでいることに対する反発である。

ロスアトトロスの中国系の市長が英語を公用語にした。それは言語や文化が問題なのではなく、問題は同化である。公的な政策としてのバイリンガリズムは同化を遅らせ、孤立した文化領域を形成する。<sup>\*112)</sup>

母語しか話さないことは、文化的、知的なゲッターに自分を閉じ込めることになる。

人間は言語を記憶する機能が脳にあるので、言葉を覚えよう。<sup>\*113)</sup>

もちろん一方的に反対なわけではなく、賛成論もある。

毎年移入が増加しているが、スペイン系は昔やってきたのに、今でも祖先とのつながりを求めている。マイアミの主な新聞の Miami Herald は英語の新聞だが、スペイン語の記事も掲載している。

大きな影響力をもっているテレビに関しては、2つのスペイン語の局がある。

スペイン語の放送は健全である。

マーケットとしても大きい。<sup>\*114)</sup>

基本的な大きな問題は、やはり社会としての統一した行政、および共通意識の形成と、それぞれのもっとも親しむことのできる言語環境との関係であろう。アメリカやカナダでは、その対応に苦慮している。バイリンガリズムを認めると、母語しか話さない人々が急速に増加する。すると、公文書やメディアなどが、様々な言語を使用しなければならない状況になるわけである。そのために、その社会の言語をきちんと教育すべきであるという意見が絶えず出てくる。<sup>\*115)</sup>

### 5-2-6 言葉と平等

次に言葉と平等の問題について考えてみたい。

言葉は意思の伝達のためにあるのだから、意思が伝達できればよい。そういう点では異なった言葉に優劣があるわけではないはずである。しかし、現実には言葉には優劣の感情が伴っている。よく知られているように、古代ギリシャ人は周りの国を「バルバロイ」と呼んだが、それは「野蛮な言葉を喋る人」という意味だった。そして、異なった言葉の間ではなく、同じ言葉の中でも差別感があることが普通である。

テレビの普及などによって、地方の子どもも共通語を話すことができるようになったので大分減ったが、以前は地方から転校してきた子どもが、方言によって馬鹿にされたり、いじめられることは珍しくなかった。

英語もこうした点は同じである。

「マイフェア・レディー」というドラマがあり、有名なミュージカルになっている。これはこうした言葉の差別を風刺したドラマである。

上流階級の言語学者ヒギンズ教授は、言葉こそが人間性の現れであるという信念を持っている。そして、正しい教授法によって、誰でも「英語」を話せるようになるという信念を実証するために、花売り娘を仕込み、社交界で彼女をハンガリーの王女であると信じ込ませることができるかどうかという賭を行い、それに成功する。

ヒギンズ教授は、友人に対して次のように歌う場面がある。

(to pickering)

No one taught him "take" instead of "tike".

Hear a Youkshireman, or worse,

Heaf a Cornishman converse.  
 I'd rather hear a choir singing flat.  
 Chickens cackling in a barn...  
 (Pointing Eliza)  
 Just like this one!  
 I ask you,sir,what sort of word is that?  
 It's "Aooow" and "Garn" thar keep her in her place.  
 Not her wretched clothes and dirty face.

Why can't the English teach their children how to speak?  
 This verbal class distinction by now should be antique.  
 If you spoke as she,sir,  
 Instead of the way you do,  
 Why,you might be stelling flowers,too.

An Englishman's way of speaking absolutely classifies him  
 The moment he talks he makes some other Englishman despise him.  
 One common language I'm afraid we'll never get.  
 Oh,why can't the English learn to set  
 A good example to people whose English is painful to your ears?  
 The Scotch and the Irish leave you close to tears.  
 There even are places where English completely disappears.  
 In America,they haven't used it for years!  
 Why can't the English teach their children how to speak?  
 Norwegians learn Norwegian; the Greeks are taught their Greek.  
 In Frace every Frenchman knows his language from "A" to "Zed"  
 The French never care what they do,actually,as long as they pronounce it  
 properly.  
 Arabians learn Ababian with the speed of summer lightning.  
 The Hebrews learn it backwards,which is absolutely frightening.  
 But use proper English,you're regarded as a freak.  
 Why can't the English,  
 Why can't the English learn to speak?

しかし、作者のバーナード・ショーはここで、ヒギンズ教授のような単純な「良い英語 = 優れた言葉」というような公式にたっているわけではない。ヒギンズ教授は確かに賭けに勝つ。しかし、特訓を受けて成長した娘は、自分が単なる実験台だったことに怒って、家を飛出してしまう。そのときヒギンズは娘への愛を自覚するが、ヒギンズは飛出されてうろたえて、母親に相談をもちかける。言語については一流だが、精神的に自立できないそうした上流階級の男を皮肉っているのである。

「リタと大学教授」というイギリスの映画がある。詩人である大学教授の開放講座の聴講生として、理髪士のリタが学びにくる。ふたりの言葉が、同じ英語でありながら、全く異なる印象を与えるものであることを、これほど明確に教えてくれる映画は滅多にない。ここでも、リタは次第に成長していくが、教授は精神的に崩壊していく。

このふたつのドラマの共通した主張は、言語の優越性を誇り、自ら優越した言語をあやつる男の精神的未成熟である。

## 第6章 人の移動

### 6 - 1 外国人労働者の問題

#### 6-1-1 何故外国人労働者が増えたのか

つい20年程前までは、私たち日本人にとって、外国人は大変珍しい存在で、外国人がいると子どもたちは後ろについて行ったり、「外人だ」と指さすことが普通だった。外国人の少ない地方では、今でもそうしたこともあるかも知れないが、都会ではもはや好奇の目で見られることはない、当たり前存在になっている。1985年に85万人だった在留外国人は、97年には150万近くになっている。もともと在日朝鮮・韓国人・在日中国人が60万人程度存在したから、彼らを除く外国人は、25万人から90万人に増加したことがわかる。

【第3表】 在留資格者別外国人登録者数（平成11年末現在）

在留資格	総数	アジア	ヨーロッパ	アフリカ	北米	南米	オセアニア	無国籍
<b>総数</b>	<b>1,556,113</b>	<b>1,160,643</b>	<b>41,659</b>	<b>7,458</b>	<b>54,882</b>	<b>278,209</b>	<b>11,159</b>	<b>2,103</b>
構成比(%)	100.0	74.6	2.7	0.5	3.5	17.9	0.7	0.1
永住者	635,715	613,769	4,240	320	6,102	10,316	429	539
構成比(%)	100.0	96.5	0.7	0.0	1.0	1.6	0.1	0.1
非永住者	920,398	546,874	37,419	7,138	48,780	267,893	10,730	1,564
構成比(%)	100.0	59.4	4.0	0.8	5.3	29.1	1.2	0.2
うち 日本人の配偶者等	270,775	136,805	6,462	1,839	12,191	111,573	1,781	124
構成比(%)	100.0	50.5	2.4	0.7	4.5	41.2	0.7	0.0
定住者	215,347	69,019	1,248	114	2,270	142,108	126	462
構成比(%)	100.0	32.0	0.6	0.1	1.0	66.0	0.1	0.2
家族滞在	68,679	52,327	6,233	969	7,378	485	1,222	65
構成比(%)	100.0	76.2	9.1	1.4	10.7	0.7	1.8	0.1
留学	64,646	58,554	2,694	711	1,436	698	521	32
構成比(%)	100.0	90.6	4.2	1.1	2.2	1.1	0.8	0.0
就学	34,541	32,999	670	63	387	71	340	11
構成比(%)	100.0	95.5	2.0	0.2	1.1	0.2	1.0	0.0
興行	32,297	29,722	1,948	14	299	243	68	3
構成比(%)	100.0	92.0	6.0	0.1	0.9	0.8	0.2	0.0
人文知識・国際業務	31,766	14,789	5,152	131	8,535	101	3,053	5
構成比(%)	100.0	46.6	16.2	0.4	26.9	0.3	9.6	0.0
研修	26,630	25,918	101	143	75	352	38	3
構成比(%)	100.0	97.3	0.4	0.5	0.3	1.3	0.2	0.0
技術	15,668	13,538	1,149	71	716	42	150	2
構成比(%)	100.0	86.4	7.3	0.4	4.6	0.3	1.0	0.0
技能	10,459	9,376	644	23	187	67	158	4
構成比(%)	100.0	89.7	6.2	0.2	1.8	0.6	1.5	0.0
教習	8,079	190	1,797	28	5,024	4	1,036	—
構成比(%)	100.0	2.4	22.2	0.3	62.2	0.1	12.8	—
企業内転勤	7,377	3,690	1,828	16	1,573	57	212	1
構成比(%)	100.0	50.0	24.8	0.2	21.3	0.8	2.9	0.0
永住者の配偶者等	6,410	5,910	81	20	142	219	29	9
構成比(%)	100.0	92.2	1.3	0.3	2.2	3.4	0.5	0.1
教授	5,879	2,776	1,241	71	1,541	41	205	4
構成比(%)	100.0	47.2	21.1	1.2	26.2	0.7	3.5	0.1
その他	121,845	91,261	6,171	2,925	7,026	11,832	1,791	839
構成比(%)	100.0	74.9	5.0	2.4	5.8	9.7	1.5	0.7



¥bigskip

しかし、これらの数字は、ヨーロッパに比較するとまだまだ少ないのも事実である。

<外国人の数>			
	ドイツ		日本
総数	688万人		132万人
外国人比率	8.5%		1.1%
主な国籍・地域別の内訳(万人)			
トルコ	191.8	韓国・朝鮮	68.23
ユーゴスラビア	93.0	中国	21.01
イタリア	56.3	ブラジル	15.47
ギリシャ	35.2	フィリピン	7.31
ポーランド	26.1	米国	4.26
オーストリア	18.6	ペルー	3.32
ルーマニア	16.3	英国	1.22
クロアチア	15.3	タイ	1.18
ボスニア	13.9	ベトナム	0.76
スペイン	13.3	イラン	0.68
オランダ	11.4	カナダ	0.65
英国	11.2	オーストラリア	0.63
米国	10.8	インドネシア	0.56
ポルトガル	10.6	マレーシア	0.55
イラン	10.2	インド	0.46

<注> 1993年末現在。外国人比率は総人口に対する外国人の比率。両国とも登録者数。(95/1/4朝日)

まだまだドイツのように多くはないが、ブラジルやフィリピンに見られるように、既に旧植民地の影響以外の外国人労働者がたくさんいることに気づく。これは、後にみるように、単純労働者を認めない日本の外国人の労働政策の例外として、わずかに認めたための増加であるが、しかし、これ以外にも、統計に現われない「不法就労」の外国人が多数存在するのである。

長引く不況は外国人労働者に大きな打撃を与えている。

外国人に不況打撃 就労者9.6%減 昨年6月県の集計 / 愛知  
 深刻な不況が、製造業などで働く外国人労働者から仕事を奪っている。県内の事業所で働いている外国人労働者の人数が前年度よりも九・六%減っていることが、県職業対策課の調べで分かった。全国平均では二・五%増えているのに対し、愛知の減少ぶりが目立っている。一九九三年度に調査を始めて以来、初めての減少という。<sup>\*116)</sup>

しかし、日本に滞在する外国人が減少したわけではないのである。

では何故これほど外国人労働者が増えてきたのか、国際的な話題に登るようになったのだろうか。経済的格差があれば、高い生活水準のほうに人々が流れる。貧しいところでは、職業がないし、またあったとしても賃金は安い。豊かな国では職業はたくさんあり、また人手を求めている。

1950年代から60年代にかけて、外国人労働者を積極的に受入れたのは西ヨーロッパで、70年代は石油産出国だった。サウジアラビアやナイジェリアなど、非常に多数の外国人労働者を導入して、建設工事をやり、そこに東西アジアの出稼ぎ労働者が職を求めていったのである。石油ショックで西欧が受入れを制限した分、石油産出国が受け入れたので、当時は日本に流れが向わなかった。西欧は石油ショックの不況後、外国人労働者の

マイナスの要素が目につくようになったから、帰国政策をとるようになった。

石油ショックからすばやく立ち直り、経済大国になった日本へと、80年代になって目が向いたわけである。

好景気の続く日本では、実際に労働力が不足していた。だから、賃金の安いアジアの出稼ぎ労働者を雇用したいという要求は、実際に経営者の中で強く、法律を犯しても雇いたいという経営者と、働きたいというアジアの人と、そして、法律に反する行為の危険性を引受けて、儲けようというエージェントとがネットワークを形成しているのが現実である。

最近急速に学校教育にまで影響を及ぼすほどに増加した。

中曽根首相は10万人留学生受け入れ計画を打ち出し、その際に日本語学校の就学生を認めため、日本語学校の生徒であることを隠れ蓑にして、出稼ぎに来るアジア人が急増し、労働者問題のみならず、日本語学校の無責任な有り方が国際的な批判を呼び、大きな社会問題になった。

それに対処するために、1990年6月の入管法改正で就学生という概念を正式に認めつつ、日本語学校の管理を強化した。その際、日系人の日本での活動制限をなくし、それによって南米からの日系の逆入流がはじまり、家族で来日する例が続出して、学校への影響が各地で出はじめたのである。

もっとも、こうした表面の現実を無視することはできないが、「労働力不足」という現実の意味は、絶対的に人がいないのではなく、賃金その他の条件との関係で、労働力の存在が変化していることであり、実際に外国人労働者が勤務している労働について、日本人の労働者の労働者が存在しないのではない。また働く意思のある日本人がいないわけでもない。あくまで、経営者の考える条件との関係で、人手不足がおきているに過ぎない。

外国人の労働の扱いは国によって様々だが、どの国でもある程度制限している。

オーストラリアなどのような、労働者が不足している国では、移民を歓迎し、技術をもっていけば比較的容易に受入れる国もあるし、またその逆に、失業者の多い国では、厳しく制限している。またEC内部では、労働の移動を自由化しているが、それはあくまでもEC加盟国の国民に限定されている。

日本は法的制限が厳しく、地形上も海で囲まれているため、厳しい制限を実行している国であるといえる。

日本は専門的な技能・知識をもって労働する職種のみを認めている。これは多くの国に共通なことでもある。自由と言われているアメリカでも、単純労働は外国人に対して、無条件には開放していない。

ヨーロッパが戦後の高度成長期に、主に自国民のあまりやりたがらない「単純労働」「汚れた労働」を、積極的にやってくれる外国人労働者を受入れたことは既に述べた。何等かの人道的配慮があったとしても、あくまで自国の利益のために、それがプラスになると思って受入れたのである。しかし、石油ショック以降、経済が不況になったとき、外国人の存在が重荷になって、帰国政策をとったが、中々帰ろうとせず、ヨーロッパ諸国も、現在では外国人労働者の受入れに消極的になっている。

月刊アクロス編集部の『ワズブ』という本は、次のように主張している。

そもそも、すでにあり余る豊かさの中に生き、洗練された清潔な文明の中で生活することに慣れてしまった現在の日本人に、またこれから辛く厳しい労働を課することができるだろうか。ましてブルーカラー的な職業、あるいは農業のように、土や泥や油や埃にまみれた仕事をこれからの日本人がするだろうか。(中略)外国人労働者の受入れを否定する人たちも、おそらくそのことを知っている。だからこそ反対するのだ。が、彼らもまた彼らの人生においてブルーカラーよりホワイトカラーを選んだのだ。彼らの息子や娘もブルーカラーにはしないだろう。まして農家に嫁には出さぬだろう。彼らもまた戦後日本の大衆社会の一員として、農村より都市を、農民よりもホワイトカラーを選んだのだ。だから、今の日本はどうしても、日本人に代わって働いてくれるアジア人を必要としている。それは冷厳な事実なのである。

ここには赤裸々に、「豊かな社会」を満喫しようという意思が表現されている。つまり、日本もヨーロッパのように、3K労働を外国人労働者に任せるのは当然の成り行きだと、肯定的に予測しているのである。しかし、こうした豊かな社会は、本当にずっと続くのだ

ろうか。豊かな生活を営みたいというのは、日本人だけの欲求ではない。例えば人口9億の中国が、アメリカや日本のような自動車社会になったら、地球のエネルギー消費はどうなるだろうか。

### 6-1-2 外国人労働者受入れの問題についての論議

では日本での賛否の論議をみておこう。

賛成論は、大体次のような理由をあげている。

- ・日本人では埋めることのできない労働分野（3K）を、外国人は喜んでするので、そうした必要な社会的労働を充足することができる。
- ・サービス労働を賃金の安い労働で充足することによって、日本人は快適な生活を営むことができる。
- ・貿易黒字で蓄積された富を減らすのに有効である。
- ・外国から期待されている。失業に悩む外国にとって、日本が受入れることによって、ある程度失業の緩和に役立つ。国際的な役割を果たすことになる。
- ・外国人労働者を受入れるということは、外国を日本経済の一環として組込むことであり、それは日本の安全保障に有効である。それは、日本が国際的に孤立しないためにも有効な方策である。
- ・人権という立場から、外国人を制限することはおかしい。
- ・どのようにしても偽装難民にみられるようになってくるのだから、それなら受入れ制度を作って、害を最小限にする政策をとった方がよい。
- ・実際に入ってくる労働者の権利の問題があるし、禁止しておく暴力団の資金源のような形での極めて不自然な形態になる。また民族問題になる危険がある。
- ・文化の発展というのは、異文化との触れ合いによって生じるので、異文化の人々を迎えるのが、日本にとってプラスになる。

これらの意見は、単なる賛成論という共通性があるだけで、この中には対立的な意見もある。

反対論は利点を認めないのではなく、弊害を重視する。一時的には利益があるかも知れないが、日本の経済が好況の時はよいが、不況になったら利点はすぐに消えて、弊害が前面に現れるという論である。反対論は、弊害はヨーロッパで実験済みだという（ヨーロッパ人は全面的には失敗だったと考えていないと思われませんが）具体的事例に富んでいる。

手塚和彰氏は西ドイツの同化政策の問題として、七点をあげている。

- ・学校教育と職業教育は不十分
- ・職業上の地位は低い
- ・結婚と配偶者はほとんどが同国人
- ・満足のゆく住宅は得にくいし、外国人地区ができる
- ・ドイツ人との交際は難しい
- ・語学能力も不十分なまま生活せざるをえない
- ・帰国希望者は意外に少ない<sup>\*117)</sup>

結局必要な時だけ受入れようとしたが、必要なくなったからといって帰るわけではなく、同化させようとしても、双方の問題から同化はほとんどしないで、別集団ができるということである。

そして、適応が不十分な集団だから、当然様々な保障政策が特に必要になり、そのための社会的費用がかかるというのである。

他にあげられる理由を列挙しておく。

景気がいい時はいいが、不景気になったら失業の増加の原因になる。

犯罪が増加する。

自国の労働者の賃金を下げる原因になる。

民族差別の温床になる。

日本での問題として、中小企業の側は、日本人で働く者がいないので、外国人労働者を雇うことを余儀なくされている、と言うが、また老人などは外国人労働者を雇っているから、われわれを締め出していると言う。つまり、現実に外国人労働者によって、国内の職業が奪われている。

日本ではこれまで、日本人が海外に働きに出かけていく経験はあっても、外国人を日本に受入れて、多くの人とともに働くという経験はないので、どうしてもとまどってしまうのであろう。更に外国人の労働者を政策や制度として受入れることは、日本の社会の性質をかなり根本的に変革することになるので、そのことへの評価も分かれているのである。

ヨーロッパでは外国人労働者の受入れを、後悔しているかのように、日本のマスコミでは取上げられている。事実、ヨーロッパではマイナスの状況がたくさん生れ、今では単純労働の受入れはしていないのである。

しかし、こうしたマイナス要因を直ちに、ヨーロッパの失敗と見るなら、それは一面的な見方になるだろう。欧米ではそうした中でも、懸命に民族の平等を保障しようとする試みを続けているからである。

野川忍はこうした誤解に反論している。

ドイツでの外国人労働者受入れは失敗した、という神話は間違いであり、1871年のドイツ統一以来、1904年の「一般労働証明法」などに見られるように、ドイツは外国人労働者の受入れを前提として労働市場が形成されてきた。

ドイツ人も外国から来る。法的には異なるが、実際は同様の問題をもっている。そして、外国人が安定した生活をしており、それはドイツ労働総同盟・教会などの、社会的コストを吸収する中間団体の活動による。

しかも、労働者受入れを制限したのが、むしろ一時的であり、現在新しい受入れ時代になっている。

1990年に、「募集中止特例法」が制定され、労働許可に関する例外規定を承認した。先進資本主義国の国民・旧東欧圏の特定国との招来従業員協定・請負契約協定などである。<sup>\*118)</sup>

### 6-1-3 外国人が増えると犯罪が増えるのか

さて、外国人労働者受け入れへの反対論のひとつとして、犯罪が増えるというものがある。これについて、考えてみよう。

最近、外国人がらみの犯罪報道が多いことは、否定できない。

例えば、次の記事を見よう。

#### 来日外国人犯罪件数、過去最高に 集団密入国も急増 警察庁まとめ

来日した外国人が、殺人や強盗、窃盗などの犯罪を犯したとして昨年、三万二千三十三件、一万三千八百八十三人が全国の警察に摘発されたことが、警察庁のまとめで分かった。件数、人数とも過去最高だった。また、中国人密航組織「蛇頭」による集団密入国事件が過去最高となったほか、地下銀行を使って不正送金したりと、組織的な犯罪が急増しているという。

法務省によると、今年一月一日現在の不法残留外国人は約二十七万七千人。警察庁のまとめでは、一九九七年の来日外国人の犯罪は前年に比べ、件数で四千六百十九件（一六・八％）、人数で千九百三十四人（一六・二％）上回っている。八八年と比較すると件数で五・四倍、人数で三倍になっている。

集団密入国では昨年、警察当局と海上保安庁が七十三件、千三百六十人を摘発した。うち六十件、千二百九人は、「蛇頭」が中国人を不法入国させようとしたものだった。

マフィアがからんだとされる事件も目立った。

香港マフィア「三合会」のメンバーとされる中国人四人が四月、大阪府内の貴金属店に押し入り、宝石などを強奪した。

さらに千葉県内などにクレジットカードの偽造工場をつくり、メンバーがカード詐欺事件を繰り返していた。<sup>\*119)</sup>

こうした報道は、既に10年以上も前からあった。80年代の外国人労働者の増大以後、直ぐにこうした報道は始まっていたといえる。そして、新聞を検索すると、特に言葉の面などで、警察や検察、裁判所が、通訳の確保に頭を悩ましているという報道も、頻繁になされているのである。

## 6 2年版警察白書 外人犯10年で6倍 国外で邦人悪質犯増加

警察庁は31日、「国際化の進展に対応する警察活動」を主題にした62年版警察白書を公表した。昨年の警察活動をまとめたもので、国内での外国人の犯罪がこの10年で6倍に増えたほか、犯行後海外に逃亡したり、保険金目当てに被害者を海外に連れ出して殺すなど日本人の国外犯罪が増え、悪質化が目立つという。こうした国境を越えた犯罪の摘発、予防には捜査機関の国際連携が欠かせず、とくに東南アジアの発展途上国の捜査力の向上には今後一層、技術協力して行くことが必要だ、としている。

外国人が起こした犯罪は2537件摘発され、1626人が捕まった。

この10年間に件数は5.9倍、人員は4.7倍に増え、入国外国人数の増加が約3倍なのに比べ、大幅な増加になっている。国際刑事警察機構（ICPO）などを通じて通報のあった日本人が海外で起こした犯罪は韓国、米国、フィリピンを中心に114件あった。前年とほぼ同数の横ばい状態だったが、芸能プロダクションを装った元不動産業者ら2人が生命保険金目当てに新聞広告で募った元都庁職員をフィリピンに連れ出し殺し、マニラ湾に投げ捨てるなど、悪質、巧妙化が目立った。<sup>\*120)</sup>

しかし、注意しなければならないのは、外国人の犯罪が一般的に日本人よりも多いという統計的な証拠は存在しないという点である。というのは、外国人の犯罪が多いとしても、外国人はほんの微罪でも、犯罪として扱われ、逮捕されたり、本国送還になったりするが、日本人の場合は、微罪や初犯の場合には多くは見逃される。従って、表面に現われた数字だけで判断することはできない。

特に、そうした事情が分かっているだけ、まじめな外国人は犯罪に対して慎重であるとも考えられるのである。

ただし、外国人の犯罪に対して厳しい態度をとることは、別に日本に特有なことではなく、外国人が自国に滞在することを許可する条件として、犯罪を犯していないことを求めるのは当然の国家主権といえる。

また、他方で次のような指摘もある。

## 外国人の不法就労めぐり協議 川崎・多摩区 / 神奈川

外国人の不法就労を防ぎ、適正な労働環境について話し合う川崎市多摩区の外国人不法就労防止連絡協議会の第三回総会が二十六日、多摩署で開かれ、約三十人が参加して、外国人を取り巻く問題を話し合った。

協議会は一九九三年八月に、同区の土木建築業者や飲食業組合などで結成された。斎藤忠生同署長が「不法就労しながら犯罪をする外国人が多い」と説明し、多摩区に加藤邦彦区長は「行政も一緒になって外国人労働者問題に取り組んでいきたい」と述べた。続いて川崎北労働基準監督署の金盛政幸次長が外国人の雇用状況などを説明した。<sup>\*121)</sup>

つまり、不法就労の外国人の犯罪が多いということは、一面では、不法就労への取り締まりが甘いという評価と、本来認めてしかるべき領域を認めないので、不法化するのであり、かえって、外国人労働への強い規制が外国人の犯罪を増大させているという評価である。

## 6-1-4 外国人労働者は、国内の労働条件を悪化させるか

国内の企業から、外国人労働者への許可を求める動きは、安い労働者を雇いたいという要請と、安い労賃では日本人は集まらないということが理由となっていた。そして、「研修」という名目で2、3年間の許可を得、その後不法就労者となるケースが多数生じた。また、実際に研修と理解して来日したのに、安上がりの単純労働者として扱われ、日本への不信感を募らせた事例も少なくなかった。

そうしたやり方ではなく、外国人労働者を雇いたいという要請に押されて、日系人の単純労働者を容認して、ブラジル・ペルー等の日系移民の子孫を受け入れるようになったのである。首都圏周辺地域には、住民の1割近くが外国人であるという地域も生じている。

このような動機から考えれば、大量に外国人労働者が単純労働力として入ってくれば、全体としての労働条件が低下していくことは避けられない。

外国人労働者の流入は、低賃金労働を定着させ、労働条件の低下をもたらす。さらに、文化の摩擦を引き起こす。彼らが言葉や宗教、習慣を保持しようとするためだ。それは感情的な民族意識を刺激し、右翼の台頭を促す。このように考える人も少なくない。

仏政府は70年代から、国籍の選択や家族呼び寄せの規制を強め、流入を制限してきた。その結果、今度は非合法の流入が増えた。不法移民は住民登録がないため、子どもたちは学校に行けない。貧困が蔓延し、治安が悪化する。地域がゲットー化し、麻薬犯罪やテロ活動の温床となり、政治の安定をゆるがし始める。<sup>\*122)</sup>

また、そもそも、安い労働力への要請から出発するのだから、雇用主が義務として負っているさまざまな保険への対応は十分になされていないし、多数の外国人を抱える自治体は、多くの負担を強いられることになる。

朝日新聞1992年7月4日は、労働省が外国人労働者のための社会的費用として、1兆4千億円がかかっている、と試算したことを報じている。言葉教育のための費用、社会保険費用、子どもの学校教育への特別の配慮等がある。したがって、このような状態を放置したまま、外国人労働者を雇用するとしたら、国内の労働条件を悪化させるだけではなく、外国人労働者に対する差別的な取り扱いが酷くなることは否定できないだろう。

しかし、政府は2000年にはいつてから、少子化による労働力不足を補うために、外国人労働者の受け入れの緩和を検討していると報告されている。

#### 外国人の受け入れ緩和検討 入管基本計画、法務省が報告

法務省は、外国人労働者の受け入れなど入管政策の新たな指針となる「第二次出入国管理基本計画」をまとめ、二十四日午前、自民党の法務部会に計画の骨子を報告した。少子化・高齢化に伴って労働力が不足することを理由に、介護労働などの分野での受け入れを検討していくとしている。政府はこれまで、単純労働者の受け入れに慎重な姿勢をとってきたが、国際化と本格的な「人口減少時代」の到来を背景に、需要が高い分野については基準を緩め、積極的に外国人を受け入れていく方針を打ち出している。

計画の骨子によると、機械や建設など五十五に限られている「技能実習」の対象職種を農業や水産加工業、ホテル業などの分野にも広げる方法を検討する。技能実習は、外国人が研修を受けた後、一定期間働くことを認める制度で、見直しと合わせて、技能実習生に合わせた在留資格を新たに設けるなど、法的基盤を整備する。<sup>\*123)</sup>

### 6-1-5 教育にとっての意味

今ある小学校にイスラム教徒の子どもが入学してきたらどうなるだろうか。

彼はまず給食の豚肉を一切食べるの拒否するだろう。彼に弁当を持ってくるように指示するのだろうか、今後一切豚肉を使用しないメニューに変えるのだろうか、あるいは、誰かが彼のために豚肉を取り除いてあげるのだろうか。

次に彼は夏の体育の授業で、プールに入るのを拒否するに違いない。イスラム教は、ある年齢以上の男女が裸で一緒にいることを禁じているからである。泳ぐことが大好きな彼に、常に見学をさせることが教育的な観点から許されるだろうか。

もし、彼女が中学になって制服を着るように指示されても、それに従わないかも知れない。イスラム教徒として、学校の制服よりも大切な衣服（スカーフ）があるのだから。

そして、優秀な彼女も高校に行く気持ちをもたず、勉学意欲を急速になくすかも知れない。15歳以上の女子は勉強することを嫌う風習があるのだから。

そして、何よりも彼らが日本語をまったく知らなかったら、教師はどうやって授業を成り立たせるのだろうか。

もし、これらの問題に、すべてが満足する対策を考え、実行できる人がいたとしたら、いかなる国際化の困難も対応できる人と言えるだろう。しかし、ほとんどの人は、現在の学校のシステムでは、所詮無理があると思うのではないだろうか。

こうした事態は、日本の少なくない学校で、既に起きているが、ヨーロッパでは1960年代から70年代により大規模な形で生じた。代表的な事例はドイツである。ドイツは

トルコと出稼ぎ労働者に関する協定を結び、大量の外国人労働者を導入した。短期で帰国するとの予想に反して、家族を呼び寄せ定住するようになった。その結果、大都市を中心として、トルコ人子弟の生徒が学校に多数在学するようになった。似たような事情はイギリス、フランス、オランダ等でも生じた。ドイツの学校のトルコ語をまったく知らない教師のクラスに、トルコ語しか知らない生徒がやってきたら、トルコ語とドイツ語を両方知っている親や地域住民の手助けなしに、授業は成立しない。

学校というのは、どこでも教師が「一国一城の主」であり、閉鎖的な空間を作りたがるものである。しかし、外国人子弟が存在すれば、教師が誰かに頼らざるをえなくなる。教室がよりオープンなものになるのである。

そして、そうした生徒がごく少数なら、それに対応できるかも知れない。しかし、彼らが多数になれば、同じ言語を知る者同士が固まり、ドイツ語はの進歩が止まる。すると低学力が固定し、大きな問題を生じさせる。結局母語とドイツ語と両方の保障が教育的な課題となってくる。いわゆるバイリンガリズムである。

また、いわゆる少数民族がごくごく少数の場合には、彼らがその土地の文化に同化しようと努力するが、ある程度の多数になると、民族文化の維持を指向するようになり、文化的な衝突を引き起こす可能性がでてくる。イスラム教特有の女性の衣装であるスカーフを身につけて登校した生徒が、校長に禁止されたことから生じたフランスの「スカーフ事件」はその一例である。

このような摩擦が比較的少なく、共存が進んだのはオランダである。公費で運営されているイスラム教の学校やヒンズー教の学校が存在していることでもわかるように、オランダは異文化に対する寛容な国民性が強く、教育も「100の学校があれば100の教育が存在する」というほど、自由だからであろう。

日本では、労働市場における国際的閉鎖性のために、外国人労働者が大量に入国することはほとんどなかった。したがって、最初の異文化問題は、むしろ帰国子女から生じた。日本の学校は世界でも希なほど画一的な行動様式に生徒を枠付け、自由な自己主張を嫌う。そこに、外国の自由な教育を受けた生徒が帰国し、自己主張を始めたとき、彼らへのいじめが頻繁に起きるようになった。そうした事例は大沢周子氏の『たったひとつの青い空』に描かれている。

欧米の現地校に子どもを学ばせていた日本人は、その地の教育を日本の教育に比べて、自由で人間味溢れていたと回想している。その場合、特に言葉の不自由な状況に対して、あせらず様々な方法で言葉の修得を援助してくれたことが大きな要因になっている。子どもは言葉を覚えるのが早いとよく言われるが、これは本当は不正確な言い方なのである。

確かに子どもは、子ども社会に早く溶け込むことが多いが、それは言葉が簡単なものに過ぎない年齢の場合である。大人が大人社会で必要とされる言葉とは、次元が異なる。

それに対して、学校での高学年のようなかなり高度な言葉を必要とする場面では、子どもは非常なストレスに陥って、不適応を起こしがちである。

90年代になって、単純労働に従事する外国人が大量に入国したことによって、日本でもヨーロッパで生じた「教育問題」が同じように起きつつある。日本の学校には日本人がいて、日本語ですべてが足りる、という状況は、どんどん崩れている。次の様な記事がある。

#### 豊田、人手不足で日系ブラジル人が続々 子弟に言葉の壁

好景気で製造業界の人手不足が深刻化している中、トヨタや関連会社が集中立地する豊田市では外国人登録が急増、なかでもブラジルからの日系人の来日ラッシュが続いている。同市に外国人登録した日系ブラジル人はことし3月15日現在400人を超え、昨年同期より1挙に15倍という異常な増えようだ。子供が小学校に入校する例もあり、日本語がわからず授業の進め方や指導面でことばの壁に遮られ、学校側は予想外の急速な“国際化”に頭をかかえている。

市市民課によると、同日現在の外国人登録者は32カ国2877人。トップの韓国と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）2036人に次いで、ブラジルが412人。1年前はわずか28人だった。

増えてきたのは、昨年の夏以降といい、8月末現在で60人だったのが月を追ってどんどん上昇していった。

外国人たちは会社が世話した住宅に入居する例が一般的で、同市北部の大規模な住宅団地・保見ヶ丘では少なくとも100人以上が生活しているという。同団地内に小学校が2校あり、日系人の子供

たちはここで勉強している。

うち、東保見小（児童455人）には現在3、4年に計3人が在籍。地域の子らと同じクラスで勉強し、今春、全員が進級した。水野仁校長は「図画や工作、体育はいいんですが、3人とも日本語を話せないので教科の授業が理解できません。担任が工夫してはいますが、こればかりは1朝1夕というわけにいかないの...」と、難しさを語る。

子供たちのことばは、教師たちになじみのないポルトガル語とあって、指導にも1苦労。ことし1月中ごろ転校してきた2年男子を受け持った教諭によると「ローマ字だと読めるので書いて指導したりしましたが、単語自体は日本語ですから読めても意味までわかりません。特に国語は理解できないと思います。がまんしてじっと聞いているのでかわいそうな気がしました」と話す。

同校では、家庭にどうしても伝えておかなければならないことは、親が勤める会社でポルトガル語のできる人に伝え、連絡してもらう。中には両親とも働きに出ていて、放課後1人になってしまう児童は、同じブラジルから来た身重の女性が預かっているケースもあるそうだ。

市教委によると、こうした子供は、新学期が始まった6日現在で西保見小、衣丘小に各2人が在籍し、市内で計7人。東保見小の水野校長は「近くの西保見小も同じケースなので、1緒になって特別の学級を作り、ことばのわかる先生を配置しては、とも考えたんですが、何分小人数なので実現は難しい」といい、「まだこれからも増えるんでしょうかねえ」と気をもんでいた。<sup>\*124)</sup>

この種の記事は、目立って増えている。1990年以降3年間の朝日新聞の記事の見出しのみあげてみよう。

相次ぐ転入学（日の当たらない子供たち 国際化の狭間で：上）神奈川（90.11.22）  
 異文化迎え戸惑う学校側 相次ぐ日系人子女の入学 伊勢崎と大泉町（91.06.06）  
 言葉の壁に模索続く 教室に増える外国人の子どもたち（91.06.15）  
 言葉の壁（隣人たち・外国人労働者の素顔と周辺）（91.07.06）  
 適応学級（隣人たち・外国人労働者の素顔と周辺）（91.07.17）  
 船で逃げた人はたくさん死んだ（戦争を語る）（91.08.09）  
 帰国子女・外国人の子を対象に日本語のキャンプ 川崎のボランティア（91.08.10）  
 外国人子女400人越す 昨年9月比1.5倍 県内の小中学校 栃木（91.09.04）  
 日本語教師になって 市国際交流協会が5、6日に養成研修 川崎（91.10.03）  
 外国籍の児童、生徒急増で市町村は4苦8苦（スクランブル）（91.10.12）  
 日本語教育（合併4年 つくば市長選を前に：3）茨城（91.12.13）  
 小学校で（外国人が見えますか 栃木の国際化）（92.01.05）  
 田村マリルーさん・伊勢崎市指導助手 国際化（直言曲言）群馬（92.03.02）  
 日系児童への日本語教育広がる 多摩の自治体（異文化との共生）東京（92.03.25）  
 「ハッケヨイ」で親善 国際わんぱくチビっ子相撲 西宮（92.05.11）  
 通訳の講師が活躍 外国人の子ども通う小中学校（92.05.25）  
 入学申し込み殺到 外国人障害児の養護学校（92.05.28）  
 在日外国人児童の言葉の壁砕く 講師の高瀬浩衣さんに聞く 宇都宮（92.06.03）  
 在日外国人児童の言葉の壁砕く 教師向けに語学講座 矢板市教委（92.06.03）

まずは言葉の問題に突き当たる。

次に習慣のちがいが。91年6月6日の伊勢崎の記事には、ブラジルでは普通だというピアスをしている生徒に、日本の習慣にあわないので、止めさせていることが、紹介されている。次に起きる問題は、外国人子弟が少ない時期には子どもたちは日本人に囲まれているので、日本語を早く覚えまわりにとけ込む傾向がある。しかし、同じ国の出身者たちがたくさん集まるようになると、やがて言葉を覚えなくなり、グループとして固まって学校社会から脱落していくのである。日本が日本人学校を世界中に設立したように、ブラジル政府も日本にブラジル人のための教育施設を作り始めている。

日本国内に外国人の学校が共存するようになるのである。

## 6 - 2 国際結婚



## 6-2-1 国際結婚と異文化接触

前回は労働者の移動であったが、今回は「家族構成員」の移動ともいべき国際結婚を扱う。人類はかなり以前から「近親婚の忌避」をしていた。(インセスタブー)狭い共同体内での結婚もあったが、多くは「外」と婚姻を結ぶように努力する傾向があった。

つまり、婚姻とは共同体を超えた人の移動であり、それが国際的な範囲で行われれば、国際結婚となる。従って、結婚はもともと「異文化」の接触する契機であった。現在国際結婚が増加しているだけではなく、嫁不足対策として政策化されているという特殊な状況も生じている。ここでは特に後者の問題を重点的に扱う。

従来から、結婚というのは、異質の保持と同化という、ふたつの異なった考え方があった。社会的な差別において、「結婚」の禁止が、最も根深い差別現象の一つとなることが通例である。従って、結婚禁止こそが、同質性の保持にもなる。

「招かれざる客」という映画があった。ある開明的な白人家庭に育った娘が、黒人の婚約者を連れて帰ってくる。小さい頃から差別を否定する感性を育ててきた親は、ショックを受ける。また、黒人の親も、白人女性と結婚するなどとんでもないと許そうとしない。

最終的には、それぞれの親の同意を得るのであるが、ここには、差別する側も、される側も、互いの結婚については抵抗感があることが示されている。このことは、逆に言えば、そうした結婚は、差別の解消に大きな役割を果たすことを示しているのである。

しかし、実際には、国際結婚にまつわる事例は、偏見を孕んでいることが少なくない。法的制度としても、かつて日本人の国際結婚については、国籍法が「父系主義」をとっていたために、少なからぬ悲劇が起った。

1985年1月1日に国籍法・戸籍法施行がなされ、父親が日本人の場合にだけ日本国籍を認めていた父系血統主義を改め、父母のいずれかが日本人であればよいという父母両系血統主義を採用したのである。二重国籍を防ぐため、原則として二十二歳までに日本国籍か外国籍のいずれかを選択する。また、国際結婚した日本人は、婚姻の日から六カ月以内に届け出れば、外国人配偶者の姓を名乗ることができる。

それは、当時(1986年)、国際結婚は1万2529組おり、このうち外国人妻は8255人で(1)朝鮮・韓国籍3515人(2)中国籍(台湾も含む)1841人(3)米国218人(4)その他2681人となっており、統計上、アジア諸国を含む「その他」は40年度当時の39人から70倍近くに急増しているという事情があった。<sup>\*125)</sup>

さて、国際結婚とは、国籍の異なる男女が結婚することであるが、当然そこでは、異文化が接点をもつことになり、衝突が起こることもあるし、また、より深い理解に達することもある。結婚とは異なった環境で育った者同志が、共に生活をするのであるから、同じ国籍であっても文化的背景が異なることが多く、生育環境の相違からくる衝突は起りやすい。国際結婚ともなれば、量的にも質的にも異文化衝突の場になる。

しかし、一方では、マレーシア人との結婚の例では、夫は、「結婚してはじめて日本が分かるようになった」と語ったという。つまり、単に「生活している」だけでは、その国の表面的なことしか分からず、一緒に住み、衝突を経てこそ深い理解ができるということだろう。

国際結婚はいくつかのパターンに分けることができる。

- a 個人間の愛情による結婚
- b 異民族支配による結婚
- c ビジネスや仲介が介在する結婚

また、単純に結婚といっても、国や文化、宗教によって、結婚の意味や形態が異なることが多い。たとえば、日本では普通に見られる「見合い結婚」は、欧米ではあまり見られない。(ポーランドにはあるようだ。)

婚姻はその社会形態、特に家族形態と密接な関係があるが、現在の先進国の家族は、ほとんどが「核家族」となっており、自由な意思に基づいて結ばれた一組の男女によって婚姻がなされるのが普通である。核家族化が進み、個人の愛情に基づく結婚は、家や集団の意思による結婚と対比される。

しかし、核家族といっても、夫婦の労働形態、家事の形態、育児など夫と妻の関係は多様である。。また、国際結婚となれば、必ずしも「核家族」が支配的な家族形態ではない

国、民族の人との結婚も生じる。

特に、キリスト教などは日本でも、習慣としてなじみ深いのが、イスラム教徒との結婚となると、かなりの習慣的な相違にぶつかることが多い。

#### a 個人間の愛情による結婚

この種の話は、国際結婚を考える会編『素顔の国際結婚』ジャパン・タイムズ社1986にたくさん出てくる。

異文化が触れあうとき、当事者は困惑しストレスを感じる。

中国福建省の貧しい村で生まれ、11歳のときにマレーシアに住む伯母に引き取られ、シンガポールで中国語を学んだあと、日本の大学に留学した夫と結婚したKさんは、夫がマレーシアに出国後生まれた、中国にいる弟を引き取ることになる。

結婚して一年半たった時、夫は中国から、彼自身一度も会ったことのない弟を呼びました。その頃中国政府は、海外にいる親戚がお金を負担すれば留学を許可するという政策を打ち出し、それで弟が、兄にあたる夫を頼って留学したわけです。夫は中国を出て以来二十八年間、一度も帰ったことがありません。中国にいる親戚は全く関係ないものと思いこんでいた私は、本当にびっくりしました。弟は夫が中国を出た後生まれた人なのです。六畳と二畳の二間だけの狭いアパートに、生まれたばかりの長女と私たち夫婦と弟の四人と一緒に住みました。私は初めての育児と、狭いアパートで全く言葉の通じない弟との生活、これからの不安でノイローゼになりそうでした。まもなく弟は近くのアパートへ引っ越しましたが、中国の山村で育ち、カルチャーショックが大きい彼に何から何まで教え、面倒をみてやらなければなりません。日本語学校へ入れて、大学に合格するまでは費用もすべて私たちが負担しなければならないのです。私は、一緒に育ったこともない弟の面倒をなんて見なければならぬのかと、ずいぶん夫と言い争いをし、二人の仲はそのことで気まずくなりました。

その年は夫が大学院を修了して正式に仕事を始めた年で、私は出産のため仕事をやめていて経済的にゆとりがある状態ではなかったのです。しかしどんなに夫に言ってみたとこで、呼んでしまった以上、面倒をみないわけにはいきません。中国の農村の貧しさ、厳しさをよく知っている夫は、そのままでは一生農民になる以外道のない弟になんとかチャンスを与えて、暮らしを楽にさせたかったです。それが彼の優しさでもあるわけですが、つくづく中国人なのだと思います。中国人にとって血縁関係は一番大切なもので、血がつながっていけば助けるのはあたりまえなのです。

彼女は、この話をアメリカ人と結婚している友人にしたら、「とても信じられない」と言われた。欧米や日本とアジアの習慣・文化の相違は、結婚によって大きな違和感を生じさせる。異文化への理解が不足していたためにトラブルになることもあるだろう。

東京生活10年のアメリカ人主婦Bさん(37)。夫は元商社員の日本人で、15年前、夫が米国駐在のころ国際結婚した。元々内気で同国人の異性との交際に自信がなく、たまたま知り合った日本人男性の優しい態度に心ひかれた。両親の反対を押し切って挙式、アメリカ的な夫婦本位の新婚生活を送り、幸せそのものだった。

が、夫の日本転任とともに事情は一変。夫はマージャンや付き合い酒で帰宅が遅くなり、夫婦の対話は目に見えて減る。そして、夫の一方的な言い渡しでしゅうとめが同居。子供が生まれても米国のようにベビーシッターは雇えず、夫は子育てに見向きもしない。しゅうとめは権柄づくに口をはさむ。気晴らしの外出はままならず、親しい友もできない。しゅうとめのことや夫の会社勤めのことから口論の末、夫が暴力を振るう。やり場のないうっぶんから、ついつい盗み酒におぼれ、やがては病院へ。

\*126)

この場合、アメリカ人の妻が、日本人である夫を一側面(アメリカでの生活)でだけ理解していたことも原因のひとつとなっている。決して、国際結婚だけの話ではなく、実家における夫となるべき人の生活態度を観察することが大切であるといわれているが、アメリカにおける夫と、日本での夫が、あまりに違う生活態度をとったことが、妻を精神的に追い込んだわけである。

民族差別が結婚に絡むと、より大きな問題と向き合わねばならない。

今のところ私たちの生活の場として考えられるのは日本しかない。今、在日朝鮮人の二、三世たちの結婚相手は半数以上が日本人だという。私たちの周囲にも老若とりませ十組のカップルを数えるこ

とができる。同じ場所に入り混じって暮らしているのだから、好きになったり結婚したりというのは自然の流れだ。日本人と在日朝鮮人との結婚はいわば「日常茶飯事」になりながら、それでも苦渋とドラマをひとつひとつの結婚が内に含んでいる。

子供に日本国籍を取らせるために婚姻屈をさせずに暮らす夫婦。民族意識を守りぬいた一世の親に、「日本の女に法事をまかせられるか！」と家に入れてもらえなかった嫁。日本人の男性と結婚し、韓国国籍を隠しととして十四年め、運転免許証を子供に見られて打ち明けなければならなかった母親。結婚までの道のりから出産、子育て、親の死を看とるまで、ひとつひとつの場面で日本と朝鮮が織りなした歴史の闇が投影せずにはおれないし、日本社会にはびこる根強い差別がこれらの結婚を試練多いものになっているのは事実だ。(夫の国籍＝韓国、結婚四年、子供一人)

具体的な差別として現れる場合も少なくない。

アパートを捜すとき、主人が外国人ということで何度も断られました。ようやく捜し当てたのは、家賃が高く借り手が見つからないところ。神戸といえば外国人も多く、みな外国人に慣れていると思っていたのは私一人の軽率な思い違いで、当時は行く先々で、物珍しいものを見るように対応され、変わり者か下品な女のように扱われるのでした。近所の奥さんの中には、幼い子供に、私を悪い女と教える人がいましたし、一方主人には、帰国する際私を日本に置いていくのかなどと尋ねる人がいるという具合でした。

私は国家免許証を持つ看護婦です。就職は外国人を夫に持っているというだけで断られ、そのため独身であるとウソをついて公立病院に勤めました。いったん働きだせば差別はありませんでしたが、日本人の、体制にはまった思考、偏見、お役所仕事に、非常に抵抗を感じました。主人は主人で、外人、外人といつでも言われ、その一方ではチャホヤされる生活に、不自然な社会だ、と我慢ができなくなり、私たちは家族をつくるには日本以外の国で、と意を決したのでした。

日本を出て今年で十二年、ここオーストラリアでは今まで日本人であるからと差別を受けたことがないのです。私の身分は単に英国人の妻であるというそれだけで、日本のように外人登録をするわけでもなく、まして犯罪人のように指紋をとられることもありません。(ヒートン武子、夫の国籍＝イギリス、結婚十六年、子供二人)

### 6-2-2 アジアからの花嫁

農村にみられる嫁不足の解消策として、行政当局や斡旋業者の仲介による、アジアの女性と農村青年の結婚について考えてみる。

これは日本の経済の国際化の一側面を現す、そして、日本社会に大きな影響をもつと思われる国際化の場面である。戦後の経済の発展は、農業を縮小し、工業を拡大し、生産性の高い産業構造に転換していくことだった。その結果として、農村は人口が流出し、後継者も少なく、一部を除いて農業だけでは生活できない状況になった。工業は、海外に出ていく「国際化」だが、農業に関しては外国製品がひたすら日本に押寄せる「国際化」だったのである。そういう中で、農村では「結婚」という最も基本的な条件すら困難になってしまった。

1980年代の半ばから、山形県の朝日町と大蔵村が、行政としてフィリピン女性との結婚を促進させて、この問題が注目を浴びるようになった。そして、いくつかの町村が同じような試みをはじめ、民間の業者も多数できている。数日の見合いなどを経て結婚し、1人日本にやってきて、通常外国人のほとんどいない村で生活を始めるわけである。もちろん幸福になる例もあるし、悲惨な結果に至る例もある。

1987年に既に朝日町、大蔵村は脚光をあびていた。

#### フィリピン人花嫁と人権(深海流)

フィリピンから花嫁を迎えた山形県朝日町と大蔵村が、嫁ききんに悩む全国の農山村の熱い視線を浴びている。「アジアの女性たちと日本の農山村の男性たちとの国際結婚は全国的潮流になりそう」と農業雑誌も「アジアからのお嫁さん」という特集を組み、東京の日本青年館結婚相談所が先月開いた嫁不足対策を考える「結婚問題スペシャリスト講座」でも、国際結婚が最大の関心事だった。

全国38都道府県から延べ200人の受講者は9割以上が市町村や農協の職員で“花嫁輸入”の先べんをつけた朝日町の小林富蔵町長と菅井和広企画広報係長に、ノウハウを聞こうと質問が集中した。

「リングとワインの里」朝日町は人口1万人。70年代から結婚相談員制度など町が嫁探しに努力してきたが効果はさっぱり。現在、30代男性の3人に1人、約240人も未婚男性をかかえている。80年代に入って、まず台湾、韓国女性との国際結婚カップルが誕生、85年秋から1年間にフィリピン人花嫁9人を迎えた。

なぜフィリピンか。小林町長いわく「日本は戦後、自由、平等、民主主義が定着した半面、伝統的でない点を失った。ところが、フィリピン女性は長幼序あり、年配者や親を大事にする民族の伝統のよさを持ち続けている。町として家庭や地域にとけ込むよう指導しており、彼女たちも1日も早く本当の日本人になりたがっている」。

独身男性たちをフィリピンに連れて行く仲人役の菅井係長も「フィリピン女性は順応力抜群。ホームシックで毎晩泣いても、翌朝はケロッとしている国民性。それに日本人に似ているのもよい」と失われたヤマトナデシコのイメージを強調。ざっと200万円の費用をかけて、1週間で見合い、結婚式からハネムーンまですませて2人で帰国、という超早わざ求婚旅行への疑問や批判も「40男になっても結婚できないのは人権問題。外からとやかくいわれても、彼らは(人生の)時間がないのだから理想論はダメ」と受け流す。<sup>\*127)</sup>

日本の農村の8割は、「嫁問題」が深刻であると言われ、一方で、フィリピンは「人を外国に派遣」する政策をとっており、男のみならず女も「出稼ぎ」に積極的に出かけていく。その特殊な形態が、国際結婚である。では具体的にどのような手順で結婚が実現していくのだろうか。ある業者の日程は次のようになっている。

第1日 成田発マニラ着。夕方からお見合い。

第2日 午前10時からお見合い。パートナー決定の場合はデート(意思の確認)。

第3日 婚約成立(法的手続き)女性の親族へのあいさつ。

第4日 午前中挙式。ウェディング・パーティー。午後3時ハネムーンに出発。夕方ホテル着。

第5日 プールやヨット遊び。夜はムードあふれるディナーなど、思い出づくり。

第6日 もし早朝起床できたら、バルコニーからの太陽が素晴らしい。午後3時ホテル発、夕方マニラ着。

第7日 午前中花嫁と将来の生活の計画などを相談。午後マニラ発で帰国の途へ。<sup>\*128)</sup>

この事例で分かるように、日本出発から1週間で、見合い、デート、婚約、挙式すべて行ってしまう。女性が実際に来日するのはもっと後であるが、日本人男性は1週間後帰国し、あとは女性が来るのを待つだけである。

応募できる日本国男性に対する国際結婚の条件は、自治体や業者が個々に決めているが、ある業者の例をあげておこう。

フィリピン共和国イサバラ州サンチャゴ地区当局関係者との打ち合わせで、次の項目に該当する方は、国際結婚のお手伝いをさせていただくことは出来ませんので予めご了承ください。

- 1 精神異常者である。
- 2 アルコール中毒者である。
- 3 暴力団に関係している、又は関係したことがある。
- 4 現在無職である。
- 5 大酒飲みである(自分自身がわからなくなるほど)。
- 6 過去において前科がある(交通違反は除く)。
- 7 知能知数が相当低い。
- 8 家庭が特に貧困である、又は多額の借金がある。
- 9 肉親に精神異常者がいる。
- 10 肉親にアルコール中毒患者がいる。
- 11 肉親に暴力団に関係した者がいる。
- 12 極度な身体障害者である。
- 13 性病患者である。
- 14 特に病弱である(過去に大病を患ったことがある)。
- 15 酒の飲むと暴力を振るう癖がある。

- 16 勤務状態が特に悪い（仕事面で出勤状態等）。
- 17 離婚歴が2回以上ある。
- 18 サディストである、又は変態性欲者である。
- 19、その他
  - ・年齢が25歳以下である。
  - ・肉親と同居出来ない（慣れるまでの1～2年間も）
  - ・性格的に特に短期である。
  - ・第三者が見て難しいと判断された方。

更に推薦状が必要とされる。

国際結婚の費用は、韓国人相手の事例であるが紹介しておこう。フィリピンの場合も大きな相違はない。

1	航空運賃	往復航空券、ビザ申請料、出入国税。	100.000
2	韓国内での交通費		10.000
3	ホテル滞在費	5泊6日	40.000
4	食事代（15食）	個人の外の飲食や彼女とは個人負担	21.000
5	見合い料	何人でもまとまるまで、同じ。	100.000
6	通信料	国際電話及び郵便等	10.000
7	婚約・結婚指輪	40万ウォン以上は個人負担	70.000
8	結婚式費用	式場、貸し衣装、記念写真、披露宴	309.000
9	親睦旅行	リクレーション、ソウル市内見物	30.000
10	手続き費用	韓国・日本での法手続き	200.000
11	一般雑費	お世話、通訳	100.000
12	同行費	国際交流協会の社員の同行	250.000
13	成婚料	本社経費含む	480.000
14	その他	支店経費	480.000
計			2.200.000

大体200万が相場であった。

こうした自治体や斡旋業者による国際結婚が始まって、もちろん賛否両論飛び交い議論になった。

反対論はいうまでもなく、まるで人身売買のような印象を与え、ほとんど愛情や事前の相互理解がないところで、ただ単に「嫁不足」や「経済的理由」によって、人生の大切な事業である「結婚」がなされることに対する反対である。経済大国としての奢りや、嫁になるアジアの女性の人権が十分に守られない不安も、大きな反対の理由になっている。気候、風俗、習慣の違い、言葉の問題など、国際結婚には通常の結婚以上の障害がある。恋愛による国際結婚であれば、互いに承知しあい、愛情で結ばれているが、こうした結婚の場合、生活上の都合によって結ばれるのだから、日本の農村の、まわりの人々の理解や協力が必要になるだろう。一方的に都合を押しつけた場合、不幸になるケースが多いようである。

既に85年には、次のような現地での反発の声が報道されている。

「日本農家へいかが」 マニラで邦人が嫁探し広告 現地で反発の声

マニラ十五日＝高野特派員豊かな日本人と結婚したくありませんか とフィリピンの女性たちに呼びかけた広告が、最近二度にわたって同国の最有力英字紙ブレティン・ツデーに掲載された。広告主はマニラでボイラー製造・販売会社を経営する浜田和宏さん（38）＝東京都出身＝で、嫁不足に悩む日本の農家の後継者らに花嫁を世話したいというのが狙い。しかし、フィリピン国内にはにがにがしい思いで見守っている人もいた。

（略）

しかし、こうした浜田さんの広告に対しては、著名なコラムニストのテオドロ・バレンシア氏がマニラの別の英字紙で「危険な事。日本人が外人の花嫁や花婿に親切そうには見えない」と指摘した。それとともに、我々が情けない方法で自国の女性を輸出しているかのような広告がなぜ許されるべきだろうか、と疑問を投げかけている。こうした裏には、フィリピンはじめ東南アジアの女性たちが

「ジャバゆきさん」とも呼ばれながら、日本で働いている事に対する抵抗感などもあるようだ。<sup>\*129)</sup>

そして、大使館職員からの批判も出た。

フィリピン大使館一等書記官兼総領事マリア・ゼネイダ・アンガーラ氏の「むらの国際結婚を考える」というテーマによる第二回結婚問題スペシャリスト講座での挨拶である。

フィリピンには、お見合いという習慣がないこと、お見合いビジネスとして、お金もうけのためだけに結婚をあっせんしているところが、たくさんあり、単にひとつの商品として扱い、営利をあけるためだけに、できるだけ多くのカップルを作り上げるのが目的というような例もあることを注意したあとで、以下のように述べている。

農家の嫁不足、若い女性の農業離れ等で、日本の女性が無理だから、今度は、フィリピンの女性、というのでは、絶対納得できません。彼女達が相手の男性の妻としてではなく、農家の為に、親の面倒を看、そして子供を生むための嫁として、連れて来られるにすぎないような気もしています。大変、無礼なことばかり申し上げているかもしれませんが、黙って何も言わないのでは、フィリピン人の気持ちを、日本の方々にわかっていただけないと思い、主催者の方々のご理解をいただき、あえて強いことも言わせていただいています。

率直なところ、現状では、日本人にとってのメリットだけが、大きく見えてしまいます。一度きりの人生です。最高の伴侶に出逢って、孝せに暮らしたいと思うのは、自然なことです。結婚できてよかったという気持ちでなく、この人と結婚してよかったと、フィリピンの女性達にも思ってもらいたいです。そのためにも、様々な問題を受けとめて、政府または地方自治体、もしくは、この日本青年館結婚相談所をはじめとする各法人、団体別で、これに取り組む姿勢が非常に大切になってくると思います。解決しなくてはならない問題点や、不自然な部分もあるでしょうが、みな様の努力によって、人々のより大きな幸せが得られるのであれば、大変貴重な講座になると思います。

しかし、一方「結婚したい」というのは、ごく自然の人間的な欲求である。そのこと自体非難することは、だれにも出来ないだろう。そして、現実に日本の女性は、農業に生きる青年と結婚したがるのでない。つまり、農業の必要性は誰もが認めながら、農業に関わりたいたいという人は少ないのが、今の日本の現実なのである。そうした時、日本の農村で生活する意思をもったアジアの女性がいたとき、彼女らと結婚する農村の人を非難することができるのだろうか。

こうしたアジアの女性が、多く不幸になっているわけではなくむしろ逆だろう。

日本の経済が「国際化」された結果は、農村にとって実りの多いものではなかったのである。それが逆に、アジアの女性と結婚するという「ヒトの国際化」の典型例が、農村の一部で進行したのである。もちろん、幸福に暮らしている事例も少なくない。双方の風習の違いを、双方が理解し合うこと、嫁のいない村に来てくれたという感謝が日本側にあることなど、いくつかの条件があるが、うまく行っている事例を紹介しよう。

清野ビクトリアさんは、同じシンポで、老父母の世話が大変であること、夫の仕事が忙しくて帰りが遅く、寂しいこと、そのために内職などをして気分を紛らせていることなどを述べたあと、次のように述べている。

だから、これからも、日本の言葉と、文字と習慣と、もっともっと勉強したいと思います。今は、平仮名と片仮名は、だいぶ分かります。漢字がほとんど分かりません。できるだけ早く覚えるように頑張りたいと思います。子供も、学校に入ると、一緒になって頑張ると思います。でも、簡単な漢字は、少し分かります。川とかさ、花とかさ、そういう簡単なものは分かります。自分の住所も書くのはできます。自分の名前とかさ、幸(子供の名)の名前とかさ、今は、覚えられました。ですから、違う国の人と結婚すると、言葉や、文字と、習慣などを覚えるのが一番大変なんです。だから、そういうものが、私にとって、一番心が苦しいです。でも、今は、よく分かりますから、少し楽になりました。お話することも、少しできるようになったので、とっても楽になりました。だから、皆様方の中にも、他の国の人と結婚したい人いると思いますけれども、さっき、(私が)いっぱいお話したことを頭の中に、よく入れておいてください。

次に苦しかったことが、日本はね、フィリピンよりは、非常に寒いです。最初来たのも、十月の一日に来たときは、あまり寒くないんですけども、その少し寒い(私には)とっても寒いなんです。やっぱり、暖かい所から来ましたから。

山形県では、毎年雪がたくさん降ります。うちのおばあちゃんとおじいちゃんももう、年とつてから、私が毎日、雪掃きをしています。だんなさんも、あんまり、朝早いから、なかなかできないの。私しかいないんです。だから、今も、肩が痛みます。(笑)いつも、だんなさんが帰ってくる時、布団の中で、マッサージしてもらってます。(笑)ピップエレキバンもサロンパスも(笑)張っています。そうすると少しいい気持ちになります。

日本の楽しいことは、ありますよ。毎日、テレビの番組観て、とても楽しいです。一番楽しいのが、日本のドラマの、日本の侍の映画が一番大好きです。里見浩太郎とかさ(笑)、暴れん坊将軍とかさ(笑)、平健。(笑)そういう番組が、お母さんといつも一緒に観てます。

私が、フィリピンから、朝日町にお嫁さんに来て、マスコミがたくさん来ました。そういう人が「なぜ日本に来ましたか?」と質問する。私は、そういう質問をされると、いつも、こういうふうに答えました。私は、フィリピンの人でも、結婚してよいと思いましたが、でも、日本人(と結婚すれば)、もっともっと幸せになると思った。皆さんはフィリピンのことが分かりますかね。やっぱり、いろいろな問題もありますし、私の場合は、日本に来て、やっぱり幸せになりたい。皆さん、幸せとは、どんな幸せだと思いますか。やっぱり、心だけじゃなくて、自分の生活にも。それを買いたいなあ、こういうのが欲しいなあ、心だけじゃなくて、こういう男愛してるなあ、愛してるだけじゃなくて... (涙)心だけじゃなくて、やっぱり、いい生活が欲しいですから、だから、日本人と結婚しました。でも、私の考えと違ってでも、馴さん(夫)の兄弟と、あと、町の人が私に協力的だったので、その問題は、ある程度なくなりました。

もうひとつ日本人の例を紹介しよう。

「一生に1度、でかいことをやってみたいんだ」と言い残してフィリピンにたった息子から、1週間後に国際電話がかかり、「嫁さん決まった」と報告を受ける。続いて「オトーサン、オカーサン、コンニチハ。ハヤクアイタイデス」と見知らぬ花嫁エリザベス(20)の声が流れてきた。

村に来たエリザベスは、何にでも興味を示した。冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ。フィリピンには「コレモナイ、コレモナイ」とはしゃいだ。稲刈りではコンバインを乗り回し、2ヘクタールの田の半分を1人で刈った。

母はエリザベスが来ると間もなくヒステリー気味になったが、フィリピン風と日本風の混在した料理が家族の好物になるところまできた。そして家族のいたわりが強くなったという記事である。<sup>\*130)</sup>

この父親は10年間嫁探しに歩き回り、20回以上断られ続けた、こうした方法でなければ結婚できなかったろうと述べている。

当然、前述のような批判に対する擁護論もある。

佐藤藤三郎の発言である。佐藤藤三郎は、有名な無着成恭の『山びこ学校』(戦後直後の山形県における生活綴り方実践で、戦後新教育への批判的実践として、極めて大きな影響を与えた。)の生徒としてのリーダーだった人物であり、『山びこ学校』には、答辞が掲載されている。

佐藤藤三郎は、フィリピン女性も被害者だが、日本の農村の若者も被害者だ、被害者同士助け合う必要があると述べたあと、次のように主張する。

結婚というのは、愛情で結婚されなければならぬとか、様々言われますが、私は、愛情で結婚するんじゃないかと、男と女というのは、子供を産んで、それを育てていく努力、あるいは苦労、その中で愛情が出てくるんじゃないかと、というふうに言いたいのです。私も元々愛情があって、結婚していません。子供を産んで、苦労して、もう三十年近く住んで、やれやれ俺とこの人は一緒になったんだということを今、実感しています。私は愛情というのは、そういうものだと思うのです。ですから、愛情がなくてもいいから、とにかく結婚しなさいと。結婚するように、みんなで協力していこうという気持ちでいっぱいです。

我々農村の青年がこのように被害者になったのは昭和三十五年ころからです。私はそのころ、農学校を卒業し、青年学級という学習集団の専任指導員を、教育委員会から任命されたりして青年の学習活動に携わってきました。その頃は三百戸、人口二千人の私の村に、女の子が百人もいました。私は、たった一人の女性にはふられました。何十人かの女に惚れられた経験があります。そう村の状況が三十年代の前半までであったのです。女性がたくさんおりました。

つまり村に仕事があったわけ。村の中で、農業の手伝いをしていられたわけ。ところが、田植え機が入り、耕運機が入り、バインダーが入ることによって、娘たちの仕事もなくなったという

状況があるわけです。その半面、工業が栄え、どんな労働力でも欲しいという状況が都会にできました。もうどんどん、金の卵だといわれて娘さんたちまでが京阪神に連れてこられて、そして村に女性がいなくなったのです。この人たちも被害者です。それから、村に残された男たちも被害者です。フィリピンの女性たちと同じ被害者なんです。そういう人たちに人間にとって最高の幸せである結婚をどうしてさせてやれるのかということが、現実的な問題だと思います。

農村の嫁問題を、佐藤藤三郎は、農村が「被害者」である一方、農村の機械化で、女性を仕事が奪われていったことに、原因を求めている。しかし、朝日町や大蔵村の場合と異なり、業者の斡旋による場合は、また別の問題を抱えているといえる。夕刊新聞などには、こうした国際結婚斡旋の広告がたくさんでているし、また、インターネットには、写真入りの国際結婚斡旋ホームページが多数ある。そして、そうした業者を利用するのは、都会の男性も多いのである。

これは、特に結婚を望まない女性が増え、結婚できない男性が、たんに農村だけではなく、都会でも結婚したいが相手のいない男性が増えているからであると言われている。こうした結婚が、当人が承知であれば妨げることではできないであろうが、トラブルは、当然頻発する。外国人専用の「いのちの電話」では、80年代後半に、相談件数が飛躍的に増え、相談の中身も「夫婦間の問題」がトップであるという。

「外国人用のいのちの電話」へ寄せられた悩み

(1)	夫婦間の問題	147件
(2)	ビザ等法律問題	136
(3)	雇用	105
(4)	精神衛生	100
(5)	男女間の問題	79
(6)	孤独	79
(7)	カルチャーショック	69
(8)	健康問題	66
(9)	行政サービス	60
(10)	個人的なかつとう	56

¥footnote{朝日新聞 1987/09/03}

したがって、アフターケアをする業者もあるが、そうでない場合、離婚したり、暴力を振るわれて、駆け込み寺的なボランティア団体に逃げ込んだりする事例もある。

### 6 - 3 国際養子

子どもは、いつの時代にも、特別な問題がなければ、健康に育っていくものである。現代でもほとんどの子どもは、まわりの環境に適応する形で楽しみを見だし、大人になるまでの生活を謳歌しているはずである。しかし、一方で経済的な状況とは無関係に、さまざまな困難・不幸に直面する場合もある。ここでは、国際社会の中で、特に困難な状況に置かれた子どもの実態について触れる。

#### 6-3-1 幼児虐待・少女強制売春

子どもの問題は、先進国と途上国とでは、相当な違いがあると考えられる。

途上国では、貧困に伴う問題（病気、栄養、教育、児童労働等）の問題が主要であり、そこに、特殊な問題（例えば、戦争）が加わる。しかし、そうした問題は、先進国ではほとんど見られない。その代わりに、競争に伴うストレスや、親のストレス等に伴う虐待等が現われる。

その一例として、1996年に明らかになったベルギーの事件を見ておこう。

1996年の8月16日、誘拐されていた少女2人（12歳と14歳）が電気工の家から救出されたが、その2日後、彼の家の庭から少女3人（1人は8歳）の遺体が発見された。そして、300本ものビデオテープが押収された。



ベルギーでは6年間に16人の少女が誘拐され、7人が遺体で発見、他は行方不明になっていた。そして、この事件は意外な発展をする。

電気工の家からは、不信な少女の泣き声がするという、近所からの警察への通報がなんだかあったにも拘らず、警察が捜査をせず、その後現職の警官がこの犯罪に関わっている可能性が出てきたのである。また、電気工デュトワは、以前も性的虐待の罪で捕まっており、異例に軽い処分を出獄していたことも明らかにされた。そして、9月10日、国王アルベール二世が、「司法の独立は重要だが、司法当局に対する内と外との両面からの監督を実施し、犯罪の変化に対応できる司法専門家の養成をしていく必要がある」との声明を発表した。<sup>\*131)</sup>

そして、この事件は児童売春・ポルノ撮影等を強制する国際的組織が背後にあるという認識が広まり、ヨーロッパ全体の問題になっていく。そして、欧州外相会議等での検討が始まった。ブリュッセルから、吉田文彦氏は、次のように伝えていた。

アイルランドの町トラリーで九月七、八日に開かれたEU臨時外相会議の席上、ベルギーのドレイケ外相が発言を求めた。

「今こそ、後手に回らないよう行動すべき時だ」

自国でおきた少女連続誘拐事件を念頭に、EU域内での事件再発を防ぐため、EUとして対策に取り組むよう強調したのだ。

「衝撃」国境を超えて

異論はなかった。臨時外相会議は、九月二十六、二十七日にダブリンで開く臨時司法相・内相会議で、対応を検討することを決めた。一国の刑事事件にEU全体が動かされるのは異例のことで、少女連続誘拐事件の衝撃がベルギー国境を超えて、欧州各地に走っていることを物語った。

発端は八月十七日 誘拐容疑で逮捕されていた犯人グループの主犯、マルク・デュトル(三九)容疑者の自宅庭から、行方不明だった二少女の遺体が発見された。二日前の十五日には誘拐された二人の少女救出という明るいニュースにわいたベルギーだったが、一転して暗雲がたちこめた。九月三日にはさらに二人の少女の遺体が見つかり、行方がわからないほかの子供たちの捜索も続いている。

事件が猟奇性を増したのは、少女誘拐の動機だ。デュトル容疑者宅から、少女たちへの暴行を撮った三百本を超えるビデオテープが発見され、少女を性ビジネスに巻き込んでいる実態が明るみに出た。

「負の側面」現実に

ベルギーから協力を依頼された国際刑事警察機構(インターポール)は、東欧での少女誘拐事件にもデュトル容疑者が関与していた疑いを強めている。同容疑者がベルギーの少女を東欧に連れ去ったとほめかしたとの情報や、東欧から少女をベルギーに連れてきて売春などを強制したとの報道もあり、背後に国際的な犯罪組織の影がちらつく。

欧州では、冷戦崩壊後、東西間の人の往来が活発になった。さらに欧州統合の強化で、EU内の人の移動自由化が進んだ。その結果、新しい欧州地図の「負の側面」として、麻薬取引や売春など、犯罪の国際化が懸念されてきた。今回の事件は、そんな心配が現実になった形で、グラディン欧州委員(司法・内務問題担当)も「欧州の大都市で、東欧からの少女、少年がポルノ撮影や売春に巻き込まれる事例が増加している」と、懸念を隠さない。

事態を重くみたEUでは今、欧州委員会が、域内の捜査協力体制の強化、インターネットを使った児童ポルノ情報の規制などの対策を準備中だ。EU議長国アイルランドのブルトン首相も十八日、欧州議会での演説で、「この最も邪悪な犯罪への対策づくりに、EUは一丸となって取り組む」と、強調した。

事件はもちろん、ベルギー社会にも大きなつめ跡を残した。八月十七日に遺体で発見された二少女の葬儀には、全国各地から市民が参列し、国中で一分間、黙とうが行われた。「一九九三年に前ベルギー国王が死去した時以来の衝撃」(地元テレビ)に見舞われた。

司法・警察を非難

司法・警察当局のふがいなさも非難の的になっている。デュトル容疑者は少女暴行の前歴があり、十三年半の実刑判決を受けたが、九二年に「模範囚」として出所を認められた。遺体で見つかった少女たちの両親は、「なぜ、簡単に出所させたのか」と怒りをあらわにした。

当地の報道によると、昨年十二月には、デュトル容疑者宅で不審な動きがみられたことから、警察当局に通報があった。捜査官がデュトル容疑者宅を調べたところ、子供の泣き声が聞こえた。だが、「あれは自分の子供」というデュトル容疑者の説明をうのみにし、引き揚げたという。

さらに、別件(自動車盗難事件)で逮捕された現職刑事が、少女連続誘拐事件の捜査に手心を加え

たとされるほか、犯人グループの一人が仲間割れで殺された事件にも関与した疑いが強まっている。

ベルギーでは、九一年に起きたコールス元副首相暗殺事件で、ファンデルピースト元年金相の指示で暗殺計画に加わったとして、今月上旬、同元年金相の秘書だった現職警察官が逮捕されており、司法・警察不信に追い打ちをかけている<sup>\*132</sup>。

その後、ベルギーでは、未成年者に対する同性愛の強要がどんどん明るみに出て、ディルボ副首相に疑惑が発生した。そして、今年になって（98年）、電気工デュトル被告が、裁判所から警官の銃を奪って、逃走、3時間半後逮捕されたが、内相や法相が辞表を出すなどの騒ぎになった。

なぜ、このようなことが先進国で起きるのだろうか。

先進国の奢りなどもあるだろうが（少女買春のためのツアー）、更に、インターネットの普及によって促進されている。

次は、98年に表面化した児童ポルノ画像の事件の報道である。

児童ポルノ封じに壁 インターネットで瞬時に国境越え（時時刻刻）

オランダで大量の幼児、児童のポルノ画像が見つかった事件は、多数の国にまたがるコンピューターの幼児性愛ネットの存在を浮かび上がらせている。瞬時に国境を越えるインターネットの取り締まりは、一国だけでは限界がある。子どもたちを食いものにする犯罪網に対し、日本も含めた国際的な捜査協力の機運を盛り上げる必要があるようだ。

（ブリュッセル＝山本敦子、ボン＝桜井元、ウィーン＝大塚誠）

人権団体が先

男の子が裸でいすに縛りつけられたシーンなど、約一万枚のショッキングな画像を含む証拠品を、警察より先に入手したのはベルギーの人権団体だった。

元探偵のベルローセム氏（四五）を中心とする「モルクホーフェン」は十年前から、こうした犯罪網の解明に取り組んできた。

今回、大量の画像が見つかったアパートの持ち主で、コンピューターショップのドイツ人店長の名前も早くから浮かんでいた。店長は今年、イタリアで殺された。

ベルローセム氏らは六月、店長の家族の協力でアパート内を捜し、顧客リストも見つけた。米国やロシア、イスラエル、フランス、デンマークなど多数の国のメールアドレスが並び、著名な実業家や政治家の名も含まれていたという。

民間団体が捜査まがいの手法を取ることに非難の声も上がる。「証拠品引き渡しを拒んだ」として、ベルギー警察は一時メンバーの身柄を拘束した。

だが、「モルクホーフェン」側にも言い分がある。ポーケンス会長（四五）は「我々が持つ情報の大半は七年以上前から警察も知っていた。だが、捜査は全く進展していない」と憤る。

捜査を妨げる政治的圧力すらうわさされる。

技術的に困難

ドイツの捜査当局は先月二十四日、十二歳の息子を一年半以上にわたって性的に虐待し、その写真をポルノネットに流していた疑いで、ラインラントファルツ州の父親（三九）を逮捕した。捜査幹部は「五万件の子どもの映像を押収した」と発表した。父親は失業中で、写真撮影までは認めだが、ネットへの提供は否認している。独法務省によると、十六歳未満の子どもを使ったポルノは、映像の制作・販売が禁じられているだけでなく、所持も刑法違反だ。

南部ミュンヘンの警察には、ネットを監視する特別捜査本部がある。客が電話回線を使って違法映像を取り込む瞬間は比較的とらえやすいが、ポルノをネットに流す元の業者を洗い出すのは技術的に難しい。

五月にはポルノ映像の流通を放置したとして、大手系列のパソコン通信会社の前社長が下級審で有罪判決を受けた。しかし、こうした接続業者が責任を問われるのは、自ら映像の編集などに加わった場合に限られ、単に回線を提供しただけでは刑事責任を問えない、というのが法務省の見解だ。やみのブローカーにたどりつくまでには技術、法制度両面の壁がある。

子を売り渡す

「貧しい親が金欲しさに自分の子どもを売り渡す例もある」。幼児ポルノの実態を取材したスロバキアの週刊誌記者はこう証言する。親への報酬は最高で五万ドル程度という。

記者によると、誘拐された子どもたちの多くはルーマニアやブルガリアなど、東欧の中でも貧しい国の出身。チェコやスロバキアなどを経由して西欧諸国で売られたり、組織の拠点で写真を撮られてネット上に載せられるケースが多い。

だが、組織の実態はつかめていない。警察当局も「うわさとして耳にしたことはあるが、そうした組織があるという証拠はない」（スロバキア内務省）。

オーストリアでは二年前、スロバキアの子どもの裸体を撮った男が三回にわたり逮捕されたが、「写真は芸術作品でポルノではない」と、無罪判決が出されたケースもある。

「日本が発信」と批判

児童ポルノなどをインターネットで、海外向けに流したとして今年五月、神奈川県男性が愛知県警に逮捕された。端緒はイタリア警察当局の捜査依頼。ネットを通して男性の元には海外二十三カ国からビデオの購入申し込みが来ていた。

警察庁によると、児童ポルノに関する海外からの捜査依頼は昨年一年間で二十四件。欧米の多くの国と違って、児童ポルノそのものを取り締まる法律がない日本は、世界から厳しい批判の目で見られている。一九九六年にスウェーデンで開かれた各国政府、国際機関、非政府組織（NGO）による国際会議では、「日本は子どもポルノの製造流通の発信基地」といった批判が相次いだ。

こうした流れを受けて今年五月、十八歳未満を相手にした買春やポルノを処罰する「児童買春・ポルノ禁止法案」が議員らによって国会に提出されたが、継続審議になっている。

\*133)

しかし、次第に罰は厳しくなっている。最近、スウェーデンの夫婦がタイ旅行中に、12歳の少女を買春したことで逮捕されたと報じられた。<sup>\*134)</sup>

さて、アメリカの状況を見てみよう。

1992年の統計であるが、300万人の子どもの虐待があり、1261人が死亡、性的虐待が理由となつての離婚が9000件となっている。

子どもの虐待の内訳は、

放置	44%
肉体的虐待	24%
性的虐待	15%
精神的虐待	6%
医療上の放置	9%

となっている。

特徴を列記すると

半分の州が、学校での体罰を許している。

10%の新生児が、妊娠中に母親が麻薬を常用している。

10代の売春の95%は、性的虐待を伴っている。

実際の親でない子どもの虐待は、実際の親の6倍である。

性的虐待は親の友人によることが多い。

服役中の女性の31%は、子どものときに虐待されていた。

子どものときに、性的虐待を受けた経験をもつアメリカ人は6000万人になる。

女性の38%、男性の20%は、なんらかの性的虐待を成人前に受ける。

虐待を受けた人は、長く人間関係上の不適応を残す。

典型的な性的虐待者は、100人以上に対して加害する。

虐待者の71%は、35歳以下であり、知能は正常である。6割は誘惑でもって近づく。

失業、周囲からの低い評価などの精神的ストレスを示すことが多い。

虐待の死亡の25%は親による。

こうした状況は、決して、日本でも無縁ではなく、最近、親による子どもの虐待が社会問題として、次第に取り上げられるようになってきた。問題が生じたのではなく、以前は明るみにでなかったのが、表面化してきたと考えるべきだろう。

幼女の誘拐・性的凌辱・殺害という事例についても、宮崎勤の事件があり、また、宮崎事件の前後に、同じような事件が多発した。

### 6-3-2 国際養子

人の移動の見逃すことのできないこととして、「国際養子」がある。

労働力の移動や国際結婚と違って、これは、昔からあったわけではなく、第二次大戦前は、ほとんどなかったとされる。もちろん、養子という形式で、子どもがない夫婦が、子どもを育てることができない夫婦から養子縁組して子どもをもらうという行為はあった。しかし、それはほとんどが国内で行われ、同じ民族内で行われていたのである。もちろん、そうした行為自体、豊かな先進国で目立ったことであって、子どもが多い途上国ではあまり見られない現象であった。

それが、戦後ますます先進国の出生率が低下し、国内での養子の調達が困難になってきて、海外に子どもを求めようようになってきた行為であった。特に、中絶が次第に各国で許可されるようになり、また、従来未婚の母になると世間体もあって、養子に出すことが多くなったが、これも抵抗感がなくなり、先進国の中ではほとんど養子として出す子どもがいなくなったのである。

当初の国際養子は朝鮮戦争やベトナム戦争における戦争孤児を救うという、人道的な見地から始まった。それが、次第に子どものいない夫婦が、子どもを育てる条件のない途上国の夫婦から、いろいろな手続きを通して養子として迎えるようになった。

1991年11月に書かれた "Time" の記事によって、現状をみておこう。

91年当時、毎年2万人の国際養子が迎えられているが、過去20年間で、

アメリカ人	140000人
スウェーデン	32000人
オランダ	18000人
ドイツ	15000人
デンマーク	11000人

というような数字になっており、当初の送り出し国は、主な韓国であったが、その後、ブラジル、チリ、ガテマラ、インド、ペルー、フィリピン、スリランカ、タイなどの南米、東南アジアの国に移っていった。

その斡旋は、多くは政府あるいは政府の認定した機関、教会、非営利団体が行っている。

まず、養子を希望する夫婦は申請用紙に必要な事項を書き込んで申し込むが、職業、育児経験、収入、健康状態などだけではなく、さまざまな情報を提供しなければならない。そして、ソーシャルワーカーが実際に面接を行い、詳細に家庭状況をチェックする。更に、現地に行って、一定期間滞在し、そこでも、面接を受ける。その間の費用は、すべてその申請者が負担するので、5000ドルから20000ドルかかるのが普通である。<sup>\*135)</sup>

さて、さまざまな見解があるだろう。

政府の認定を受けた正式な団体が斡旋している場合は、問題は少ないが、ブローカー等犯罪組織が絡む場合もある。そうした場合、妊娠して出産した母親との交渉ではなく、誘拐などで得た子どもを売り渡すことも行われる。実際に、そうした事件があったために、インドネシアでは禁止するようになった。それまでは、毎年、植民地本国だったオランダに600人ずつ送り出していたのである。また、同様の理由で、斡旋団体を強く規制する国も現われ、現在に到っている。今でも、比較的緩やかなのは中国である。

次に、経済的な格差でもって、子どもの親を委譲するというのは、貧しい国への差別であり、子どもにとっての真の文化を剥奪することになるという反対論がある。

賛成論は、まずは、人道的な見地である。実際に、食べ物も満足にない状況で育つより、実際の親ではないにしても、十分な環境が与えられることは、その子どもにとって幸福ではないか、というものである。

文化剥奪については、「孤児院には文化などはなく、あるのは生存競争である。」と反論する。

ただ、賛成論にしても、子どもが育っていく上で、必ず危機があることは認めている。人種的な偏見は、育てる側にはないとしても、(もっとも、ルーマニアの子どもが、かなり人気があったのは、やはり肌の色が同じであることが理由になっている。)子どもは、必ずいつか自分が本当の子どもではないことを知ることになる。このことを隠すことは不可能である。従って、いつ、どのようにして、子どもに真実を知らせるかということが問題となり、その点でのトラブル対処法を書いた本も、ヨーロッパには少なくない。

では、いくつかのインターネットでホームページをもっている斡旋団体の主張を見てお

こう。

ニューヨーク州にあるAdppt. Net は、私的な団体で、法律家が相談の中心になっており、養子に出したい親と受け取りたい親とを、結びつける役割ではなく、合法的に、仕事を進める手助けをするのが仕事であるという。<sup>\*136)</sup>

この団体は、私的な団体であり、公的な認可を受けた機関のような干渉を受けないとしている。そして、私的団体による養子のメリットとして、生みの親については、

生みの親が、実際に受け入れの親に会うことができる。

生みの親が、受け入れの親を選択できる。

速やかに決まるので、決まるまでのケアの必要がない。

将来に渡って、受け入れの親と会うことができる。

必要な費用を受け入れの親が負担する。等をあげている。

また、この団体では、生みの親も弁護士を依頼するが、その費用は、受け取りの親が負担することになっており、生みの親に不利にならないように配慮している。そして、子どもを渡して以降、どのようにしてコンタクトをとるかは、弁護士が仲立ちをする。

## 資料

### 安楽死に関する『資料』

オランダ法務省の解説パンフ

1993.11.14

政府は議会の支持を獲得

安楽死は罰せられる可能性があり、報告手続きを通して、司法が監督する。

オランダでは、安楽死は罰せられる可能性が保持される。

生命終焉を早める医学的措置は司法当局に報告されなければなら、当局は法的起訴にまで至る誘因があるかどうか、具体的事態を通して決定する。

これは、安楽死に関する長年のオランダでの議論の結果である。

オランダ議会の下院同様上院でも、安楽死を法的に刑罰可能性を消滅させることなく保持する政府提案に、多数が賛成投票した。

1993年11月末に、上院は安楽死に対する議論を終了した。下院は既に前年に終了していた。

一定の条件の下に安楽死を合法化するための反対派からの修正案は、絶対多数によって否定された。

#### [ 報告手続き ]

安楽死事例の現行の報告手続きを法に定着させようという - - - 刑法の法典で規定されているように、安楽死の刑罰性を保持する条件の下に - - - 政府の提案が議論された。提案は両院で支持された。

手続きに従って、安楽死をもたらす医学的決定は検察官に報告されなければならない。司法当局は、個々の事例にしたがって、法的訴追に至るような要因があるかどうか決定する。報告手続きは、司法が安楽死事例を検証することを可能にする。

不可抗力も緊急事態も - - - それはオランダ法では一般的に受け入れられている特別事例である - - - 言及されていないときには、司法当局は通例起訴する。これは、すべての場合に適用され、明確に安楽死を要請していない患者の場合には、司法大臣は議会でそのように説明する。

最終的には、決定するのは裁判官である。

1990年以来、安楽死と自殺幫助の事例に関する報告の指針は既に存在している。報告はまず第一に自治体の検死官に提出される。次に司法当局に上げられる。

これらの報告手続きは - - - 議会の決定以後は - - - 埋葬法に規定される。報告の形式は議会に話し合われることになる行政の一般的な基準に従うことになる。

報告手続きの基づいて、1992年に約1300の安楽死の事例が報告された。1年前は590だった。

## [ 議論 ]

議会の議論では、政府は規則の順守への監督が厳格に行われることを保障した。効果的で適正な捜査・起訴方針が期待されている。安楽死の事例が報告されないなどということが生じてはならない。また、意思無能力の患者に対する特別の予防法がつくられる。

## [ 定義 ]

安楽死とは、一般的な言い方では、人生の終末局面で見込みのない苦しみの状態にある患者に医学的な措置によって人生の終焉を早めるさまざまな行為のことを意味している。刑法の法典によれば、安楽死とは、患者の明示的な要求によって、生命を短縮する医学的な積極的措置のことである。

## [ 法的決定 ]

安楽死は刑法典 293 条によれば刑罰の対象である。これは文字通り次のように記されている。「明示的かつ熱心な要請によって他人の生命を奪った者は 12 年以下の懲役または第五級の罰金に処す。」

自殺幇助は刑法典 294 条で刑罰の対象である。「故意に他人の自殺を促進させた者は、その際幇助であったにせよ、手段を提供したにせよ、それによって自殺を結果したときには、最高 3 年の懲役、あるいは第四級の罰金に処す。」

## [ これまでの経過 ]

安楽死はオランダにおいて長い間議論の対象であった。約 15 年間、国会内外のさまざまな団体から、さまざまな傾向の多様な提案が議論された。

採択された提案は、国会ではヒルシュ・バリン法務大臣とシモン・ファン・ベルザイン厚生次官によって擁護されたものである。それに先立って、前最高裁司法長官のレメリンク教授に指導された委員会によって、オランダの安楽死に関する実態の調査が行われていたのである。

## オランダ

オランダにおける医師による積極的生命終焉

## [ 立法及び実態 ]

外国でも、安楽死と自殺幇助の領域でのオランダの立法に対して多大の関心もたれている。これらの立法は十数年の議論の後実現したものであり、医者による生命終焉行為の領域での法制定のための多様な提案があった。立法はさまざまな政治勢力の妥協の産物であり、キリスト教民主党 (CDA) と社会民主党 (PvdA) の同盟で実現したものである。立法は 1994 年 6 月に発効した。

オランダでは、すべての自然ではない死は、殺人であろうと、交通事故であろうと、医者による生命終焉であろうと、検察官に報告される。この最後の生命終焉の形に対しては、オランダで独自の報告手続きが存在する。この報告手続きは法的に規定されており、1994 年の 6 月 1 日から発効している。報告手続きは検査基準も含んでいる。この基準は耐えがたく、見込みのない苦しみを受けている患者の生命を終焉させた医者の行為の慎重さの検査に際してのガイドラインとしても使用する。この基準に基づいて、医者は検死官の医者によって審査される報告書を作成する。それから、司法当局が医者が不可抗力の状況で措置を行ったのかどうか検査するのである。

## [ 安楽死の定義 ]

民衆の言葉では、医者による生命を終焉させるすべての行為が安楽死と名付けられる。しかし、オランダの安楽死の定義は、限定された概念である。それは、医者による生命終焉の行為であり、患者が、非常に強く、また熟慮した後、自由意思でこの生命終焉を求めた場合である。患者は耐えがたく、見込みなく苦しんでおり、はっきりと彼の生命を終焉させるための要求を医者に対して伝えなければならない。そうしたとき、安楽死という。

医者による鎮痛が、死を早く訪れさせる結果をもたらすこともある。これは、外国と同じように、安楽死としてではなく、生命終焉に関する通常の医学的決着と理解されている。

## [ 3つの概念 ]

医学的な生命終焉措置とは区別された3つの概念がある。

患者の要請に基づいた生命終焉（安楽死）

自殺幫助。患者が自ら投与する手段を、医者が与える。

要請なしの生命終焉。

3つの概念すべてはオランダにおいて刑罰の対象になる事項であり、刑法典に記されている。

## [ 293条 ]

明示的かつ熱心な要望によって他人の生命を奪った者は、最高12年の懲役または第五級の罰金に処す。

## [ 294条 ]

故意に他人の自殺を促進させた者は、その際、幫助であったにせよ、手段を提供したにせよ、それによって自殺に至ったときには、最高3年の懲役、あるいは第四級の罰金に処す。

## [ 287条 ]

故意に他人の生命を奪う者は、殺人罪として、最高15年の懲役、あるいは10万ギルダ - の罰金に処す。

## [ 289条 ]

故意に、また計画的な手段でもって、他人の生命を奪う者は、殺人の罪として、終身刑または暫定的に最高20年の懲役、あるいは10万ギルダ - の罰金に処す。

## [ 不可抗力 / 緊急事態 ]

刑法典に規定され、あらゆる不法行為に妥当する一般的に認められている刑罰除外原則は、緊急事態の形態での不可抗力の状況である。裁判所は、患者の命を一定の条件の下に終焉させた医者が不可抗力を理由にすることを認めている。

## [ 40条 ]

不可抗力に強制されてある事態を引き起こした者は、刑罰に問われない。

緊急事態は義務の矛盾から起こり得る。安楽死、自殺幫助、要請なしの生命終焉措置など刑罰を受ける事態の事例においては、医者は義務の矛盾に直面する可能性がある、というのは、医者は一方では、患者の生命を保持する義務をもっており、他方では、患者の耐えがたく見込みのない苦痛を可能な限り、軽くしてやらなければならないからである。このことは、生命の終焉を結果する可能性がある。こうした事例では、医者は不可抗力や緊急事態を理由にするのである。

刑罰除外が認定されるためには、医者は法的な報告手続きにおいてすべての十分な申請を履行し、さらにその上に、不可抗力あるいは緊急事態について言及しなければならない。

患者の生命を終焉するように要請されずに終焉させた医者は、原則として刑法上起訴される。それ以後に医師の不可抗力・緊急事態の申請の認定は裁判官に任される。例外的な場合だけ、司法当局は起訴しないという決定をする。なぜならば、緊急事態とは医師が患者の生命を終焉させる以外にはやり様がなかった程切実な場合だからである。これらの事例は常に検察官のトップの司法長官の審査会に提出される。

## [ 報告手続き ]

報告手続きは医師が医師が報告を起草するときに基礎になる50項目の検査基準を含んでおり、検査基準に基づいて、司法当局は医師による生命終焉の報告された事例が刑法の法典の該当する法的規範にてらして検査し、それに相応する所与の判例に基づいて説明をする。医師が生命終焉に関する報告を起草すると、彼はそれを自治体の検死官の医師に送付する。報告は検死官の説明を付けて、司法当局に検査のために送られる。注意順守事項がすべて完全に守られていない場合には、原則として医師は起訴される。すべての検査基準が満たされている場合には、司法当局は医師を基礎しないと決定する、なぜならば、裁判官が医師の緊急事態の申請を承認すると認められるからである。司法当局の決定は、今度は、検察官のトップの司法長官の審査会に提起される。この会議は、司法当局が更に進展させないという決定をするまでは、個別の事件として起訴を決定することは可能である。

## [ 検査基準 ]

医師は検査基準を基礎にして、かれの生命終焉に関する報告を起草する。完全に守られなければならない最も重要な基準は、簡単に要約される。

患者からの自由意思による、熟慮され、繰り返しなされる生命終焉への要請がなければならない。治療している医師は、その要請が自由意思と熟慮されてなされたものであるという事態が生じたことがわかる位に患者を知っていなければならない。そのためには、医師の信頼関係が不可欠である。支配的な医学的評価に従って、見込みがなく耐えがたい苦痛が話されていないなければならない。

生命終焉に対する代替措置が医師から患者に話され、検討されなければならない。

治療している医師は、一人以上の従属関係にな、診療している医師に相談しなければならない、そし



て、その医師は、医学的な関係資料についての知識をもっていなければならない、患者を診察しなければならない。

医師による生命終焉の適用に際しては、慎重な医学的な措置への要請が考慮されなければならない。

[ 苦痛除去 / 死の帮助 ]

オランダは、保健のよい制度をもっており、財政的な意味も含めて、誰にとっても利用しやすく、終末医療の、また、精神的苦痛を緩和するケアが、例外なく保障されている。

精神的ケアや苦痛緩和は病院、療養院、ホスピスで、あるいは家庭看護の一環として、ホ - ムドクタ - による家庭で、ケアが行われる。オランダでは、非常にたくさんの人が家庭で死亡する。(年間約60000人がケア施設以外で亡くなるが、それに対して、療養院が20000人、病院が50000人である。) 自発的家庭終末ケア州支援会は、家庭で亡くなる状況で援護やケアを提供する自発的希望者の135の団体をコ - ディネ - トしている。精神的ケアの部門を整備している病院や療養院では、人々が人生の最後の仕事を遂行するような家庭の環境をつくりだしている。即座の訪問が可能で、家族にとっては、宿泊することも可能である。更に個々の小さな特別のホスピス運動も活動している。

4つの大学病院が苦痛緩和のための知識センタ - として指定されている。その病院は医師にもまた患者にも、最終照会病院としての機能を果たす。医師の職能団体は、一般的な苦痛緩和に対するものと、子供の苦痛や麻酔医の苦痛除去に関する学問の最新状態に基づく扱いに関するプロトコ - ルを発展させている。

更に、教育や研究において、絶えずより大きな注意が精神的ケアや苦痛除去に払われている。

[ 精神的苦痛 ]

これまで肉体的に耐えがたく、見込みのない苦痛をもった患者の安楽死や自殺帮助について話してきた。もうひとつの事例として、精神的に苦しんでいる患者の生命終焉に関する判例がある。精神的に苦しんでいる患者の自殺を助け、不可抗力を申請したある精神科医は、最高裁によって申請が承認されなかった(1994.6)。最高裁は患者の自殺帮助について罪があると見なしたが、罰を与えなかった。耐えがたく、見込みのない精神的苦痛を受けている患者に関して、非常に厳格な条件で、不可抗力を申請することができただろう、と最高裁は、医師の逮捕のときに指摘した。精神的な苦痛の患者の場合の重要な条件は、医師が、その要請が十分に理解され、慎重になされたものであることを確信しているのではないかという点である。第二の条件は、その苦痛がやはり真に見込みのないものだということである。それは、もはやこれ以上の治療は不可能だという意味である。苦痛の見込みのなさが客観的に確定できる肉体的苦痛と比較して、精神的苦痛の患者に関しては、それはほとんど不可能である。だから、最高裁は個々の治療可能性がもはや開かれていないほどの要求を出しているのである。

そのような状況とは、原則的には、精神的な苦痛の患者が自身ではもはや治療を望まないというようなものではない。司法大臣と厚生大臣は、非常に厳格な条件を考慮すると、精神的苦痛の患者の生命終焉は、非常に特別な状況においてのみ起こりうるものである、という見解をもつことを、議会に対して認識するように求めた。治療の可能性があれば、医師や精神科医が生命終焉の要請に応じることなど起こりえないのである。1995年4月の同事件に関する懲戒委員会の説明は、最高裁の説明の延長上にある。その精神科医はその行為に関して、注意を受けた。

[ 意思無能力 ]

「意思無能力」は、安楽死問題の議論に際して、自分で、生命終焉の要求ができない患者に対する集約的な言葉である。たとえば、全く、あるいはほとんど生存できないような状態で誕生した赤ん坊とか、長い昏睡状態や植物状態にある人々、深刻な痴呆症の患者などがあてはまる。

意思無能力者の生命終焉の領域については、判例はほとんど存在しない。とにかくこの種の事例では、特別な状況においてのみ、緊急事態の申請が承認される可能性がある。

司法大臣は起訴されたふたつの事件を提示したが、それは、まったくあるいはほとんど生存できない状態で生まれた赤ん坊の生命が終焉させられ、更にそれ以上の治療は医学的視点から無意味であると診断されたものである。ふたつの事件とも、裁判官の下にある。一つの事件では、裁判官は、最初の裁判で医師の緊急事態の申請を承認し、法的起訴から解放する発言をした。大臣は、起訴に至った事実でもって、同種の事例に対する基準が示されるような判例を希望している。

[ これまでの概略 ]

オランダにおける医師による積極的生命終焉に対する立法は、長い歴史がある。議会やメディアでの十数年にわたるオ - プンな社会的議論の後で、80年代に判例で、安楽死や自殺帮助で刑罰を課す必要のないとされる検査基準が形成された。医師や司法当局の人々がかれらの取扱いの検査基準を要求した。これらは1990年に実現した。1990年11月1日から、この司法長官の審査会によって作成されたガイドラインに基づく安楽死と自殺帮助の自発的報告の手続きが適用されるようになった。前のキリスト教民主党(CDA)と社会民主党(PvdA)の内閣は、レメリンク教授に指導される医学

と法律の専門家の委員会を設置したが、彼こそ実際にオランダでの医学的生命終焉措置に見取り図を与えねばならなかった人物である。この委員会は1991年9月に答申を提出した。もっとも重要な結論は、オランダの医師たちは、生と死の問題について注意深く関わっていることは明らかだということだった。委員会は内閣に対して、法的基礎をもった規則で自発的な報告手続きを設定することを提言した。内閣は埋葬法10条に定着させるような法的規定を決定した。それは以下のようなものである。

#### [ 10条 ]

1 自治体の検死官が、死についての説明から、引き渡しができないと考えた場合には、直ちに政府によって決められた様式の一般的指針を満たした報告を司法当局に提出し、更に直ちに戸籍役場の公務員に警告する。政府の以前の件の一般指針に対する選択は、厚生大臣によってなされる。

2 第一項の政府の一般指針は、掲載された官報の発行後、3か月以上たったときには、効力を有しない。掲載については、直ちにオランダ議会の両院に報告がなされる。

1993年の協定で、オランダ議会の両院が、新しい報告手続きを了承した、報告手続きが取り入れられた政府の一般規定が、1994年6月1日に発効した。

#### [ 数値 ]

オランダでは、1500万人のうち、年に130000人が亡くなる。死亡事例に関するアンケートや匿名の医師に対するインタビューに基づいて、レメリンク教授指導の調査委員会は、医師による生命終焉の年間の事例は以下のように概算した。

2300例の(患者の要請による)安楽死

400例の自殺幫助 最近の明確な要請なしの生命終焉の数値は、評価するのが極めて困難であるが、レメリンク委員会によって年間約1000事例あると見積もられている。それは、深刻な病気で苦しんでおり、その時点では自分の意思を知らせる力がもはやない患者の場合であった。あらかじめ患者の十分な表明があった場合か、あるいは、そのような状況になったら生命終焉をしてほしいという意思を既に知らせてあった場合である。

レメリンク委員会はこの形態の生命終焉を死の幫助と命名し、それ故、生命終了に関する通常の医学的措置とした。しかしながら、内閣はこの解釈を採用せず、明確な要請のない生命終焉のすべての事例が、報告され、検査されるという立場をとっている。このことは規則および報告手続きに関してもあてはまる。

委員会の研究報告によれば、オランダの医師たちは年に9000回、患者からの生命終焉の要請に直面する。従って、要請は応じられるよりも、ずっと多く拒否されるのである。現実から明らかなのは、生命終焉の要請に対する医師の理解を見いだした患者は、多くの場合、安らかに死、自然死で亡くなるのである。

1990年11月に安楽死と自殺幫助の報告手続きが適用されるようになって以来、報告しようという医師たちの熱意が増加している。

1991年には591例報告された。1例が起訴された。

1992年には1322例報告され、4例が起訴された。

1993年には1318例報告され、14例が起訴された。

1994年には1417例報告され、7例が起訴された。

安楽死、自殺幫助、そして要請のない生命終焉に関するオランダの議論は、終わったわけではない。責任のあるふたつの大臣は立法化は評価されていると報告している。その際、別の関心としては、医師が常に報告しているわけではないという事実が注目を浴びている、なぜなら、そうしたことはあってはならないからである。この評価研究の結果は、内閣の立場と共に、1996年以降国会に送られることになっている。

#### ・ 売春婦の学校 ( 訳 )

売春は最古の職業といわれながらきちんとした職能訓練はなかった----これまでは。

オランダでは売春婦が職能訓練を受けられるようになった。そこではコンドームの使い方も学べば税金の還付申請についても学ぶことになる。

「習うより慣れろ」。これがアムステルダムの赤線地区での合い言葉だった。しかし今では売春婦で組織された「売春情報センター ( P I C )」が訓練プログラムを提供している。

この組織はややこしい簿記や法律も教えればコンドームの知識や常連客をつかむコツも教える。

P I C は、アムステルダムの飾り窓地区の中心部に昨年設立された。設立者はコールガール出身のマリスカ = マヨール、26歳。「理想主義なんかじゃなくて、昔の同僚の役に立ちたかったんです。」と彼女。

売春婦養成の初級課程は二月開始で、午後の授業が6回あり費用は160ドル。

「『売春』とは何を意味するか、についてから始めます。」とマヨールはいう。「売春とは何かを説明して、売春宿とか自分一人でやるのとかいろんな営業法も話します。」。

13世紀からの売春の歴史についての絵や写真を使った説明もある。

理論の後は実践だが、手始めはsex barでの実地訓練だ。マヨールは言う。「何が起きているかを自分の目でしっかり見ればそれが正しい仕事かどうかよく分かるはずです。」

第二課では客を装った役者を相手に誘惑術を試すことになる。

初めのうち難しいのは値段の交渉だ。ベテランの売春婦が秘訣を伝授する。

税金などの経営に関することも学ばねばならない。マヨールによればコンドームやクリーム、革製の服、それに鞭や付け爪といったものは控除の対象となる。

投資についての説明も受けることができる。

「健康に関しては念入りに繰り返し教えます」

一般的な性行為感染症についてスライドを使った講義がある。そしてどのくらいの頻度で医者に行きどんな検査が必要かを学ぶ。

皆で乾杯して講義は終了である。

いずれにせよ、禁止するのではなく、コントロールするという発想が現れているのである。

#### メーガン法の推移に関する資料

Megan's Law:

Connecticut's Sex Offender Registration and Community Notification Law

Compiled by

Susan K. Smith, Attorney at Law

Hartford and Avon, Connecticut

On March 5, 2003, a unanimous Supreme Court ruled that Connecticut and other states may post the pictures of convicted sex offenders on the Internet without violating their constitutional rights. Richard Blumenthal, CT's Attorney General, said the registry will be back on line in 2 to 3 week after having been closed for two years. Link to CONNECTICUT DEPARTMENT OF PUBLIC SAFETY et al. v. DOE, individually and on behalf of all others similarly situated, No. 01?1231. Argued November 13, 2002?Decided March 5, 2003

November 12, 2002: United States Supreme Court Heard Oral Argument on in Case Concerning Connecticut's "Megan's Law." On May 20, the U.S. Supreme Court agreed to review the lower court decisions which closed Connecticut's sex offender registry. Connecticut Department of Public Safety v. Doe, Supreme Court Docket No. 01-1231. The Connecticut district court (Chatigny, J.) closed the registry, ruling that publication of convicted offender's personal data without a hearing to first determine their dangerousness would violate their constitutional right to due process of law. The U.S. Court of Appeals for the 2nd Circuit upheld Judge Chatigny's ruling, reasoning that Connecticut had a legitimate interest in protecting the public from crime, but that its law was "too blunt" and "fails to accommodate the constitutional rights of persons . . . who are branded as likely to be currently dangerous offenders irrespective of whether or not they are."

In its brief to the Supreme Court, Connecticut argued that hearings to determine dangerousness would be too burdensome and that it had a legitimate safety interest in providing the information to the public. The Supreme Court's decision will directly effect similar laws in more than twenty states.

Sex Offender Registry Closed to Public. On October 20, 2001, the Federal Appeals court affirmed the lower court ruling of Judge Robert Chatigny. In *Doe v. Department of Public Safety*, The Second Circuit Federal Court of Appeals ruled that Connecticut's sex-offender registry must remain off the Internet and out of the hands of the public until the state can narrow the list to those who are a danger to the public. In an opinion by Judge Robert D. Sack, the court ruled that Connecticut's "Megan's Law" violated the Constitution because it did not provide an opportunity for sex offenders to show they are not a "present danger." The law therefore unfairly stigmatizes previous sex offenders as dangerous. The Connecticut legislature could cure the constitutional defect by enacting new legislation providing a procedure that satisfies due process to insure that offenders are given an opportunity to demonstrate that they are not a present danger. Connecticut's Attorney General has promised to appeal the ruling to the U.S. Supreme Court.

The Registry was closed on May 18, 2001 pursuant to Judge Chatigny's order. Connecticut's public registry drew fire because all offenders were included regardless of whether there was a finding of whether they posed a danger to the public. Opponents felt that it amounted to double punishment of offenders. Judge Chatigny ruled that the law violated the constitutional guarantee of due process because there is no procedure for offenders to challenge their inclusion in the public registry. Offenders are still required to register and the registry will be maintained for law enforcement purposes.

Abstract: The law, (Public Act 98-111) effective October 1, 1998, provides for mandatory registration by persons convicted of a broader range of sexual crimes toward children and sexually violent crimes. The new law also provides for a central registry to be developed and maintained by the Dept. of Public Safety, which agency must periodically verify the addresses reported and notify local law enforcement agencies. The Department must also make the registry publicly available, advertise its availability and publish it on the Internet. Persons covered by the act must maintain their registration for 10 years. Persons who are convicted of certain serious crimes, or who are declared not guilty by reason of insanity, must provide DNA samples. Persons who fail to register are subject to the increased penalty of a Class D Felony.

New: Public Act 98-135. Community response education program to be offered to neighborhoods and municipalities that have been notified pursuant to section 54-102r of the general statutes, as amended, that a person who has registered under said section is or will be residing in that community.

#### News Briefs

NYT Article: Monday, May 22, 2000. Sex Offender Listings on Web Set Off Debate By PAUL ZIELBAUER. Critics say online registries, while popular with the public, are a "quick fix" to a complex issue and could stigmatize and victimize marginal

offenders and ultimately produce more sex crimes than they prevent.

January 12, 2000. Judge Rules on Notification Limits. MINEOLA, N.Y. (AP) - Real estate agents are not required to inform prospective house buyers about the backgrounds of their neighbors - even if one of the neighbors is a pedophile, a judge has ruled. New York law requires real estate agents and homeowners to tell prospective buyers about known physical defects in the house and property. But when it comes to the neighbors, agents do not have to voluntarily disclose anything, although they are prohibited from concealing information, Judge Bruce D. Alpert said in a ruling dated Jan. 7 and released Tuesday. ``New York adheres to the doctrine of caveat emptor,' ' or buyer beware, he ruled. ``Any other ruling would have brought chaos to the real estate market,' ' said Michael Ciaffa, an attorney who represented real estate agents Barbara Mazzitelli, Davidine LeBoyer and Natalya Skvirsky. The agents ``concealed nothing, and are relieved and gratified,' ' Mazzitelli said.

September 21, 1999. Constitutionality of DNA data bank upheld. The Second U.S. Circuit Court of Appeals upheld the Connecticut statute which requires convicted sex offenders to submit a blood sample to the DNA data bank. The Court ruled that the law did not constitute an unreasonable search and seizure. Link to the New York Law Journal story.

August 18, 1999. Link to MSNBC.com article: Megan's Law expands to the Internet : Parents research sex offenders, but not without controversy. Sidebar: Are online registries fair to offenders? Links to state registry laws nationwide.

August 17, 1999. Massachusetts authorities have disclosed an unintended result of that State's offender registry law. There has been a "an incredible reduction in the number of guilty pleas, and increases in trials" because persons accused of sex crimes wish to avoid being listed in the registry. Source: Boston Globe story (no longer linked).

August 9, 1999. The State Supreme Court ruled that State probation officers have the discretion to require that sex offenders register even if their crimes are not specifically mentioned in the State's registration law.

June 1, 1999. The state House of Representatives approved amendments to Megan's Law that would cover additional crimes and would apply to some persons who committed their offenses out of state. The bill approved by the House also requires violent sex offenders to register for life rather than 10 years. The bill adds child pornography to the list of sex offenses requiring registration. The bill also requires those convicted of sex offenses elsewhere to register in Connecticut if they move to the state temporarily or regularly work or attend school here. The bill would also allow judges to exempt those convicted of less serious offenses from registration, and would give judges discretion to prevent disclosure of information concerning cases in which the victim and offender are in the same family. The bill now goes to the Senate. Some of these changes were called for by the Connecticut Sexual Assault Crisis Service, a statewide victims' advocate coalition. It was approved in the House by a 130-7 vote.

New York Court of Appeals delivers blow to prosecutors limiting application of NY's Megan's law. New York's highest court held that some sex offenders have a

limited right to appeal orders that will subject them to registration and community notification rules after their release from prison. Link to May 7, 1999 New York Law Journal article.

Excerpt: Hartford Courant,\* Wednesday, April 7, Megan's Law Adds Wrinkle For Home Sellers, Realtors. By RACHEL GOTTLIEB

An elderly couple in East Hartford thought they'd found the perfect buyer for their longtime home. A young couple with children signed a contract for the house. Before the deal closed, though, the young parents learned that a convicted sex offender was living in the neighborhood and they tried to back out of the contract, according to a lawyer whose firm represented one of the parties. Real estate agents and sellers . . .worry that this kind of incident could become commonplace as . . .buyers grow increasingly aware of where sex offenders live. . . .In the East Hartford case, the sellers stood their ground and . . . the deal went through. . . .Real estate agents are lobbying for a bill that would relieve them of the responsibility of disclosing the presence of sex offenders in a neighborhood.

. . . .One problem with the state's Internet listing, Fercodini said, is that it doesn't differentiate between offenders who are not predators - such as those convicted of statutory rape in which both parties consented - and those who could be more dangerous. And there's no guarantee the Internet site will always be updated, real estate agents say. They worry that if they give out faulty information, they'll be blamed later.

Excerpt: Norwalk man's case prompts sex offender list changes. HARTFORD, Conn. (AP) March 23, 1999. A Federal judge has proposed changes in the way people on the state's Internet list of sex offenders are described. U.S. District Court Judge Robert N. Chatigny Monday denied a Norwalk man's request to be kept off the list of sex offenders. However, the judge said that by explicitly stating on the Internet Web site that the people listed are not necessarily dangerous, the state and the Norwalk man identified as ''Steven Doe'' may be able to settle Doe's case without a trial. Attorney General Richard Blumenthal agreed to make the changes which he said could help the state fend off a class-action suit brought by the Connecticut Civil Liberties Union. . . .Doe had complained that being listed on the registry prompted vandals to throw eggs and rocks at his house, led to harassment of his family and caused him to lose work and to feel shunned by his friends and acquaintances.

Excerpts: Victims: Megan's Law Backfires. By Rachel Gottlieb Hartford Courant March 3, 1999 The last thing the mother of a 4- year-old victim of sexual assault wanted was for law enforcement officials to notify the perpetrator's community of his crimes and his address. The offender, after all, was the girl's father. And following years of intensive counseling for the whole family, Mom and Dad reconciled so Dad's address was the same as the little girl's.

. . . . Then came Megan's Law - the law designed to protect the community from sexual predators by requiring them to register with police. The information is available at police stations and posted on the Internet, and sometimes more broadly advertised by police, probation officers and even school officials.

It surprises no one that there are objections to Megan's Law. But the backlash is coming from unexpected quarters: some victims of sexual assault. All this public disclosure - particularly in cases of incest or spousal sexual abuse - is ``outing'' the victims, explains Gail Burns-Smith, director of Connecticut Sexual Assault Crisis Services. And then they end up feeling victimized all over again.

. . . . Lawmakers are getting an earful now. Rep. Michael P. Lawlor, D-East Haven, House chairman of the judiciary committee, can tick off examples similar to Susan's. There's the woman, for example, who was concerned about fliers her child's school sent home with pupils about a sex offender living in the neighborhood. The offender is the woman's husband and the father of their child. He had been convicted of statutory rape years earlier when the woman was 14 - too young to consent legally - and her husband was around 17. ``She became pregnant and the child was the result,'' Lawlor said. ``I don't think there's a person in the state who thinks it's a good idea for a notice like this to go home with the child. It's an example of a weird outcome no one intended.''. . . . ``These guys are sex offenders, but they're not sexual predators.''

. . .

The mere threat of community notification can be enough to prevent a couple from reconciling. Susan, for example, said she and her husband worried about the school in her neighborhood distributing fliers showing her husband's picture and listing his address. If it came to that, she said, her husband would not have moved home.

. . . Examples such as these are expected to become the stuff of new debate about reforms proposed for the law. The latest version of the statute created an 11-member committee to study issues related to registration and report findings to the governor. In hearings around the state, sexual assault victims and their advocates took their turn criticizing the law.

. . . .

``For the first time, policy makers have begun to hear the other side of the story,'' said Burns-Smith, of the East Hartford-based victims advocacy group and a member of Ment's committee. . . . Nationwide, 90 percent of children who are sexually assaulted know their assailants, compared with 66 percent of victims age 18 to 29, according to a 1997 U.S. Department of Justice study. Burns-Smith also said the prospect of being branded for life under Megan's Law could make perpetrators more reluctant to plead guilty to sex charges - choosing instead to go to trial. In most cases, the victims then would have to testify.

. . . . .

Proposed legislation incorporates some of the recommendations made by Ment's committee. One measure would give judges some discretion to restrict disseminating a convicted offender's registration information to police, meaning the information would not be posted on the Internet or distributed to neighbors. This restriction would apply if the judge finds this would not expose the public to risk and that public notification would likely reveal the victim's identity.

. . . . .  
The legislature's judiciary committee will schedule hearings on the governor's bills on Megan's Law. But few expect any changes coming out of this session to be the final word on the law. Ultimately, said Jack Cronan, executive assistant state's attorney, the U.S. Supreme Court likely will take up one of the nation's myriad versions of Megan's Law, when someone challenges the law on the grounds of cruel and unusual punishment or of whether it constitutes double jeopardy.

Linked Article: Washington Post. "Exposed: Online Registries Of Sex Offenders May Do More Harm Than Good." By Susan R. Paisner. Sunday, February 21, 1999; Page B01 (link may be self-extinguishing after March 7, 1999).

Editorial: Hartford Courant, Wednesday, Jan. 27, 1999 Time To Tinker With Megan's Law. Connecticut's version of Megan's Law needs fine-tuning. That is especially evident since a list of about 1,400 convicted sex offenders was posted on the Internet this month.

In its present form, the list fails to distinguish between the truly dangerous and those unlikely to cause further harm. It serves more as a curiosity than a helpful tool to inform and educate the public about sexual predators.

The purpose of Megan's Law is to prevent sex crimes and safeguard those who might unknowingly live near a dangerous sex offender. As it stands, the electronic list is a curiosity with the potential to alarm people unnecessarily and even ruin lives.

Judge Aaron Ment, chairman of an advisory committee recommending changes in Megan's Law, concurs that the list is too inclusive. In his opinion, it actually waters down the statute named for Megan Kanka, a New Jersey child killed by a neighbor on parole for a sex offense.

Connecticut's list misuses information because it does not differentiate between a criminal threat and a teenager who had consensual sex with an underage girl. Consequently, it is harder for the public to find information it needs.

Nor does the list take into account the consequences to innocent victims. For example, in the case of incest, revealing the attacker can be tantamount to revealing the victim.

Judge Ment's committee has come up with some savvy suggestions that would clarify this hodgepodge and improve public safety at both ends of the system. Moreover, the proposed changes address the importance of educating the public in how to use the information.

The committee recommends giving judges discretion to exempt certain low-risk sex offenders at the time they are sentenced. They would still have to register with authorities after their release from prison but would not be publicly listed as potentially dangerous. Judges, too, would decide whether a young victim of incest would be harmed by the public identification of his or her attacker.

This is not a softening of the law. Murderers whose motivation was sex but were



not charged specifically with sexual assault would be included on the list. So would those convicted of possessing child pornography or of fourth-degree assault, a misdemeanor.

The most sensible strategy for protecting the public from predators is to encourage rehabilitation of offenders. As the committee suggests, any serious attempt to increase the effectiveness of Megan's Law must include proper assessment, treatment and increased supervision of sex offenders before and after their release.

Lawmakers should respond to the committee's thoughtful recommendations by improving this evolving serpent before it does more harm than good.

Abstract: Hartford Courant, Saturday, Jan 16, 1999 Expanded Megan's Law List Urged. By STEPHANIE BRENOWITZ

The Hartford Courant reported that an advisory committee is recommending more crimes be included in the law requiring registration. . . .

In community meetings held by the committee around the state, people said they wanted their police departments or their schools to send them a letter every time a convicted sex offender gets out of prison and moves nearby. . . . The committee's supported current state guidelines that call for local police to make a case-by-case decision about sending out such notification letters. And it suggested that sex offenders be screened by treatment professionals to determine their level of risk to the community - assessments that could be used to figure out which offenders the community should know about.

The committee also recommended the following:

Those convicted of possessing child pornography or of fourth-degree sexual assault . . . should be required to register.

So should those who have been convicted of a felony, such as murder or robbery, in which sex was the motivation. . . .

A teenager convicted of statutory rape should be excused from the list if the judge determines that the relations were consensual and the offenders are not sexual predators.

In cases of incest, where the victim could be identified by relationship to the attacker, public notification should be suspended if the perpetrator is determined not to be a danger to the community.

The state should expand its treatment programs in prison and its supervision of sex offenders on probation and parole.

The public should be educated in preventing child abuse and the limitations of the registry; sex offenders who have not been reported or convicted are not identified and may pose the greatest risk to children.

The legislature is scheduled to take up revisions to Megan's Law again this session, even though its last version of the bill just took effect on Oct. 1.

Abstract: Hartford Courant, Saturday, Jan 2. Web Site Lists Sex Offenders. By FRAN SILVERMAN

The Hartford Courant reports that state police Friday posted pictures, names and addresses on the Internet of residents who were convicted of sexual offenses in the past decade. The site drew more than 1,500 hits in the first eight hours of 1999, Public Safety Commissioner Henry Lee said. The names of about 500 convicted sexual offenders are included. Eventually, 1,700 offenders who have been convicted of crimes ranging from inappropriate touching to rape will be listed.

. . . . The site officially went up Thursday at midnight. Police worked through New Year's Day to add the names of more than 100 offenders who registered Thursday night. Offenders who don't register are subject to additional felony charges. . . .

At registration, DNA samples, photographs and fingerprints of the offenders are taken and stored in a database. Police verify addresses and other information. . . . Police will begin tracking unregistered offenders next week. Debbi Lindsay, president of the Connecticut Chapter of the Megan Nicole Kanka Foundation, said that people can now access the list themselves. . . . Proponents of the site say it enables parents to show their children pictures of offenders and caution them to keep away. Some parents are pushing for police to notify a community if a convicted sexual offender moves into the area.

Witchunt. . . . Others say the Internet site may do more harm than good. ``To me, it's a witch hunt,' ' said Katherine Zapadka, director of case management for Reliance House, a Norwich center that treats adults with mental illnesses. ``Do you want to rehabilitate people or scapegoat them? The list leaves people with no hope whatsoever of redemption, and I think that's evil.' ' Zapadka said the public does not know the whole history behind a sexual offense or its severity. The web site lists the charges that resulted in convictions, but not the details of the case. While Zapadka agreed that the public should be given information about offenders convicted of repeatedly molesting children, she said other offenders shouldn't be listed.

``Nobody is making the distinction between someone who may have attacked a date in college and someone preying on children for years - and there is a big difference between those groups,' ' she said. She feared for the safety of past offenders who were able to change their ways.

``I can imagine mobs forming and public stonings. Certainly these people will be fired from their jobs or hounded out of them,' ' she said. . . .

. . . . Lee cautioned residents not to panic if they see somebody on the list who lives nearby or whom they know. ``There really is no reason for alarm or to move right away to a different house,' ' he said. ``Leave the law enforcement to the law enforcement officers.' '

January 30, 1998. MIDDLETOWN, Conn. (AP) - Connecticut residents with Internet access soon will be able to go online and see if there are any convicted sex offenders living nearby. The state police are coordinating the effort, which goes into effect on Friday. Beginning Jan. 1, they will post on the Department of Public Safety's World Wide Web site the so-called Megan's Law list, which includes the names of convicted sex offenders, their addresses, the nature of

offense and, in most cases, photos of the perpetrators. . . .

The list will include the names of 622 sex offenders who already have registered with authorities, as well as those who have been convicted of sex crimes but have not registered, as required by law.

"There could be several hundred who haven't registered. We are hoping these people come forward and register voluntarily," said Henry Lee, director of the state Department of Public Safety, "They have three more days to come forward. If they don't, our detectives will start looking for them," he added. "Those who don't come forward and register face felony charges. They can be imprisoned up to five years," Chief State's Attorney John Bailey said.

Under the new law, responsibility for keeping track of sex offenders was transferred from local communities to the state police. In addition to the Web site, printed copies of the lists will be available at state police barracks and at local police stations. . . . Fitzgerald said authorities think they will find some of the unregistered sex offenders after the list goes online. Anyone convicted of sex crimes ranging from improper touching to rape is required to register. . . .

The state police, in addition to making new photos of those who register for the list, also fingerprint them, and take samples of their blood and DNA. That evidence is stored and used by police investigating unsolved sex crimes. . . .

Lee noted that there are some 1,700 sex offenders currently in Connecticut prisons. Each of them will be required to register and will be included on the list of sex offenders when released from prison. . . .

Abstract: List Should Have Been Released. By DAN UHLINGER. (Hartford Courant December 11, 1998\*).

The state Freedom of Information Commission ruled that Willimantic police should have released a list of sex offenders in August despite an ongoing murder investigation into the death of 11-year-old Angelica Padilla. A suspect on the list was later arrested and charged with the slaying. The complainants in the case against the FIC argued that the list was compiled not for the purpose of any police investigation but solely to provide the public with information mandated by Megan's Law.

Abstract: Officer Stresses Parent Awareness. By CHRISTINE DEMPSEY (Hartford Courant, Oct. 17, 1998)\*

The Hartford Courant reported that East Hartford Police Commander Robert Kenary is warning community groups against over-reliance on "Megan's Law," which he calls a "false sense of security." Kenary warns that the lists and registries only contain a fraction of the perpetrators who prey on children. He cited two alarming statistics: (1) 95% of children are victimized by people they know; (2) none of the perpetrators arrested in E.H. in the last two years was listed on any registry. Parents would be better advised to carefully watch the people their children associate with. Kenary described the two types of sexual predators, the type that are preferential to children and the type that are situational, or

opportunistic. Predators don't focus exclusively on children but do focus on children that come from dysfunctional families. Predators "groom" their victims and gain the trust of their families.

Abstract - Rallying For Tougher Megan's Law By Stephanie Brenowitz. Courant September 21, 1998 \*

The Courant reported that two incidents in Connecticut have inspired local activists to work for an even tougher Megan's Law in Connecticut. The most recent incident was the tragic death of 11-year-old Angelica Padilla of Willimantic who was killed by a neighbor who had been convicted of sexual assault and was registered on the local list at a different address. It was disclosed that last year in Naugatuck a sex offender was found living across the street from an elementary school. In both instances, because no notification was made directly to the community, parents and neighbors did not know that a convicted perpetrator was living in the area. Connecticut's law changed on Oct. 1 to allow for more public disclosure, including an Internet list, but activists argue that the law should be stronger, like the original New Jersey law which requires letter notification.

Legislative History:

Judiciary Committee Report on AN ACT CONCERNING PERSISTENT SEXUAL OFFENDERS  
Legislative Summary of SB 65, AN ACT CONCERNING PERSISTENT SEXUAL OFFENDERS  
(219k)

Legislative Report 98-R-0155. Legislative research done prior to passage of new bill comparing New Jersey and Connecticut's Megan's Laws relating to Community Notification. (229k)

Legislative Research Report 98-R-0030. Federal sexual offender registration immunity and state law.

Judiciary Committee Transcript of public session 02/23/98 (91k)

House Session Transcript for 05/02/98 (floor debate).

Will probably be codified at Conn. Gen. Stats. § 52-102r, et seq.



【脚注】

- \*1) アジアから人間を考える 日本人のアジア観 4 尹健次  
<http://www.osakagas.co.jp/Cel/Cel144/Html/99htm>
- \*2) 2004年に注目すべき書物が出版された。平山洋『福沢諭吉の真実』文春新書である。福沢の全集は、編集者である石河幹明が帝国主義的な自身の立場によって、福沢の言説でないものも含めて挿入し、真実とは異なる福沢像を形成したのだ、という主張である。確かに、脱亜論はアジア諸国、特に朝鮮の排外的な政治に失望して、日本独自で歩むべきであるとする論であって、それ自体がアジア蔑視的な内容を含んでいるわけではないとも読める。今後の研究に待つところであろう。
- \*3) 新渡戸稲造 全集第1巻、45ページ
- \*4) 新渡戸稲造 全集1巻 162ページ
- \*5) 新渡戸稲造 全集1巻 16ページ
- \*6) 新渡戸稲造 全集1巻 243ページ
- \*7) ベネディクト『菊と刀』長谷川松治訳 p5-6
- \*8) 同上 p244-260
- \*9) 同上 p293
- \*10) 中根千枝『タテ社会の人間関係 単一社会の理論』p26-28
- \*11) 同上 p67
- \*12) 同上 p138
- \*13) 土居健郎『甘えの構造』1971.2.25 弘文堂 p23
- \*14) 同上 p24-25
- \*15) 同上 p48
- \*16) 現在では、旧来の風車は本来の意味で使われていることはほとんどない。観光用になっていて、大抵内部を安い料金で見学させている。一方、街灯用の発電装置として、新しいタイプの風車があちこちにあるが、これは日本の高速道路などでも見ることができる。
- \*17) "チュリーップ" Microsoft(R) Encarta(R) Encyclopedia 2000.
- \*18) <http://www.holland.or.jp/trade/kankyo2a.htm>
- \*19) <http://www.netlink.co.uk/users/vess/dutch.html>
- \*20) Allison R. Shiff, David B. Wexler 'Teen Court: Therapeutic Jurisprudence Perspective' in "Criminal Law Bulletin"
- \*21) 2004. 08. 27読売新聞
- \*22) Paula A. Nessel 'Teen Court: National Movement' in "Technical Assistant" No. 17 American Bar Association-- Division for Public Education p2
- \*23) Sharon J. Zehner 'Teen Court' in "FBI Law Enforcement Bulletin 1997
- \*24) 有本美幸「少年非行の抑制および福祉的側面から見たteen court」『法と政治』47巻2、3号 1996.9 p189
- \*25) "Report on the teen court programs in North Carolina" Administrative Office of the Courts 1995.3.15 p12 この内17名は複数の罪があったが、第一のものがあげてある。
- \*26) P J Y E p50
- \*27) P J Y E p53
- \*28) 多くのteen courtでは、唯一常勤のスタッフとして、コーディネーターがおかれている。なお、山口は、この点での情報提供が不十分であると、teen courtは特に、黙秘権などのミランダ原則を放棄する規定を含むことが多いので、子どもの権利を侵害する危険性があると指摘している。山口直也編『ティーンコート』現代人文社
- \*29) "Report on the teen court programs in North Carolina" Administrative Office of the Court 1995.3.15 p4
- \*30) "Report on the teen court programs in North Carolina" Administrative Office of the Court 1995.3.15 p5
- \*31) P J Y E p10
- \*32) Paula A. Nessel "Technical Assistant" No. 17 American Bar Association-- Division for Public Education p 1
- \*33) Sharon J. Zehner 'Teen Court' in "FBI Law Enforcement Bulletin 1997 p8
- \*34) P J Y E p11
- \*35) P J Y E p5
- \*36) P J Y E p6
- \*37) P J Y E p45
- \*38) Michele L. George 'Teen Court:What All The Hipe is About' in "The Colorado Lawyer" 1996.10 vol.27 No.10 p65
- \*39) 有本前掲 p187
- \*40) P J Y E p41
- \*41) Paula A. Nessel 'Teen Court: National Movement' in "Technical Assistant" No. 17 American Bar Association-- Division for Public Education p7
- \*42) 有本前掲 p198-199
- \*43) 山口直也「カリフォルニア州カラバサス市のティーンコート」p8-9
- \*44) ただし、teen courtへの委託機関が本人の確認なしにteen courtに送る場合もあるという事例は問題であるように思われる。Sharon J. Zehner 'Teen Court' in "FBI Law Enforcement Bulletin 1997 p9
- \*45) Allison R. Shiff, David B. Wexler 'Teen Court: A Therapeutic Jurisprudence Perspective'
- \*46) P J Y E p30
- \*47) Anglie McCullough, Cindy Martin, Lucita Pope, Gordon Esterline "Teen Court Program Research Project Submitted to: Dr. Robert Vernon Social Research SOC 330" 1995.4.18
- \*48) P J Y E p30
- \*49) P J Y E p29

- \*50) Paula A. Nessel 'Teen Court: National Movement' in "Technical Assistant" No. 17 American Bar Association-- Division for Public Education p7
- \*51) Paula A. Nessel 'Teen Court: National Movement' in "Technical Assistant" No. 17 American Bar Association-- Division for Public Education p9  
Teen Court: Empowering Teens to Judge Teens,  
David J. Chaffee, Teen Court Coordinator, Denver Bar Association  
Teh Colodado Lawyer /12.1993 vol.22 No.12 はコロラドでは再犯という点ではめざましい成果をあげたと述べている。 p2521
- \*52) 有本 前掲 p195
- \*53) "Report on the Teen Court Program in North Carolina" p14-15
- \*54) Paula A. Nessel 'Teen Court: National Movement' in "Technical Assistant" No. 17 American Bar Association-- Division for Public Education p9
- \*55) P J Y E p47
- \*56) Tracy M. Godwin, 'A New order in the court' in "LAW AND JUSTICE" 1997.1/2 vol40-1 p14
- \*57) Scott Matson, "Megan's Law A Review of State and Federal Legislation" 1997.10 p3
- \*58) op.cit p4
- \*59) op.cti p4
- \*60) 'Case Driving 'Megan's Law' Results in Murder Conviction Jury to Decide' Washington Post 1997.5.31
- \*61) Lisa L. Colangelo 'The Home News ¥& Tribune'97.5.10
- \*62) Lisa L. Colangelo 'The Home News ¥& Tribune'97.5.31
- \*63) Greg Trevor 'The Home News ¥& Tribune' 97.5.13
- \*64) Lisa L. Colangelo 'The Home News ¥& Tribune' 97.5.10
- \*65) Peter Verniero, Charles R. Buckley, James Mosley, "United States Court of Appeals for the third Curcuit" vol1 1997.8.20 p7
- \*66) op.cit. p8
- \*67) Scott Matson op.cit. pi
- \*68) 'Case Driving 'Megan's Law' Results in Murder Conviction Jury to Decide' Washington Post 1997.5.31 'N.J. Megan's Law is back in effect' Washington Post 1996.4.14)
- \*69) 'National 'Megan's Law' is approved in House' Washington Post 1996.5.8
- \*70) P.Verniero op.cit. p10
- \*71) <http://www.westdeptford.com/wdpdmeg.htm>
- \*72) P.Verniero op.cit. p11-13
- \*73) <http://www.westdeptford.com/wdpdmeg.htm>
- \*74) <http://www.westdeptford.com/wdpdmeg.htm>
- \*75) P.Verniero op.cit. p17
- \*76) P.Verniero op.cit. p22
- \*77) 'Sex Offender Law Upheld' Washington Post 1995.2.26 'Judge Negates Sex Offender Law' Washington Post 1995.3.1
- \*78) 法律的な批判は、Michele L. Earl-Hubbard 'The Child Sex Offender Registration Laws: The Punishment, Liberty Deprivation, and Unintended Results Associated with the Scarlet Letter Laws of th 1990s' "Northwestern University Law Review" vol190. No2 1996
- \*79) P.Verniero op.cit. p20
- \*80) P.Verniero op.cit. p35-48
- \*81) <http://www.hsnp.com/megan>
- \*82) 'California's Megan's Law--the first year' <http://caag.state.ca.us/megan/firstyr.htm>
- \*83) 'Fifty years of Sex Offender Registration' <http://caag.state.ca.us/megan/fifty.htm>
- \*84) 'Lifting the Shroud of Secrecy' <http://caag.state.ca.us/megan/meganrpt.htm>
- \*85) 'The first setp: Beginning to Inform the Public' <http://caag.state.ca.us/megan/setp.htm>
- \*86) 'California's Megan's Law--the first year' <http://caag.state.ca.us/megan/firstyr.htm>
- \*87) Scott Matson "Megan's Law A Review of State and Federal Legislation" 1997.10
- \*88) 'Sonoma County cedes Justice to vigilante' <http://www.freestone.com/meganslaw.html>
- \*89) 'The Press Democrat goes to Parolee Hunting with Local Law Enforcement' <http://www.freestone.com/meganspdphoto.html>
- \*90) 'Megan's Law reveals another Victim' <http://www.freestone.com/megans98law.html>
- \*91) 'Megan's Law enables MEGA criminals' <http://angelfier.com/id/vista/felony.html>
- \*92) P.Veniero op.cit. p24
- \*93) 'Results : Safer CommunitiP.Veniero op.cit. p24es' <http://caag.state.ca.us/megan/results.htm>
- \*94) Steven Martin Cohen 'Megan's Law: Admission of Failure' <http://www.pessedoff/cig-pisseoff/hn/get/forums/megan.html>
- \*95) [bannaj2@aol.com](mailto:bannaj2@aol.com) 'I agree' <http://www.pessedoff/cig-pisseoff/hn/get/forums/5html>
- \*96) Cathy 'Megan's Law or the Scarlet Letter' <http://www.pessedoff/cig-pisseoff/hn/get/forums/16html>
- \*97) Sarah Samis 'I agree to a certain extent' <http://www.pessedoff/cig-pisseoff/hn/get/forums/1html>

- \*98) [dddiane@wsbnet.com](mailto:dddiane@wsbnet.com) 'Untitled'  
<http://www.pessedoff/cig-pisseff/hn/get/forums/6html>
- \*99) Lauren Whitmore 'Megan's Law was a rushed piece of legislationNT'  
<http://www.pessedoff/cig-pisseff/hn/get/forums/megan/9/1html>
- \*100) The Libertaian Party 'Lebertarians ask: Will Megan's Law protect politicians -- or our children?' <http://www.lp.org/rel/970829-Megan.html>
- \*101) 'Megan's Law Others Languish in D.C.' Washington Post 1997.6.30
- \*102) Hon. Ronald W. Lowe 'Teen court--a jury of a juvenile's peers' in "Michigan Bar Journal" 1998.8 p800
- \*103) 近年のスウェーデンの刑事司法の変化はそのことを成人に対しても、適用させようという試みであると理解できる。坂田仁『犯罪者処遇の思想--懲治場からスウェーデン刑政へ--』慶応通信参照
- \*104) <http://www.literascope.com/Readers/Reader/1997Spring/sambo.html> }

2005年3月になって新しい動きが生じた。

差別批判で絶版、「ちびくろ・さんぼ」復刊へ...瑞雲舎（読売新聞）

ロングセラー絵本として親しまれながら、人種差別的との批判を受け、絶版になったままだった岩波書店版「ちびくろ・さんぼ」が別の出版社から来月復刊されることが2日分かった。

新たに版元となる「瑞雲舎」（東京都港区）には、書店からの注文が相次いでいる。

「ちびくろ・さんぼ」はイギリスのヘレン・バンナーマンが19世紀末に執筆。ジャングルでトラに脅された黒人の子供が、機転を利かせて危機を切り抜ける物語で、日本でも数十種の翻訳が出たが、中でもフランク・ドビアス絵の岩波書店版（1953年発売、光吉夏弥訳）が決定版として100万部以上売れた。

しかし88年、内容が「黒人差別を助長する」といった批判が市民団体などから起き、各社は相次いで絶版処分を決定した。

その一方、詩人の谷川俊太郎さんが「作品の力を認めたいうえで、差別を考える教材として残してもよいのではないかと発言するなど、絶版は性急過ぎたとの意見もあり、検証本の出版やシンポジウムで議論が重ねられ、99年には著者の絵を用いたオリジナル版（径書房）も出た。

瑞雲舎の井上富雄社長は、「他の絵本と比較しても文章表現に差別は見あたらないと思う。絵がきれいで親しまれた岩波版は、次世代に残す必要がある」と話している。岩波版で収録された二話のうち、さんぼを追いかけたトラがバターになる結末で有名な一話目だけ、ほぼそのままの形で収録した。

[ 2005年3月3日3時8分 ]

- \*105) 毎日三重版
- \*106) ベルギーでは2003年にイスラム教徒の移住者たちが政治組織を結成し、アラビア語を第4の公用語にせよという要求を掲げた。  
カナダもそれに近い。
- \*107) カナダもそれに近い。
- \*108) 矢内原忠雄「朝鮮統治上の2、3の問題」全集4巻岩波書店  
アイルランドではアイルランド語を捨てて英語に公用語を変えた歴史がある。言語的には英語化が進んだが、そのことによって英国への帰属意識が形成されたわけではなかった。  
レーニン全集19巻
- \*109) Wolfgang Mitter and Leonid Novikov 'Educational Policy and Minority issues in the Soviet Union' Colin Brock and Witold Tulasiewicz "Cultural Identity and Educational Policy"1985
- \*110) FREE FOR ALL - Watch Your Language. The Washington Post, December 17, 1988, FINAL Edition
- \*111) Bilingualism and the Backlash. The Washington Post, July 28, 1986, JONATHAN YARDLEY
- \*112) LETTERS TO THE EDITOR - The Importance of Being Bilingual. The Washington Post, July 09, 1988,
- \*113) U.S. Mass Media Building Bridges to Bilingualism.  
The Washington Post, January 03, 1989, FINAL Edition  
By: Jay Mathews, Washington Post Staff Writer
- \*114) Here, Opportunity Speaks English Will \*Bilingualism\* Condemn Immigrants To the Ultimate Racism? The Washington Post, June 26, 1983,  
By: Neil Pierce  
Canada Charter Issue Spawns New Snags Politicians Complicate Revision Process.  
The Washington Post, January 14, 1992, FINAL Edition  
By: William Claiborne, Washington Post Foreign Service
- \*115) 朝日新聞 99/02/14
- \*116) 手塚和彰『外国人労働者』日本経済新聞社 1889
- \*117) ドイツに学ぶ「ゾチアールの理念」誤解され続けてきた独外国人労働者政策 野川忍 『エコノミスト』毎日新聞社 92.6.30
- \*118)



- \*119) 98/04/04 朝日
- \*120) 87/07/31 朝日新聞
- \*121) 95/06/27 朝日
- \*122) 85/8/2 朝日 そのため、近年フランスは受け入れを緩和させることを検討していると報道されている。
- \*123) 00/02/24 朝日
- \*124) 90.04.10 朝日
- \*125) 戦後日本の歴史上、戦後直後も、国際結婚が多く見られ、また、社会問題にもなった。駐留米軍兵との結婚が多く見られ、そのまま夫が帰国したり、アメリカに渡った日本人妻が不幸になった事例が少なからずあったためである。そうした事情を描いた小説に、有吉佐和子の『非色』がある。
- \*126) 朝日新聞 1986.5.19
- \*127) 朝日新聞 87/03/16
- \*128) 朝日新聞 1987/09/03
- \*129) 朝日新聞 1985/03/15
- \*130) 朝日新聞 1987.1.1
- \*131) 朝日新聞 96/9/12
- \*132) 朝日新聞 9/22
- \*133) 古谷浩一 朝日新聞 98/8/3
- \*134) 'Pedofild"omd svensk hade fru och barn med p"w resan' Aftonbladet 2000.3.16
- \*135) Michael S. Serrill 'Wrapping the Earth in Family Ties' "Time" 1991/11/4
- \*136) <http://www.adopt.net/about.html>